

大館市森林整備計画書

第二次変更計画（令和 7 年 3 月）

【計画期間】

令和5年4月1日～令和 15 年3月 31 日



秋田県 大館市

変更事項及び理由

全国森林計画の策定に伴い、米代川地域森林計画が変更されたため、必要な事項を反映

森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する方針
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 第8 その他森林の整備の方法に関し必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

その他森林の整備のために必要な事項

- 7 その他必要な事項

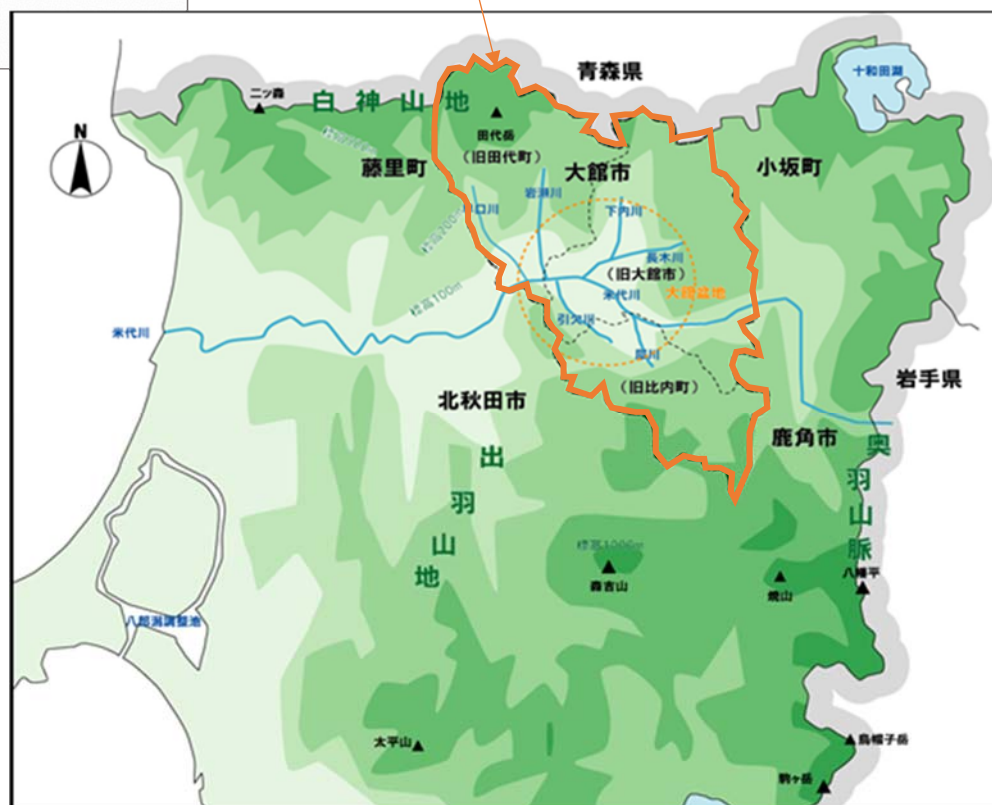
別表3 基幹路網の整備計画

- ・路線の新設

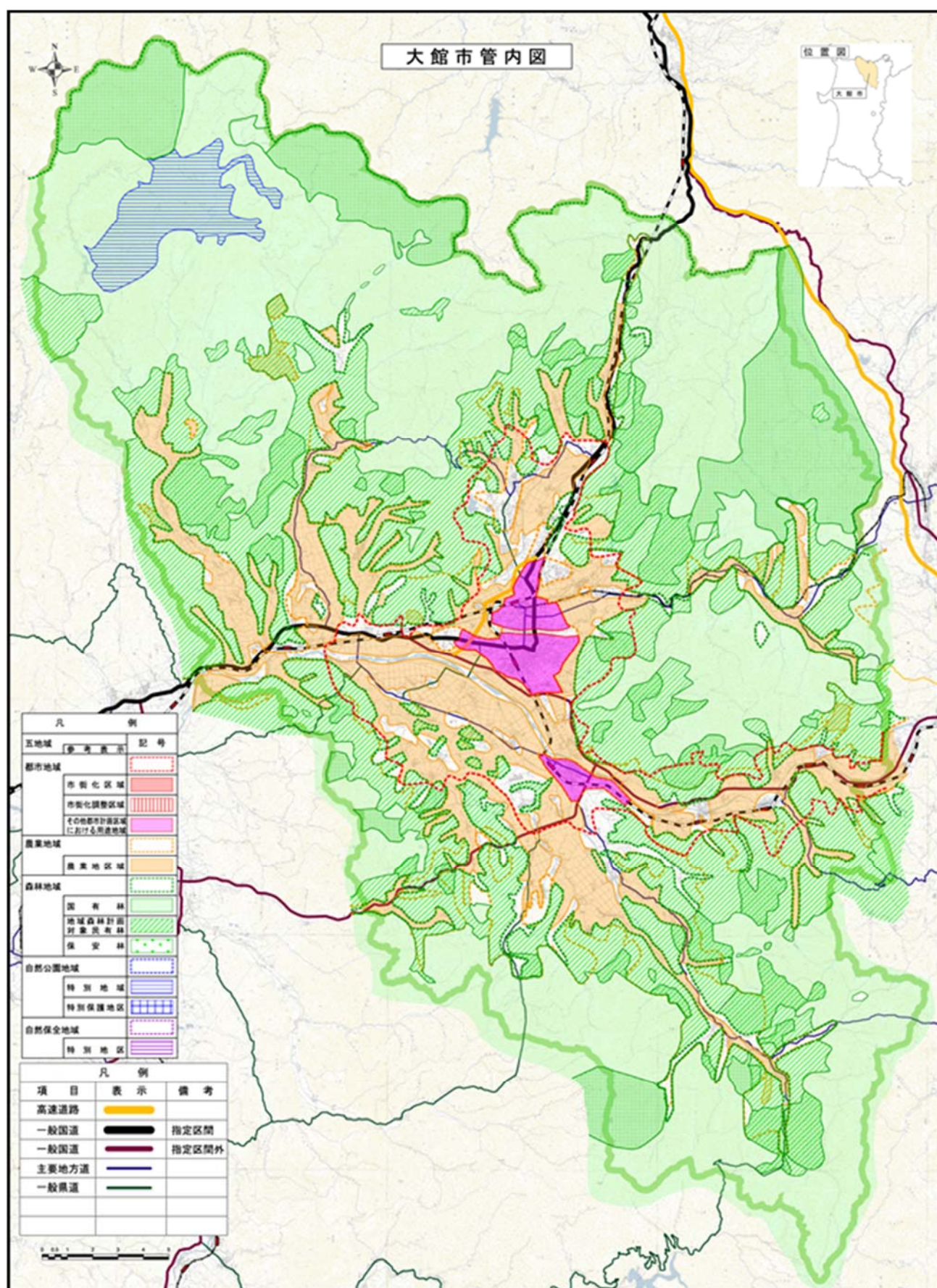
位置図



<資料：出典国土地地理院>



<大館市位置図（資料：都市計画マスタープラン）>



<土地利用規制状況（資料：都市計画マスタープラン）>

森林整備計画の樹立に寄せて



前森林整備計画の樹立から5年が経過し、令和を迎えて初めての森林整備計画の樹立となりました。

元号「令和」は、「万葉集」からの出典で、初めて国書が典拠となったことで話題になりましたが、万葉集には身分を問わない詠み人の約4,500首もの和歌が収載されています。

なかには杉を詠んだものもあり、「いにしへの人の植ゑけむ杉が枝に霞たなびく春は来ぬらし」とあるように、当時の人も昔の人が植えた杉にかかる霞に春の到来を感じたようです。

本市では、十和田火山の噴火で堆積したシラス層から曲げわっぱの原型が出土していることから、平安時代には既に「大館曲げわっぱ」につながる技術の萌芽が伺われ、この地に根付く「木づかいの文化」は、私たち大館びとのなかに脈々と受け継がれています。

そして現在、木材は従来の用途のほか、集成材・CLTに加工することでニプロハチ公ドームのような大規模木造建築物へ使用され、副産物はバイオマス燃料へ活用、さらにはセルロースナノファイバーや改質リグニンの原料など、新素材としての技術開発も進められています。

こうしたなかであって、令和3年2月に本市はゼロカーボンシティを宣言し、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロ達成を掲げ、脱炭素社会の構築への歩みを進めています。

その目標達成において、森林は経済効果を生み出す生産の場でありながら、二酸化炭素吸収の場・炭素固定の場でもあることから、地域経済と地球環境の双方にとっての「宝」であります。

この「宝」に十分な機能を発揮させ、輝き続けるものとするには、サステナブルな森林管理が必須であり、その手引きと言えるものが森林整備計画です。

新たな森林整備計画に沿った事業を展開することで、いにしえから受け継いできた木の文化を後世に伝えるとともに、持続可能な社会を実現するため、「伐って、使って、植えて、育てる」循環の輪を創造していきます。

より多くの皆様に本計画をご覧いただき、大館市の大きな宝の整備にご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

令和5年3月

大館市長 福原 淳嗣

重点施策

前計画の実績・・・・・・・・・・・・・・・・	1
「大館市森林整備計画」における重点施策・・・・・・・・	3
（重点施策１） 林業の成長産業化・・・・・・・・	4
（重点施策２） 再造林の推進・・・・・・・・	5
（重点施策３） 路網の整備・・・・・・・・	7
（重点施策４） 市産材活用推進のための木材安定供給体制の構築・・	8
（重点施策５） 森林経営管理制度の推進・・・・・・・・	9
（重点施策６） スマート林業の推進・・・・・・・・	10
（重点施策７） ゼロカーボンシティの推進・・・・・・・・	11
（重点施策８） 森林認証の取り組み拡大・・・・・・・・	12

伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・	13
2 林業成長産業化に関する事項・・・・・・・・	15
3 森林整備の基本方針・・・・・・・・	16
4 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・	20



森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・ 2 1
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・ 2 1
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 2 3

第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・ 2 4
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・ 2 6
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・ 2 7
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林を
すべき旨の命令の基準・・・・・・・・・・ 2 8
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 2 9

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・ 3 0
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・ 3 1
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 3 2



第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・ 38
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する方針

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大をするための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・ 40
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・ 42
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 44
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44



第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 5
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・ 4 6
- 3 作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 8
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 9

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・ 5 0
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 0
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・ 5 2
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 3

森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・ 5 4
- 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4



第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・ 5 5
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）・・・・ 5 6
- 3 林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・ 5 6
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・ 5 6
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 5 7

森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・・・・・・・・ 6 1
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、その他の施業の方法に関する事項・・・・・・・・・・ 6 2
- 3 保健機能森林の区域内の森林保健施設の整備に関する事項・・・・ 6 2
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・ 6 2

その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・ 6 3
- 2 生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・ 6 3
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・ 6 3



- 目 次 -

4	森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・	6 6
5	住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・	6 8
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・	6 8
7	その他必要な事項・・・・・・・・・・	6 9

- ・別表 1 公益的機能別施業森林等の区域
- ・別表 2 公益的機能別施業森林等の区域のうち、施業の区分を特定すべき森林の区域
- ・別表 3 基幹路網の整備計画
- ・別表 4 造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うべき区域
- ・参考資料
- ・用語の解説



前計画の実績

(1) 前計画の取組状況

本計画の計画期間（平成 30 年 4 月以降）における取組状況は、次のとおりである。

取組項目		実績数値	取組内容
林業成長産業化に関する事項	取組内容	—	大館北秋田地域構想重点プロジェクトにおける以下の取組を実施 ・大館市市有林協定フィールドでの取組 ・苗木生産施設整備 ・地域材利用促進事業 ・「地域内エコシステム」モデル構築事業 ・木育推進事業
人工造林の対象樹種・方法・期間	造林面積・再造林率	再造林率：12.3%	皆伐面積 438.72ha のうち 54.01ha を造林
保育の標準的な林齢・方法	低コスト造林・育林状況	—	林業成長産業化地域創出モデル事業において、コンテナ苗木生産施設を整備
路網整備（基幹路網・細部路網）	路網密度・計画路線整備状況	路網密度：7.33m	スギ人工林 16,882ha を通過している林道は 123,671m（GIS による実測ベース）
	森林作業道整備補助金の状況	11,184,313 円	令和 3 年度までに総延長 38,293m の森林作業道開設を支援
森林経営管理制度の推進	制度の実績・運用状況	—	・森林経営管理制度の専従職員を 7 名配置（うち、地域林政アドバイザー 1 名） ・意向調査計画 5 ヶ年分（市全体 20 年サイクル）を策定 ・意向調査対象区域 3,823ha を決定し、対象者の 65% から調査票の回答あり ・航空レーザ計測・森林資源解析を実施 ・森林筆界想定図を 6,800ha 作成 ・経営管理権集積計画を作成し、161.8ha を公告

地域材の利用 拡大	地域材の住宅 建築への導入 支援	10,570,000 円	秋田杉集成材等需要拡大事業費補助金、ウッド・チェンジ推進事業費補助金、ウッド・チェンジ推進奨励金により、令和 3 年度までに合計 135 件に対し地域材導入支援を実施
	ペレットストーブ 設置補助金事 業の活用状況	1,742,000 円	令和 3 年度までに 9 件の木質バイオマス燃料を使用する設備の導入を支援
市有林の整備・活用	森 林 整 備 面 積・素材生産 量・路網整備 延長	—	・「大館市花岡繋沢地域森林整備促進協定」及び「民国連携安定供給システム協定」による民国連携の推進（森林共同施業団地の設定、市有林と国有林による協調出荷） ・市発注業務において、令和 3 年度までに搬出間伐 187.54ha、保育間伐 30.84ha、作業道整備 21,160m、主伐再造林 3.13ha、針広混交林化 98.5ha を実施し、13,438.5 m³ の原木を流通販売 ・林業成長産業化地域創出モデル事業の取組において、令和元年度 8,080 m³、令和 2 年度 4,120 m³の原木を流通販売 ・林業専用道繋沢線（延長 640m）完成
公共建築物等 への木材の利 用	「大館市木材 利 用 基 本 方 針」に基づく市 産材活用状況	—	・大館市木材利用促進計画を策定 ・扇田駅公衆トイレ、大館第 21 分団消防車庫、比内第 5 分団消防車庫への市産材活用 ・東京都渋谷区の公共施設「渋谷区子育てネウボラ」へ大館市産材を供給 ・東京オリンピック 2020 選手村ビレッジプラザへ市産材を提供。解体後に返却された提供材（レガシー）を活用し「子どもの遊び場」を整備

「大館市森林整備計画」における重点施策

本市における森林の発揮すべき機能と望ましい森林施業の内容を示す「大館市森林整備計画」の樹立にあたり、計画の実効性を高めるために、以下の８つの重点施策を定めた。これらの重点施策は、前計画から継続して取り組む施策と今回新規に取り組む施策に大別される。

＜「大館市森林整備計画」における８つの重点施策＞

区分	重点施策の名称
前計画より継続して取り組む重点施策	①林業の成長産業化
	②再造林の推進
	③路網の整備
	④市産材活用推進のための木材安定供給体制の構築
新規に取り組む重点施策	⑤森林経営管理制度の推進
	⑥スマート林業の推進
	⑦ゼロカーボンシティの推進
	⑧森林認証の取り組み拡大

また、各重点施策を確実に実行するための具体的なアクションプラン（行動計画）を、それぞれ策定した。アクションプランの作成にあたっては、事前に関係者へのヒアリングを行い、大館市の森林整備や林業振興についての課題を抽出し、解決の方向性を検討した。

（重点施策１）林業の成長産業化

アクションプラン

- ◎「大館北秋田地域林業成長産業化協議会」の活動促進
- ◎「グリーン成長構想」に定める取り組みの方向性との調和

（１）林業の成長産業化への取り組み状況

平成 29 年度から令和 3 年度の 5 か年で、林野庁補助事業「林業成長産業化地域創出モデル事業」に取り組み、産学官連携による森林資源の循環利用やサプライチェーン構築に関する事業を実施した。

事業成果を活かすために、令和 4 年度より「大館北秋田地域林業成長産業化協議会」（以下、「協議会」という）を再編成し、活動を再開している。協議会の会員には、新たに、「住宅事業者」や「建築設計事業者」などが加入し、計 76 会員となっている。（令和 4 年 5 月時点）

今後は、特に木材活用の分野において、これまで取り組んできた“地産外商”に加え、地域内の住宅や公共・民間の建築物への地元産材の供給体制構築に向けた“地産地消”に取り組むことで、木材の安定的な需要を創出するとともに、森林所有者への利益還元に寄与し、更なる林業・木材産業の成長産業化を目指している。

また、令和 5 年 2 月に「グリーン成長構想」を策定し、「森林資源の適正な管理・利用」「新しい林業・木材産業の実現」「森林資源の地産地消によるまちづくりへの貢献」「地産外商による木材産業の競争力向上」「森林・林業・木材産業の新たな価値づくり」を 5 つの柱として、関連事業に取り組むこととしている。



グリーン成長構想

（２）アクションプラン

「大館北秋田地域林業成長産業化協議会」の活動促進

会員と連携し、協議会の積極的な運営を行い、川上・川中・川下の各分野における重点プロジェクトを着実に実施する。



協議会運営状況（左から総会・ワーキンググループ・ワークショップ）

「グリーン成長構想」に定める取り組みの方向性との調和

「グリーン成長構想」に定める取り組みの方向性と調和しつつ、「大館市森林整備計画」におけるアクションプラン・計画事項を実行する。

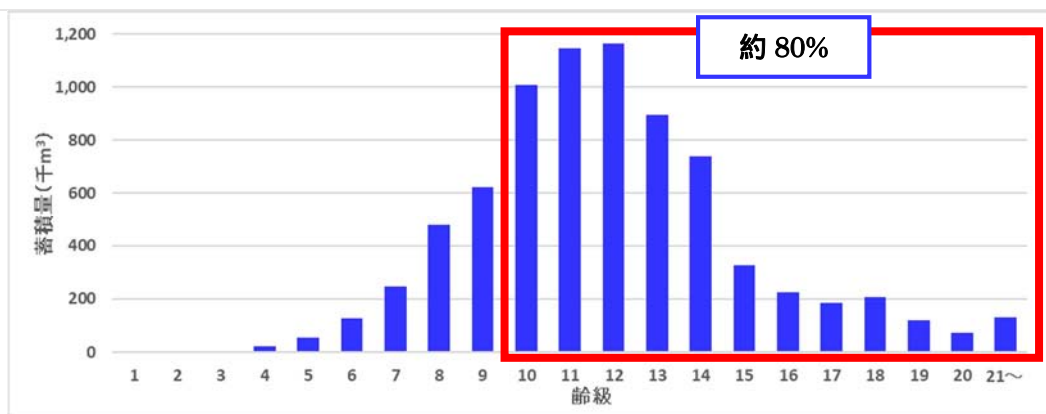
（重点施策２）再造林の推進

アクションプラン

- ◎再造林に関する支援
- ◎主伐再造林適地のゾーニング
- ◎低コスト造林・育林の推進
- ◎早生樹・エリートツリーの導入
- ◎造林育林の担い手確保

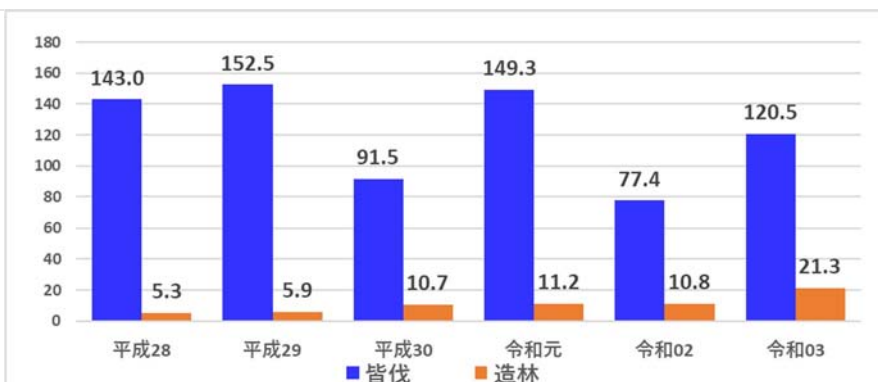
（１）大館市における再造林の現状

本市の人工林資源は、伐採利用が可能な 10 齢級（46 年生～）以上の割合が 80%を超えており、高度成長期に造成された人工林が本格的な利用期に入っているといえる。



< 民有林齢級別蓄積量グラフ(単位：千 m³) >

成熟した森林資源の利活用を促進すること、また森林の偏った林齢構成を是正し、森林の成長力、二酸化炭素吸収力を高めるためには、適地における主伐再造林の推進が必要である。本市において、主伐面積は増加しつつあるが、伐採跡地における再造林の割合が低い状況となっている。



年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和02	令和03
再造林率	3.7%	3.9%	11.7%	7.5%	14.0%	17.7%

< 大館市の民有林における皆伐面積と造林面積、再造林率の推移(単位：ha) >

(2) アクションプラン

再造林に関する支援

再造林を実施する森林所有者等向けに国・県そして市が上乗せ補助を実施している。更なる再造林推進のため、下刈・除伐等の育林施業を含めた支援メニューを拡充する。併せて、森林所有者、事業体に対する支援制度の周知や再造林の必要性の普及啓発を行う。

主伐再造林適地のゾーニング

「木材等生産機能維持増進森林」のうち災害発生の恐れが少ない人工林について、木材生産力が高く、傾斜が緩やかで、林道等からの距離が近いなどの施業好適地を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定める。当該区域における人工林の伐採後は原則として植栽による更新を行う。

低コスト造林・育林の推進

本市の地形や土質・土壌等の条件に適合した低コスト造林・育林の作業システムの構築や、施業機械の林内走行等を勘案した植栽本数・植栽間隔の最適化に取り組む。



協定フィールドでの一貫作業



コンテナ苗の運搬

早生樹・エリートツリーの導入

早生樹による短伐期化や、エリートツリー・大苗による保育コスト圧縮など、林業経営の収益性向上に取り組む。他地域でも実績があるコウヨウザンやヤナギ類等の試験的植栽を実施し、植栽後の生育状況や育林コストの検証を実施する。



早生樹のコウヨウザンとユリノキ

造林・育林の担い手確保

再造林・育林の着実な実施に向け、担い手確保に取り組み、林業事業体における造林・育林体制の充実を図る。

(重点施策3) 路網の整備

アクションプラン

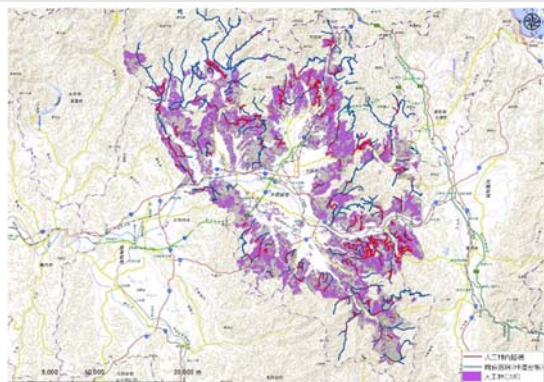
- ◎計画路線の整備促進と既設路線の維持管理体制の確立
- ◎壊れにくい道づくりの普及

(1) 路網の整備に関する取り組み状況

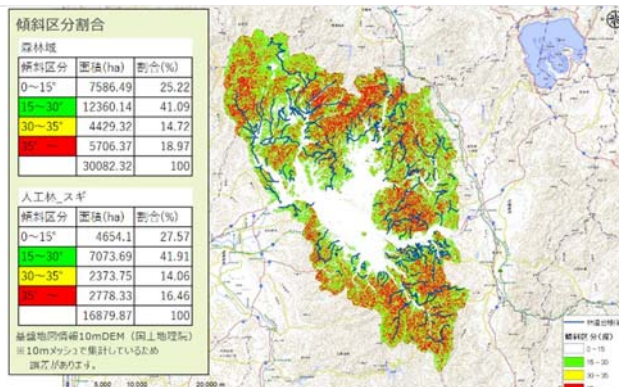
令和4年度までに、林業専用道として2路線(繫沢線・数馬線)を開設、令和5年度から大川目元渡線の整備を進める。また市有林において、森林作業道を計21,160m作設済みである。

(2) 作業システムから導かれる路網の整備目標

路網の整備目標を策定するためには、森林施業、特に素材生産における作業システムの検討が必要である。本市のスギ人工林は、緩傾斜地(0~15度)・中傾斜地(15~30度)の割合が約70%を占めているため、車両系による作業システムが中心となり、林道・林業専用道による基幹路網密度が約20m/ha以上必要であるが、現状は約7m/haに留まっている。



スギ人工林と既設路網の配置



大館市の森林における傾斜区分割合

(3) アクションプラン

計画路線の整備促進と既設路線の維持管理体制の構築

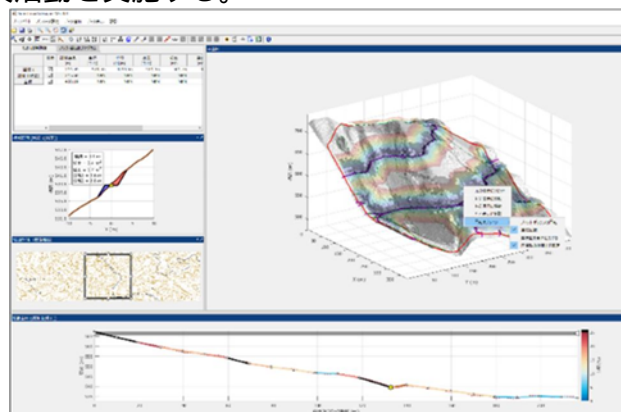
路網密度や航空レーザ計測データ解析などを勘案し、災害に強い計画路線整備を進める。また、既設の林道・林業専用道の維持管理と橋梁の長寿命化を推進するための体制を構築する。

壊れにくい道づくりの普及

林業事業者が素材生産時に開設する森林作業道について、航空レーザ計測データと路網設計支援ソフト等を活用した壊れにくい道づくりの普及活動を実施する。



既設林道における橋梁の点検



路網設計支援ソフト(FRD)

（重点施策４）市産材活用推進のための木材安定供給体制の構築

アクションプラン

- ◎木材の地産地消の推進
- ◎市産材の安定供給による森林所有者への収益還元

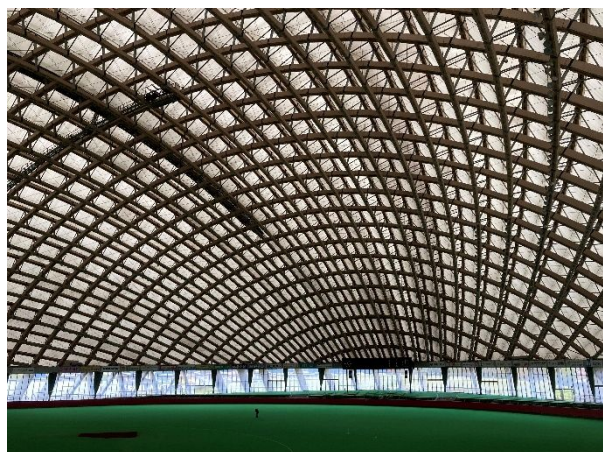
（１）木材利用の推進にかかる取り組み状況

本市は「大館市木材利用基本方針」、「大館市木材利用促進計画」を策定し、地元産材の利用を推進している。

令和３年度から「大館市ウッド・チェンジ推進事業」を開始し、住宅建築への地域材の利用を支援しているほか、市産材の公共建築物への積極的活用に取り組むとともに、木育インストラクター養成講座や木育キャラバンなどのウッドスタート事業を通して将来の木材需要創出のための人づくりを行っている。

このほかにも、「地域内エコシステム」モデル構築事業による木質バイオマス利用ボイラーの導入促進や、「大館曲げわっぱ150年の森育成事業」による伝統工芸品に使用するスギ優良材の育成を実施している。

これらの取組を着実に推進するためには、それぞれの用途に応じた市産材の安定供給を行うことが重要である。



木造公共施設の整備（ニプロハチ公ドーム）



大館曲げわっぱ150年の森

（２）アクションプラン

木材の地産地消の推進

大館市ウッド・チェンジ推進事業やウッドスタート事業の継続的な実施により市内の木材需要拡大を実施するとともに、木材利用促進計画に即した建築物全般の木質化を推進することで地産地消を推進する。

市産材の安定供給による森林所有者への利益還元

市外の大型製材工場や合板工場、バイオマス発電所といった大規模木材需要者に対し、市産材の安定供給体制を構築する。一般材の安定供給を行うためには、市有林を含む民有林全体での供給量の確保と販売体制の確立が必要であり、そのための市産材サプライチェーンの構築を目指す。

（重点施策５）森林経営管理制度の推進

アクションプラン

- ◎ 森林情報の整備と利活用
- ◎ 制度の周知
- ◎ 制度推進体制の充実

（１）森林経営管理制度における取組

本市は、森林経営管理制度の創設に伴い、制度実行体制の構築、意向調査の実施、境界明確化の推進、経営管理権集積計画の作成等の取り組みを実施してきた。

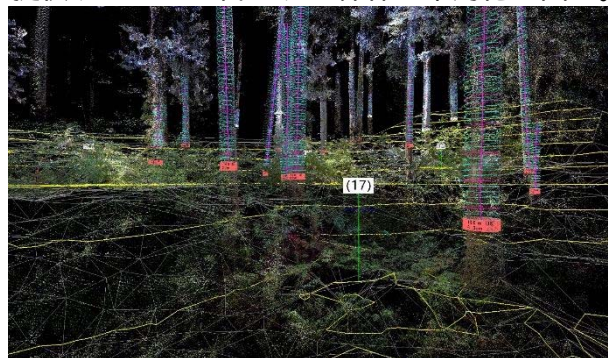
（２）アクションプラン

森林情報の整備と利活用

航空レーザ計測データの解析による森林筆界想定図の作成や地上レーザ計測データの活用により、森林所有者と林業事業体双方に有益な情報を提供することで管理する森林の集約化を図る。



筆界想定図（オルソ画像とCS立体図）



森林３次元計測システム「OWL」

制度の周知

広報おおだてや各種媒体を活用し、森林所有者の森林経営管理制度の理解を進めつつ、地域における座談会を開催する。

制度推進体制の充実

長期的・持続的に森林経営管理制度を推進するため、地域林政アドバイザー制度や地域おこし協力隊を活用し、実施体制の充実を図る。特に任期満了後の地域おこし協力隊には、林業人材として制度の推進、森林の管理や施業に携わることを想定し、人材育成に取り組む。

また、森林整備に特化した組織の設立・運営に取り組むため、事例研究を進めていく。



専従職員配置（地域林政アドバイザーほか）



ドローン空撮による境界明確化

(重点施策6) スマート林業の推進

アクションプラン

- ◎スマート技術の導入推進
- ◎スマート技術の普及
- ◎スマート技術を有効活用する人材の育成

(1) スマート林業の取り組み状況

平成 29 年度より、森林経営管理制度の推進、並びに森林施業の効率化を目的として、GIS データの整備、QGIS の講習会、地上レーザ計測機器やドローンによる苗木運搬・森林現況把握に関する実証を行ってきた。

各実証を経て、技術導入にかかる明確な目標の設定、インフラ整備における行政と民間の役割分担、費用対効果の把握、異業種との連携等の課題が明確となった。

(2) アクションプラン

スマート技術の導入推進

航空レーザ計測による森林資源情報の把握と GIS の整備、地上レーザ計測機器の導入と取得データの林業事業体への提供、ドローンによる資材運搬や森林情報収集に向けた実証を行う。



地上レーザ計測機器の導入



ドローンによる苗木運搬の実証

スマート技術の普及

林業事業体へのスマート技術の普及を図るために、協議会の場を活用し、勉強会や体験型セミナーを開催する。普及する内容としては、各種スマート技術の紹介、費用対効果の把握方法、機器やソフトの稼働率向上策等とし、必要に応じて、システム事業者等とのマッチングも行う。



多目的造林機械体験



アシストスーツによる植栽体験

スマート技術を有効活用する人材の育成

スマート技術を有効活用するための人材育成を、行政・林業事業体の双方で実施する。育成に当たっては、全体研修を実施するとともに、スマート技術活用のキーパーソンとなるコア技術者を選定した上で専門的な教育機会を提供し、現場技術者への段階的な波及を図る。

（重点施策 7）ゼロカーボンシティの推進

アクションプラン

- ◎二酸化炭素吸収量の拡大と森林整備の推進
- ◎航空レーザ計測データの活用による二酸化炭素吸収量の算定精度向上
- ◎木材の貯蔵効果に着目した市産材の利用拡大
- ◎木質バイオマス利用の拡大

（１）ゼロカーボンシティについて

本市は令和 3 年 2 月、2050 年までに二酸化炭素排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言した。その主な取り組みの中に「再生エネルギーへの転換」「木材の地産地消の促進」「森林整備による二酸化炭素吸収及び固定化の促進」を掲げており、森林・林業・木材産業分野が担う役割は大きい。

また、「大館市木材利用促進計画」においては、ゼロカーボンシティの実現に取り組む上で木材利用の位置づけを明確化している。

今後策定を予定している「大館市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」においても、森林による二酸化炭素吸収、並びにバイオマス利用による二酸化炭素排出削減は必須となる。

（２）アクションプラン

森林整備による二酸化炭素吸収及び固定化の推進

木材利用推進による林業の成長産業化と森林による二酸化炭素吸収量の維持を両立した森林整備に取り組む。具体的には、主伐後の再生林の推進と建築用材など長期使用が見込まれる用途への利用推進を図る。

航空レーザ計測データの活用による二酸化炭素吸収量の算定精度向上

航空レーザ計測データの解析により、精度の高い樹種別面積や樹高・本数密度を把握し、二酸化炭素吸収量の算定精度向上に取り組む。

木材の貯蔵効果に着目した市産材の利用拡大

木材が有する二酸化炭素貯蔵効果を最大限に発揮させるため、大館市木材利用基本方針及び大館市木材利用促進計画に即した、市産材の安定供給体制を構築し、製品寿命の長い木材製品や耐久財への活用を進める。

木質バイオマス利用の拡大

地域住民や森林所有者へ利益還元される「地域内エコシステム」を基本とし、公共施設等でのバイオマス熱利用の促進を行うとともに、建築用材等とのバランスを取りつつ、木質バイオマス用材の供給拡大を行う。



関連施設の現地調査・視察会



木質バイオマスの利活用による CO₂ 排出削減

（重点施策 8）森林認証の取り組み拡大

アクションプラン

- ◎ 森林認証材の安定供給体制構築
- ◎ 環境に配慮した施業
- ◎ CoC 認証の普及と森林認証材の利用促進

（１）森林認証の取り組み

本市は、令和 5 年 1 月に大館市有林（約 2,295ha）における SGEC 森林認証（FM 認証）を取得している。取得と併せて、大館北秋田地域林業成長産業化協議会において、森林認証材サプライチェーン構築ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という）を設置し、以下を目標として活動を実施している。

地域内における森林認証材の拡大
森林認証材供給体制の構築
森林認証材の需要拡大
都市部・地域内公共施設等での利用促進



SGEC 森林認証ロゴマーク

（２）アクションプラン

森林認証材の安定供給体制構築

本市の森林認証取得を契機に、大館北秋田地域林業成長産業化協議会と連携して森林認証制度の普及・拡大（グループ認証等）を進め、認証材の安定供給体制の構築を図る。



森林認証における先進地視察（北海道）

環境に配慮した施業

「大館市有林 SGEC 森林管理認証マニュアル」に即した持続可能な森林管理を実施する。

CoC 認証の普及と森林認証材の利用促進

川上・川中・川下への森林認証制度の普及・拡大と併せて、デジタル技術の活用によりサプライチェーンの強靱化を図ることで、認証材の都市部及び地域内公共施設等での利用促進を図る。

伐採、造林、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

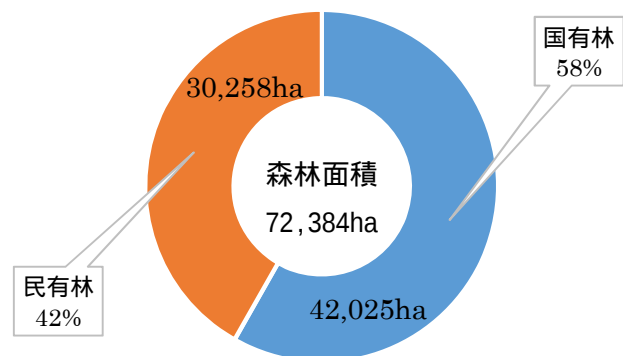
本市は秋田県北部に位置し、奥羽山脈と出羽岳陵の2つの隆起帯に挟まれた米代川上流域に位置し、秋田スギの主要な産地である。総面積91,322haのうち72,283ha（森林率79%）を森林が占め、30,258ha（約42%）は民有林であり、人工林が17,655ha（約58%）となっている。また、国有林の割合が約58%と半数を超えており、従来から森林の利用等を通じて国有林と住民との関わりが深い地域である。

こうした環境の中、本市民有林では主伐期を迎えた森林が全体の約8割を占め、伐採、利活用、再造林という資源循環を開始するに適した森林資源状況にある。しかしながら、木材利用における現状は、年々減少の一途を辿っている住宅着工件数の影響だけでなく、新型コロナウイルス感染症の蔓延、ウッドショック、円安やロシアによるウクライナ侵攻など、木材需給の不透明さが増している状況にある。素材生産においても、主伐された民有林では天然更新が主であり、再造林がほとんど行われない状況となっている。安易かつ性急な需要対応で、伐採後に再造林されず放置されれば森林の公益的機能が損なわれる恐れもあり、確実に「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環を実現させることが喫緊の課題である。

市の木でもある「秋田スギ」は、かつて豊臣秀吉が、秋田地方の領主であった秋田氏らに命じ、造船や伏見城建築のため秋田スギ材を献上させたことにより、全国的にその名を馳せた。現在も製材・加工については、秋田スギ主要産地の特性から森林資源を有効に活用する生産基盤を広く有している。「大館曲げわっぱ」を代表とする伝統的工芸品から桶・樽等の生活用品、建築材料では構造及び羽柄の製材から集成材また造作材、仕上材といった付加価値製品、さらに土木用資材から木質チップに至るまで幅広い加工技術が集積した地域である。

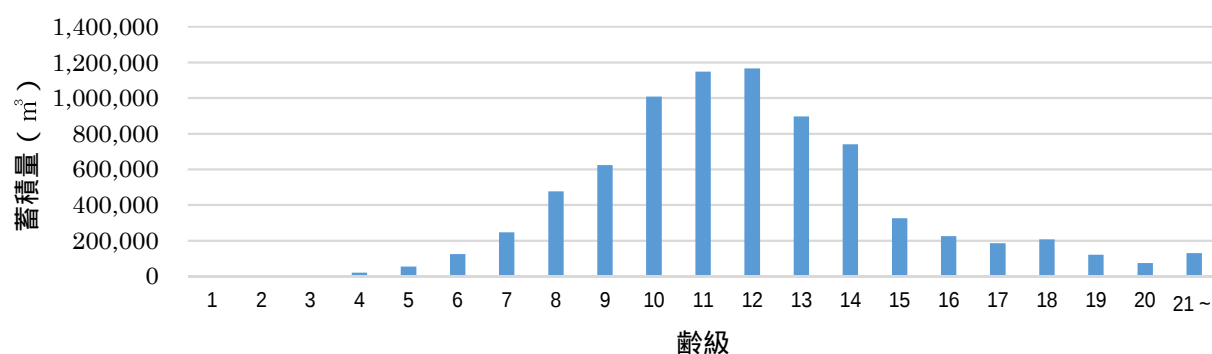


大館曲げわっぱ

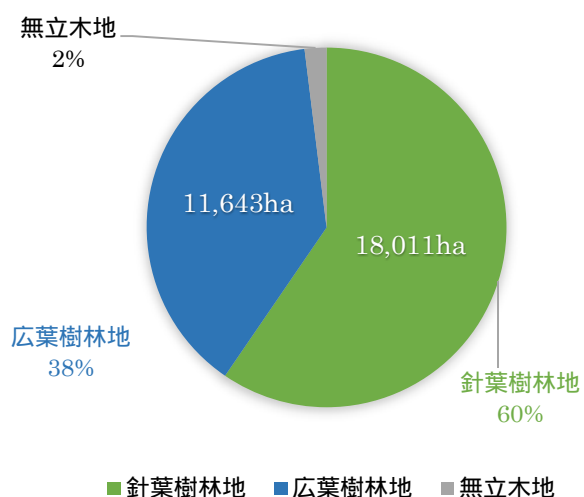


民有林 / 国有林面積割合

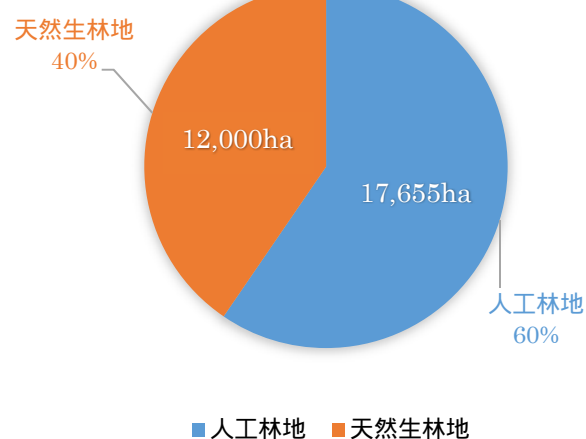
民有林齢級別蓄積量



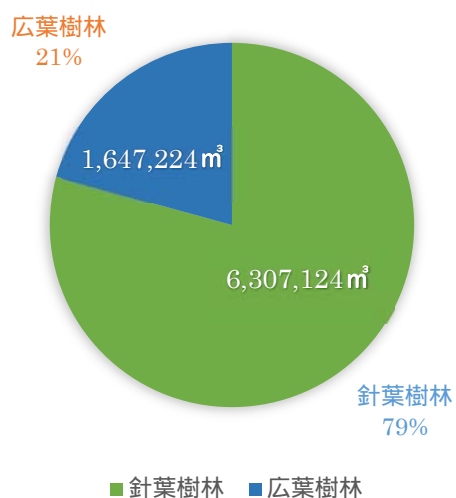
民有林針 / 広葉樹林面積割合



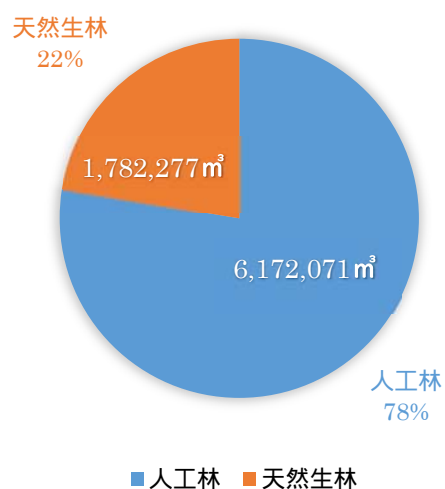
民有林人工 / 天然林面積割合



民有林針 / 広葉樹林蓄積量割合



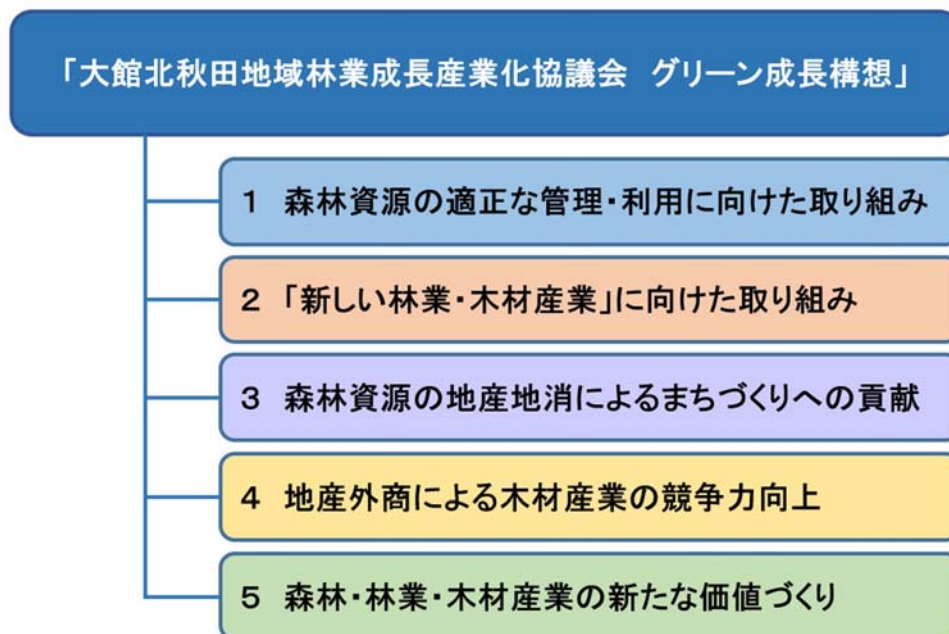
民有林人工 / 天然林蓄積量割合



2 林業成長産業化に関する事項

平成29年10月、秋田県北部における地域の豊富な森林資源を効率的に資源循環させることを目標に、「大館北秋田地域林業成長産業化協議会」を設立し、伝統的な林業地としての復活と林業を軸とした地域産業の成長の実現に向けた取り組みを推進してきた。

令和3年6月に閣議決定された「森林・林業基本計画」では、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げており、2050カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けている。同協議会でもグリーン成長構想として5つの柱のもと、林業成長産業化を深化させていく。



< グリーン成長構想で掲げる5つの柱 >



< 2050カーボンニュートラルに向けた取り組み（イメージ図） >

3 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適切な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持増進を推進する。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

各機能の望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林



曲田字沢口 地内

山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林



比内町小坪沢

快適環境形成機能

樹高が高く、枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林



雪沢字小雪沢（長木川溪谷）

保健・レクリエーション機能

- ・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、市民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
- ・史跡・名勝等と一体になって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林



東字岩神沢

文化機能

- ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林



松峰神社 参道

生物多様性保全機能

- ・原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林



芝谷地湿原植物群落

木材等生産機能

- 材木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林



岩瀬字繫沢

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

米代川地域森林計画で定める森林整備及び保全の基本方針を基本とする。

水源涵養機能^{かん}

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林や、秋田県水源森林地域の指定により適切な管理を推進することとする。



山瀬ダム
(岩瀬字大川目元渡)

山地災害防止機能 / 土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能 / 土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとする。



山腹崩壊による土砂流出
(比内町中野)



山腹工
(早口字下畑)

快適環境形成機能

市民の日常生活に密接に関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風（雪）害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。



大館少年自然の家 周辺
(東字岩神沢)

保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林・キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など市民の保健・教育的利用に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、市民に憩と学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するとともに、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。



五色湖

文化機能

史跡・名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。



葛原 老犬神社

生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通じて適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。



芝谷地湿原植物群落

木材等生産機能

材木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の木材を生育するための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。



高性能林業機械の活用

4 森林施業の合理化に関する基本方針

森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進するため、森林所有者等への働きかけや情報提供などの啓発活動を行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業者へ森林経営の委託への転換を目指すものとする。

また、流域管理システムの推進機関である米代川流域林業活性化センターの方針のもと、県、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、森林管理署、教育機関等が相互に連絡を密にして、森林施業の集約化や適切な路網の配置、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を産・学・官の連携のもと、計画的に推進するものとする。

森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採林齢及び森林の構成を勘案して、次のとおりとする。

地域 \ 樹種	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
市全域	50年	40年	40年	35年	50年	60年	25年

注）なお、標準伐期齢は主伐の時期に関する指標として定めるものであり、森林の伐採を促すものではない。

また、保安林等における伐採規制等の指標に用いられる。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐にあたっては「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとする。また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

施業の区分	標準的な方法													
育成単層林施業	主伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、少なくとも20ha毎に保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。 また、林地の保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等被害の防止及び風致の維持等のための必要がある場合は、溪流付近や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。 主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して多様化及び長伐期化を図るものとする。 【主伐時期の目安】 <table><tr><th>樹種</th><th>生産目標</th><th>胸高直径（cm）</th></tr><tr><td rowspan="3">スギ</td><td>芯持ち柱材</td><td>20</td></tr><tr><td>一般建築材</td><td>26</td></tr><tr><td>芯去り柱材</td><td>34</td></tr><tr><td>マツ</td><td>一般建築材</td><td>26</td></tr></table> 伐採跡地については、ぼう芽更新による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。 また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等	樹種	生産目標	胸高直径（cm）	スギ	芯持ち柱材	20	一般建築材	26	芯去り柱材	34	マツ	一般建築材	26
樹種	生産目標	胸高直径（cm）												
スギ	芯持ち柱材	20												
	一般建築材	26												
	芯去り柱材	34												
マツ	一般建築材	26												

育成単層林施業	を考慮し、必要に応じ芽かき、植込みを行うものとする。 皆伐後、かき起こし・刈払い等により、天然更新を行う場合には、1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準じるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため10月から4月の間に伐採を行うものとする。 なお、更新の状況を考慮し、必要に応じて植込み又は更新補助作業を行うこととします。
育成複層林施業 気候・地形・土壌等自然的条件、林業技術体系からみて人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層が構成され、かつ、森林の諸機能の維持増進が期待される森林について実施する	主伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種・林分構成等を勘案して行うものとする。 また、自然条件、下木の生育条件を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。 択伐は、天然下種更新が確実な林分で行うこととし、伐採にあたっては、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適切な繰り返し期間で行い、伐採率はおおむね30～50%（本数率）を基準とする。 スギを主体とする育成複層林施業を行う場合は、当面は常時複層林の二段林施業によるものとし、造成にあたっては、当該森林の林分が標準伐期齢に達した森林について主伐を実施して植栽するものとする。 なお、造成後の上層木の主伐の実施にあたっては、下層木に損傷を与えないよう伐採方法に留意するとともに、主伐後速やかに植栽するものとする。
天然生林施業 天然力の活用により、適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が期待される森林について実施する	皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所についてモザイク状に配置する等分散に配慮するものとする。 択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に、適正な繰り返し期間で行い、伐採率はおおむね30～50%（本数率）を基準とする。



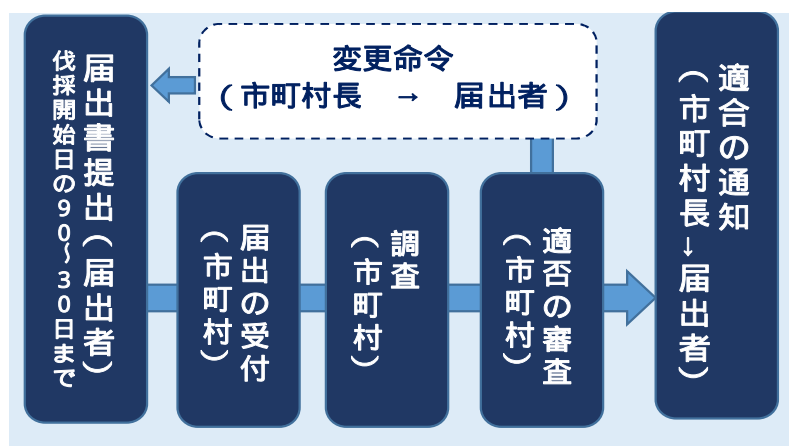
< 施業方法のイメージ図（出典：林野庁資料） >

【伐採及び伐採後の造林の届出】

（森林法第10条の8第1項）

森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行うことが義務付けられている。

また、令和5年4月から、上記届出に必要な書類の添付が義務付けられている。



～ 届出の手順 ～

3 その他必要な事項

木材等生産機能維持増進森林においては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りながら持続的・安定的に木材等を生産するために、成長量程度の伐採を行う。

また、公益的機能を維持増進する必要のある森林については、本計画において伐採方法を特定し、環境に配慮した伐採に努める。

なお、保安林等法令により制限のある森林については、制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、生物多様性の保全などにも配慮した伐採を行う。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林は適地適木を旨とし、立地条件や既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等が優れている次の樹種を選定するものとする。

なお、次の樹種以外を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等に相談し、適切な樹種を選択することとする。

また、コンテナ苗・大苗を導入した低コスト施業と食害対策に優れた苗木や特定苗木(エリートツリー)など成長に優れた苗木、花粉症発生源対策の加速化を図るため少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の利活用に努めることとする。

区 分	樹 種 名
針 葉 樹	スギ、アカマツ、クロマツ、カラムツ等
広 葉 樹	ケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等 (将来林分において高木となりうる有用樹)

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の植栽本数等は、施業の効率性や地位等の立地条件、生産材の目標、伐期等を勘案し、次のとおりとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)
スギ	疎密度仕立て(収量比数0.5)	1,500~2,100
	疎~中庸密度仕立て(収量比数0.6)	2,101~2,500
	中庸密度仕立て(収量比数0.7)	2,501~3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとする。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、上層木の植栽時の本数等を勘案して、植栽本数を決定することとするが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとする。

イ その他人工造林の方法

地拵えについては、雑かん木、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋状に集積するか、又は植栽地外に集積する。

植付けについては、植栽時期を春又は秋植えとするとともに、極力乾燥時期を避ける。全刈地拵えの場合は正方形植を原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って筋を通して植え付ける。必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行う等、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行う。また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める。



コンテナ苗



ディブル



ディブルによる植栽穴造成の様子

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、人工造林をとまなうものにあつては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年を超えない期間で更新を図るものとする。



< 森林の適切な更新のイメージ図（出典：林野庁資料） >

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系からみて、主として天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うこととし、自然条件、既往の生育状況を勘案し、健全に生育し、材質等に優れている樹種とし、次のとおりとする。

針葉樹及びブナ、ナラ類、クルミ類、クリ、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ（センノキ）、カンバ類等の広葉樹であって将来その林分において高木となりうる有用樹とする。

は、ぼう芽更新が可能な樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

気候その他の立地条件、既往の造林方法等を勘案し、「第2の2の(1)」に定める対象樹種期待成立本数は次のとおりとし、天然更新を行う際にはその本数の10分の3を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限る）とする。

樹 種	期待成立本数
2 - (1) に定める樹種	7,000本/haを基準とする。

注) 期待成立本数は、現段階では確立されていないことから、今後の状況により確立された数値を優先することとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

- a ナラ類のぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかとなる3年目頃に、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～5本を目安として、ぼう芽整理を行うこととする。
- b ササや粗腐食の堆積等により更新を阻害されている箇所では、末木や枝条類の除去あるいは、かき起こしを行い、発生した稚樹の生育を促進するための刈払いを行うほか更新の不十分な箇所には植え込みを行うこととする。
- c ブナは種子の結実及び林床条件を考慮して、天然稚樹の発生、育成を促す地表処理、刈出し等の作業により更新を図ることとする。
- d アカマツは伐採前又は伐採後に地床処理による天然更新補助作業を行うこととする。
- e 天然更新の環境基準は、当該樹種の期待成立本数の30%（立木度3）を基準とし、伐採の一定期間の後に更新状況の確認を行うとともに、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実な更新を図ることとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、「秋田県天然更新完了基準書（秋田県地域森林計画編成業務要領）（令和4年4月1日適用）」に基づき、伐採後の林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとする。

また、天然更新が期待できない森林については、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ることとする。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

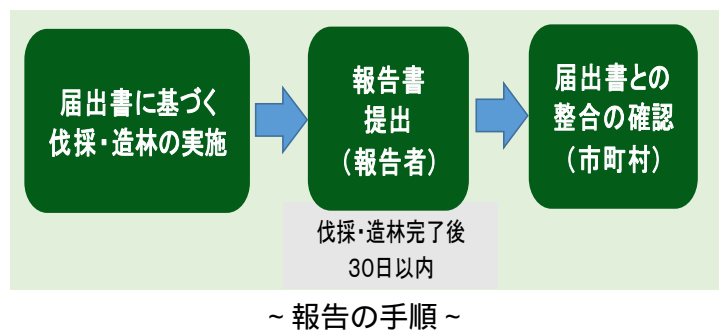
伐採跡地の天然更新については、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨とし、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに林地の更新状況を確認し、更新完了を判断することとする。

【造林完了後の状況報告】

（森林法第10条の8第2項）

平成28年5月の森林法改正により、平成29年4月以降、伐採及び伐採後の造林の計画の届出を行った場合、事後に市町村長への伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告が義務づけられている。（造林を完了した日から30日以内）

また、令和4年4月から、上記報告に加え、伐採後の森林の状況の報告が必要となった。（伐採を完了した日から30日以内）



3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の的確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとする。

- a 種子を供給する母樹が存在しない森林
- b 有用天然木（第2の2の（1）に定める樹種）の稚樹の育成が期待できない森林
- c 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域			備 考
地 区	林 班	小 班	
大 館	1 1	6 ~ 1 0	花岡町字繫沢
	2 1	1 1、1 2	粕田字道端
	5 2	4 4、5 5 - 1、5 6、 6 1 ~ 6 3	沼館字稲荷沢
	5 7	2 2	釈迦内字相染台
	1 0 3	1 0	山館字沢
	1 8 6	1、5、6	大披字大沢
比 内	1	1 8	比内町扇田字長坂
田 代	1 7	2、4、5 ~ 7 - 1	早口字大淵滝の沢口、貝倉向袋
	7 3	1 ~ 2 4、3 5、3 6、5 2、 5 4、5 5、5 6	岩瀬字繫沢
	7 4	4、5、1 1 ~ 1 4、1 7、 1 8	岩瀬字内町沢
	7 5	1、2、4、6、8、1 0、 2 4、2 5	岩瀬字内町口
	9 7	8 4、8 5	山田字杉の沢
	1 0 1	6 5、8 4	山田字上畑の沢

4 森林法 1 0 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 1 0 条の 9 第 4 項の伐採の中止又は命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

「 第 2 の 1 の (1) 人工造林の対象樹種」による。

イ 天然更新の場合

「 第 2 の 2 の (1) 天然更新の対象樹種」による。

【伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等】

(森林法第 1 0 条の 9 第 4 項)

同法第 1 0 条の 8 第 1 項 (伐採及び伐採後の造林の届出) の規定に基づく届け出の提出をせずに立木を伐採した者が引き続き伐採を続けた、またはその者が伐採後の造林をせず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば、周辺地域において災害、水害その他環境を著しく悪化させる恐れがある場合、その者に対し、伐採の中止を命じる、または伐採跡地において、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数は、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で「第2の2の(2)ア」に定める期待成立本数とする。

5 その他必要な事項

(1) 木材等生産機能維持増進森林における更新の確保

木材等生産機能維持増進森林については、森林資源の循環利用、公益的機能の維持を図るため、「第2の1の(2)」に定める人工造林又は「第2の1の(2)」に定める天然更新の標準的な方法により、確実な更新を確保することとする。



< 森林資源の循環利用のイメージ図（出典：林野庁資料） >

(2) 「大館市森林整備促進対策事業費補助金」について

人工林における確実な更新を確保し、森林資源の循環や林齢構成の平準化を図るため、森林所有者等による植栽・下刈り等の施業について、大館市独自の支援を実施する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法

その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の自然条件、既往の間伐方法等を勘案し、森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨として、時期、回数、方法等を次のとおりとする。

なお、1回当たりの間伐率は概ね本数率で30%、材積率で35%以内とする。

生産目標	主伐までの目標
良質材生産	節などの形質の悪い木がない良質な小～中径材の生産を目指す
一般材生産	植栽や間伐のコストを抑えて、低コストな生産を目指す
大径材生産	天然秋田スギの代替えになるような良質な大径材の生産を目指す

樹種	生産目標 (植栽本数)	伐期 (年)	仕立て 方法	間伐の時期(年)							備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	良質材生産 (3,000本)	50	中庸密度	11～15	21～25	26～30	31～35	36～40			
		80	仕立	11～15	21～25	26～30	31～35	41～45	51～55	61～70	
	一般材生産 (3,000本)	50	中庸密度	16～20	21～25	26～30	36～40				初回は除伐
		80	仕立	16～20	21～25	26～30	36～40	51～60			
	一般材生産 (2,500本)	50	中庸～疎	16～25	26～30	36～40					初回は除伐
		80	密度仕立	16～25	26～30	41～45	56～65				
	一般材生産 (2,100本)	50	疎密度	16～25	31～40						初回は除伐
		80	仕立	16～25	31～40	46～55	56～65				
	大径材生産 (3,000本)	100 以上	中庸密度 仕立	16～20	21～25	26～30	36～40	51～60	66～75	81～90	初回は除伐

標準的な方法

- ・間伐の標準的な間隔は次を標準とする。
標準伐期齢未満：10年
標準伐期齢以上：15年
- ・1回あたりの間伐率は概ね30%(本数)とする。
- ・間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこととする。
- ・保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とし、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮することとする。
- ・立地条件の劣る森林における初回間伐であって、効率的な作業実施のため必要がある場合については、列状間伐の実施も考慮することとする。
- ・利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進することとする。
- ・地形上、風衝地となり得る場所においては、風害に留意して間伐を行うこととする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は、当該森林の植栽や立木の生長度合いを勘案し、適切に実施するものとする。

特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な作業方法により行うこととする。

また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

○スギ人工林の保育の目安

	施業種	林 齢																												備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	22	26	30						
良質材生産	下刈り	○			○	○	○	○					○			○														
	除伐											○				○														
	枝打ち														○			○					○	○	○		枝下高8.0m			
	つる切り										○				○															
	雪起し																													
一般材生産	下刈り		○	○	○	○	○																							
	除伐											○																		
	枝打ち															○						○					枝下高4.0m			
	つる切り											○																		
	雪起し											○				○												雪害木は除伐時に対応		

注) ○ : 年2回実施 ○ : 年1回実施 : 必要により実施

施業種	標準的な方法
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。
除伐	造林木の生長を阻害または阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。侵入した広葉樹については、土壌の化学性の維持改善、景観の向上等を図るため、形質の良好なものの保存を考慮することとする。実施時期は8～10月頃を目安とする。
枝打ち	病虫害の発生を予防するとともに、良質材を得るため、必要に応じて行う。実施時期は12月下旬～3月上旬頃を目安とする。
つる切り	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は6～7月頃を目安とする。

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じて林地残材や枝条を集積し、災害の防止に努めるものとする。

また、森林の状況に応じて高性能林業機械の活用や列状間伐の導入など効率的な施業の実施を図るものとする。

なお、局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、間伐及び保育の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行っていたのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を次のとおりとする。

間伐又は 保育の種類	間伐又は保育の方法
間伐	路網の整備の遅れにより間伐が十分に実施されていない地区の人工林については、風害に留意し、間伐の繰り返し期間は5年程度とし、5～8%の間伐率（材積）による間伐を実施する。
下刈り	雑草木の繁茂の著しく材木の成長が遅い地区については、標準的な方法に示す林齢を越える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木のおおむね1.5倍になるまで追加して行う。
つる切り	つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施する。



間伐実施状況（早口字平滝）



下刈作業風景（岩瀬字繫沢）

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域、及び当該区域内の森林施業の方法については、次のとおりとする。

(1) 水源の^{かん}涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (以下：水源涵養機能維持増進森林)

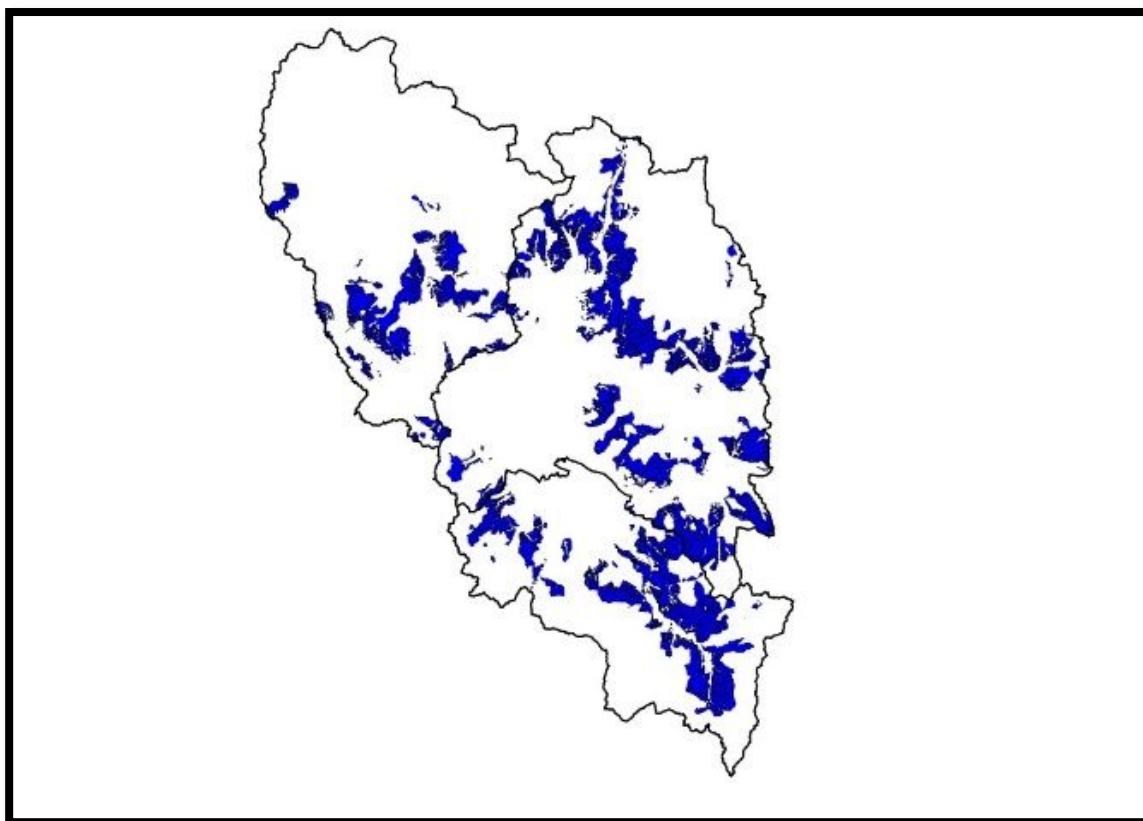
ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、土砂流出防備保安林(比較的地盤が安定している森林)、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源としてため池・湧水池・溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとし、区域については別表1に定める。

イ 施業方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定める。

樹種 地域	スギ	アカ マツ	クロ マツ	カラ マツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹
市全域	60年	50年	50年	45年	60年	70年	35年



また、急傾斜の森林又は成長量の低い森林については、育成複層林に誘導する。公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なこの他の森林は、自然条件に応じて広葉樹の生育を促し、針広混交の育成複層林に誘導する。天然生林のうち、下層植生等の状況から公益的機能の発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林については、更新補助作業により育成複層林に誘導することとする。

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下: 山地災害防止等機能維持増進森林) 快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下: 快適環境形成機能維持増進森林) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下: 保健文化等機能維持増進森林)

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化等機能の維持増進を図るため、次頁の ~ の森林などを区域として設定することとし、区域については別表1に定める。

なお、区域において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように定める。

イ 施業方法

施業方法として、アの に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮したうえで伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力を活用した施業、アの に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、アの に掲げる森林においては、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

このため、アの ~ の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については択伐による複層林施業を推進することとし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

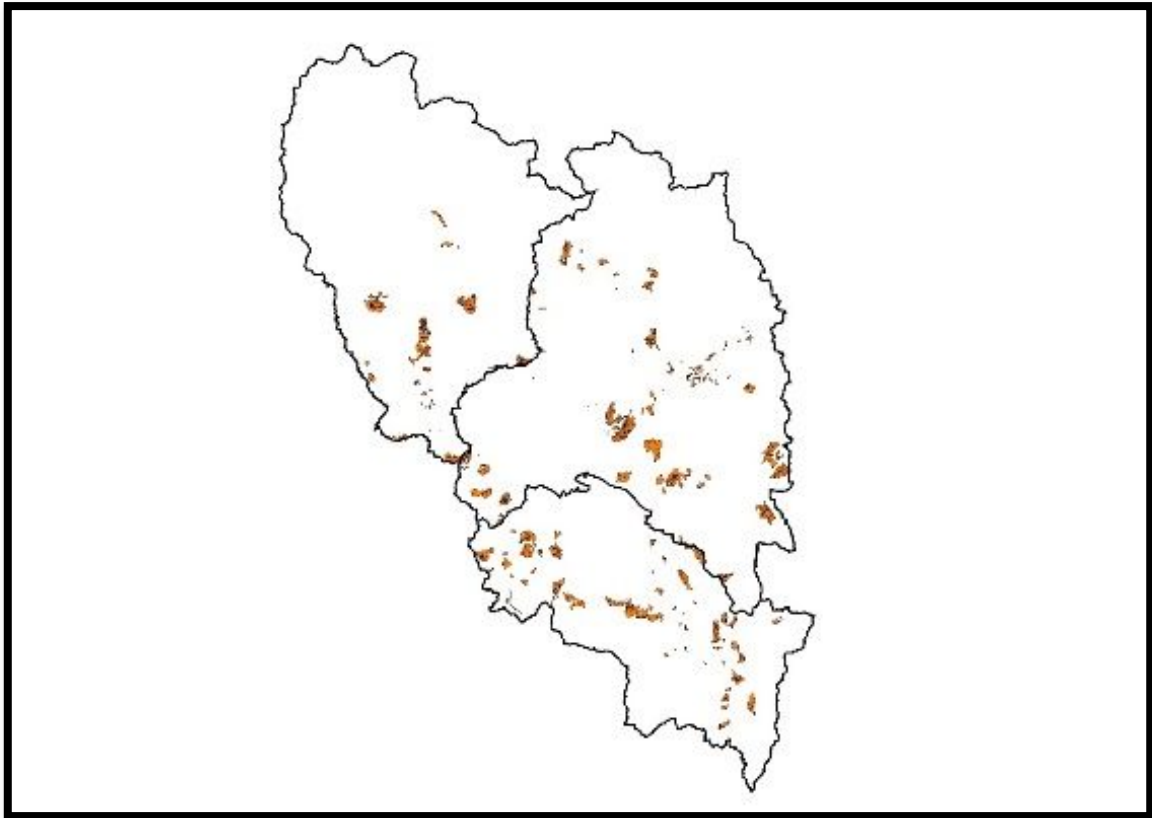
また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能が確保できる森林は、長伐期施業を推進することとし、主伐の時期は標準伐期のおおむね2倍以上とすることとする。

なお、保健文化機能維持増進森林のうち、特に地域独特の景観等が求められる森林においては、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとし、アの ~ までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

地域 \ 樹種	スギ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	ブナ	その他広葉樹
市全域	100年	80年	80年	70年	100年	120年	50年

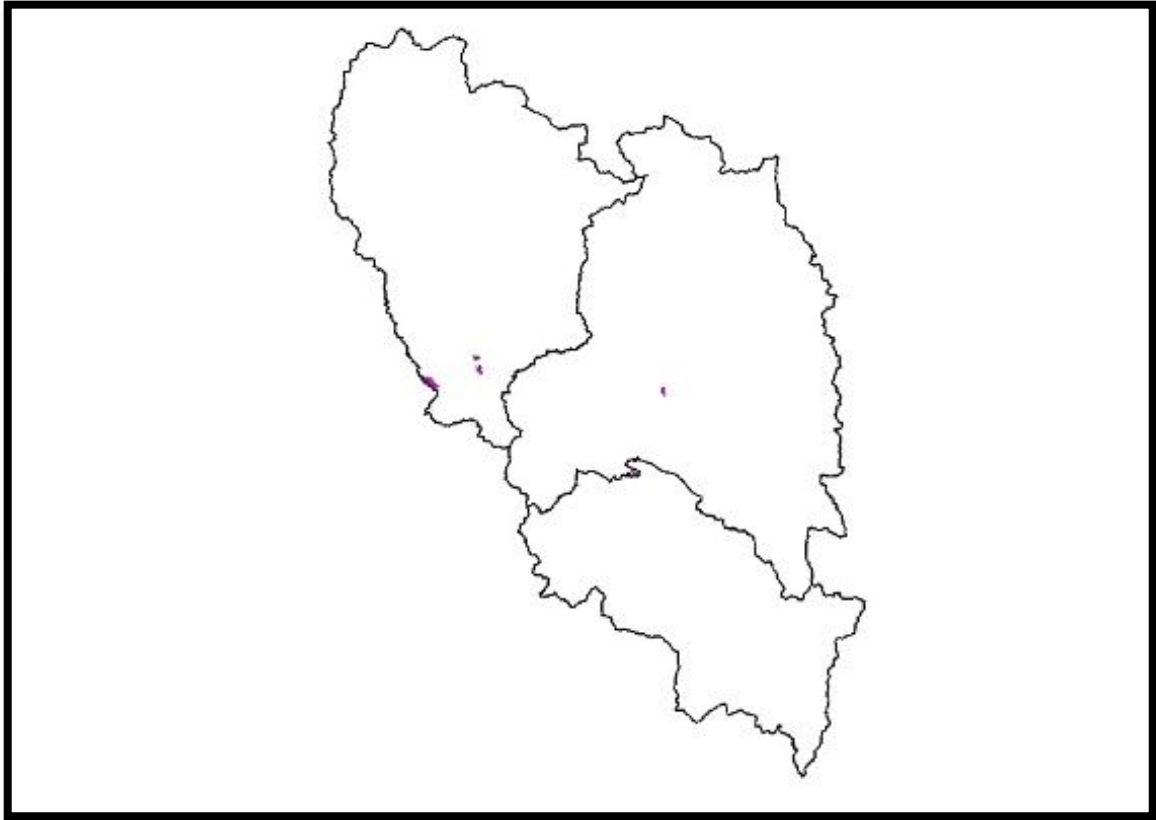
山地災害防止等機能維持増進森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能評価区分が高い森林などを区域として設定する。



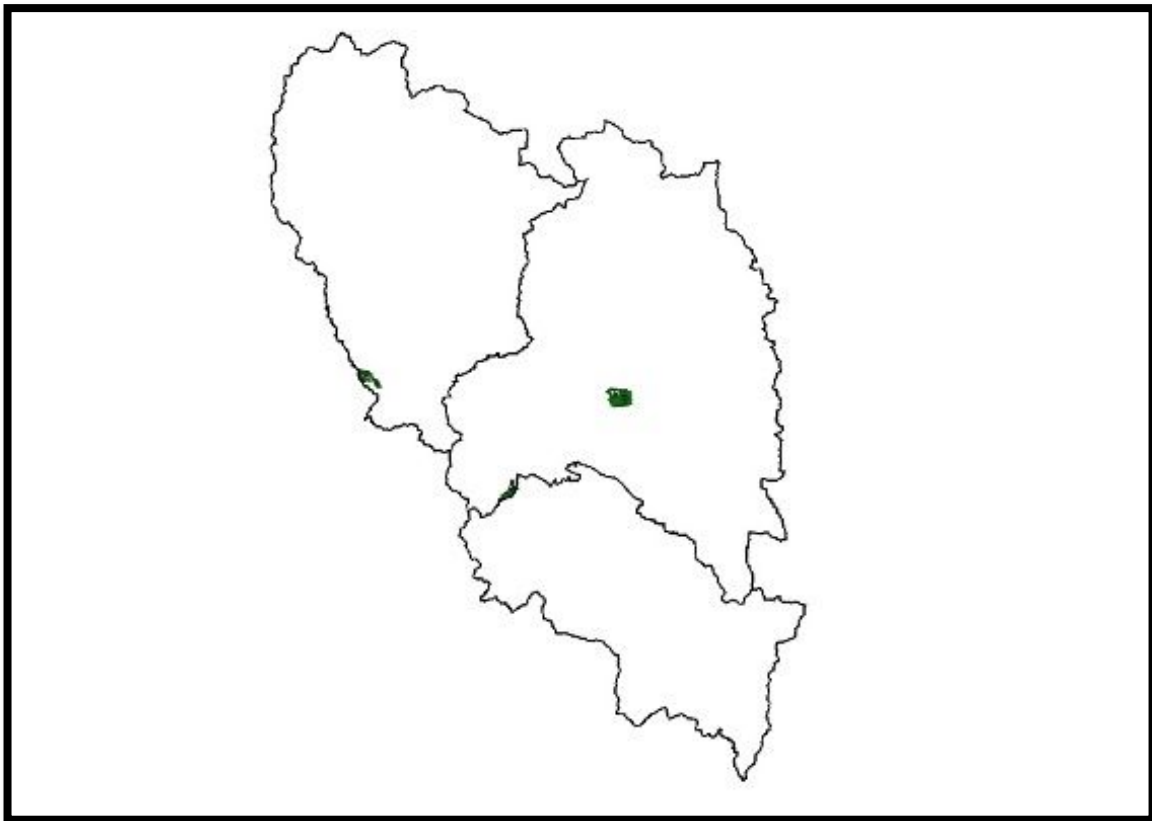
快適環境形成機能維持増進森林

防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や市民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。



保健文化機能等維持増進森林

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域及び特別緑化保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名天然記念物に関わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林など市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林などを区域として設定する。



2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（以下：木材等生産機能維持増進森林）

（１）区域の設定

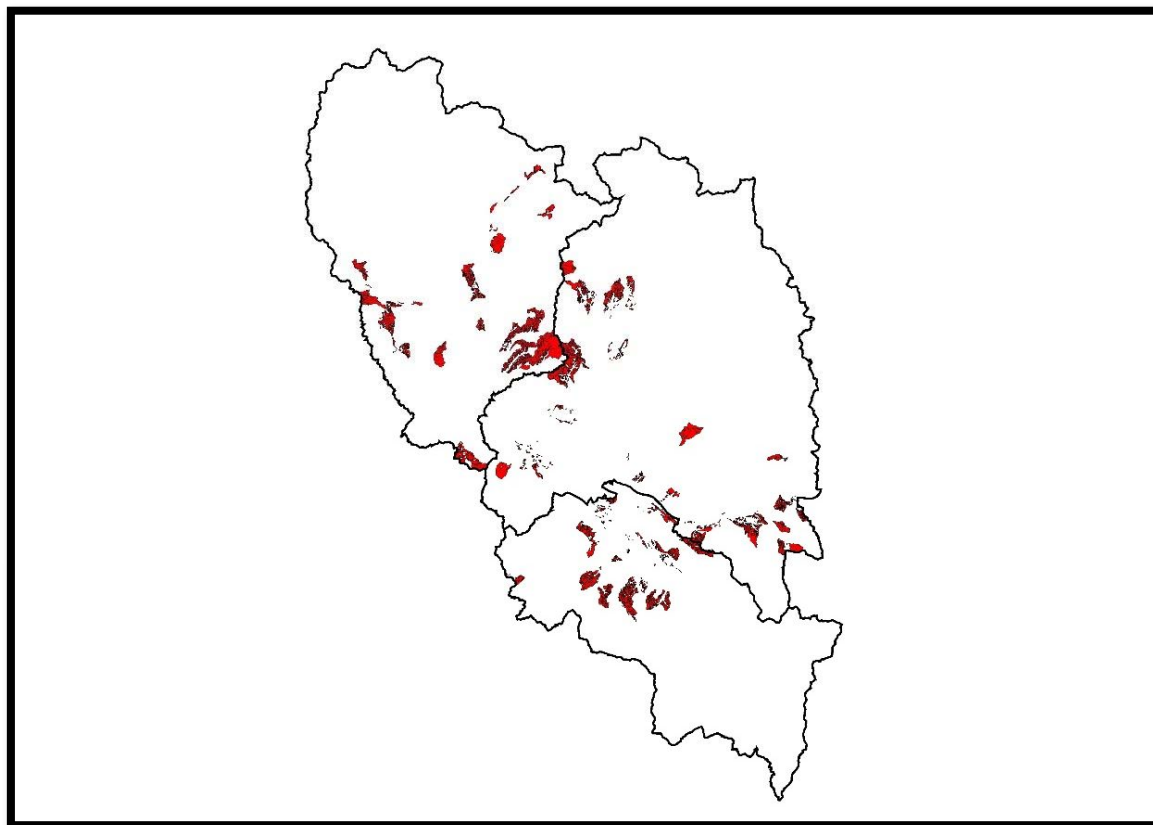
材木の生育に適した森林で、地形・地利等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林などを区域として設定することとする。このうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域については、災害が発生する恐れが少ない人工林を中心として、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近いなどの条件等を勘案して設定することとする。区域については別表 1 に定める。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように設定する。

（２）施業方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法とし、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うことを基本に、森林施業の集約化、路網の整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を図ることとする。

また、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材等の生産が可能となる森林資源構成となるよう努めることとする。



3 その他必要な事項

(1) 大径材等良質材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

ア 区域の設定

国有林野における天然秋田スギの計画的供給の終了を踏まえ、高品質の高齢級秋田スギ等を生産することを目標とする森林を設定することとし、区域については下表に定める。

森林の区域（田代）			
林班	小班	地名	（ha）
75	25-1	岩瀬	1.14

イ 森林施業の方法

樹 種	施業種	施業方法																																																																																																																																																																																								
スギ	地拵え	全刈筋置を原則とし、灌木等が少ない箇所は枝条存置とする。																																																																																																																																																																																								
	植付	3 , 0 0 0 本 / h a ~ 4 , 0 0 0 本 / h a を基本とする。																																																																																																																																																																																								
	保育	保育の基準は下表のとおりとする。 なお、下刈については植栽後 5 年程度まで実施することを基本とする。ただし、雑草等の繁茂状況により、前倒し終了あるいは 6 年目以降も実施することとする。																																																																																																																																																																																								
		<table><tr><th rowspan="2">作業 種別</th><th colspan="17">保育計画</th></tr><tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th></tr><tr><td rowspan="2">下刈り</td><td>普通</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特殊</td><td>○</td><td>◎</td><td>◎</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">つる切り</td><td>普通</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特殊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">除伐</td><td>普通</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特殊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">枝打ち</td><td>普通</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>特殊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table>	作業 種別	保育計画																		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	下刈り	普通	○	◎	◎	○	○	○												特殊	○	◎	◎	○	○	○												つる切り	普通							○		○									特殊								○		○								除伐	普通										○			○					特殊											○			○				枝打ち	普通																		特殊								○				○				○	
		作業 種別		保育計画																																																																																																																																																																																						
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																							
下刈り		普通	○	◎	◎	○	○	○																																																																																																																																																																																		
	特殊	○	◎	◎	○	○	○																																																																																																																																																																																			
つる切り	普通							○		○																																																																																																																																																																																
	特殊								○		○																																																																																																																																																																															
除伐	普通										○			○																																																																																																																																																																												
	特殊											○			○																																																																																																																																																																											
枝打ち	普通																																																																																																																																																																																									
	特殊								○				○				○																																																																																																																																																																									
間伐		若齢期はやや成長を抑えるため、林冠がうっ閉してきた頃(約 2 0 年生前後)から弱度の本数間伐を実施し、2 0 年生代と 3 0 年生代に各 1 回実施することとする。4 0 年生以降に強度の間伐で成長を促すこととし、6 0 年生までは概ね 1 0 年、それ以降は 1 5 ~ 2 0 年隔きに実施するものとする。なお、高齢級での個体間距離を概ね 9 m 確保することを目標とする。																																																																																																																																																																																								

(2) 施業実施協定の締結の促進方法

森林組合や林業事業体と連携して施業実施協定の締結の呼びかけを行い、参加を促進するものとする。

(3) その他

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市においては、森林の所有構造が小規模であること、所有者の高齢化が進んでいること、林業採算性の低下など森林所有者の林業への関心が低下していることから、森林所有者のみでは適切な森林施業の実施が困難となってきた。そのため、意欲のある森林所有者や森林組合等へ森林施業の委託を進めるとともに、長期の森林経営委託への転換を促進し、森林経営の規模を拡大することとする。森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどした、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等へ対し、長期の施業の委託等森林経営の委託の働きかけや情報提供などの普及啓発活動を行うこととする。

また、森林経営の委託を担う森林組合等の事業体を育成又は支援するとともに、施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の委託等に必要な情報を提供することとする。



広報おおだてへの掲載



座談会の実施

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が長期の森林経営を委託する場合は、「森林経営委託契約書」等に基づき委託することとする。

委託期間は5年以上の期間を定め、委託事項は森林施業の実施とともに立木の処分、森林の保護等についても委託の内容として記載する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の導入により、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林及び意欲と能力のある林業経営者に再委託するまでの間の森林については市が経営管理を行うことで森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。



経営管理の委託を受けた森林の施業（皆伐再造林）

5 その他必要な事項

森林経営管理制度の運用経過により、事務・施業共に取扱量が増加するため、（仮称）大館市森林整備公社の設立など、大館市の森林を包括的に管理する体制の強化に努めるものとする。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市は大規模林家が少なく、農業やその他の収入によって生計を保っているのが実情であることから、森林施業を計画的、効率的に行うため、市、森林組合、森林所有者等による森林施業の推進体制を整備するとともに、間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、森林施業の共同実施又は経営委託を図っていくこととする。特に、林業労働力の中心的な担い手である森林組合等への経営委託の推進を通じ、事業体制の整備をはかることとする。

(1) 森林経営計画の作成や施業集約化等の促進

森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第12条第2項は、「国は、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施が特に重要であることにかんがみ、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行うものとする。」と規定していることから、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等による計画的かつ適切な森林整備の推進し、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委任を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成や森林施業の集約化等を促進するための活動の確保を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

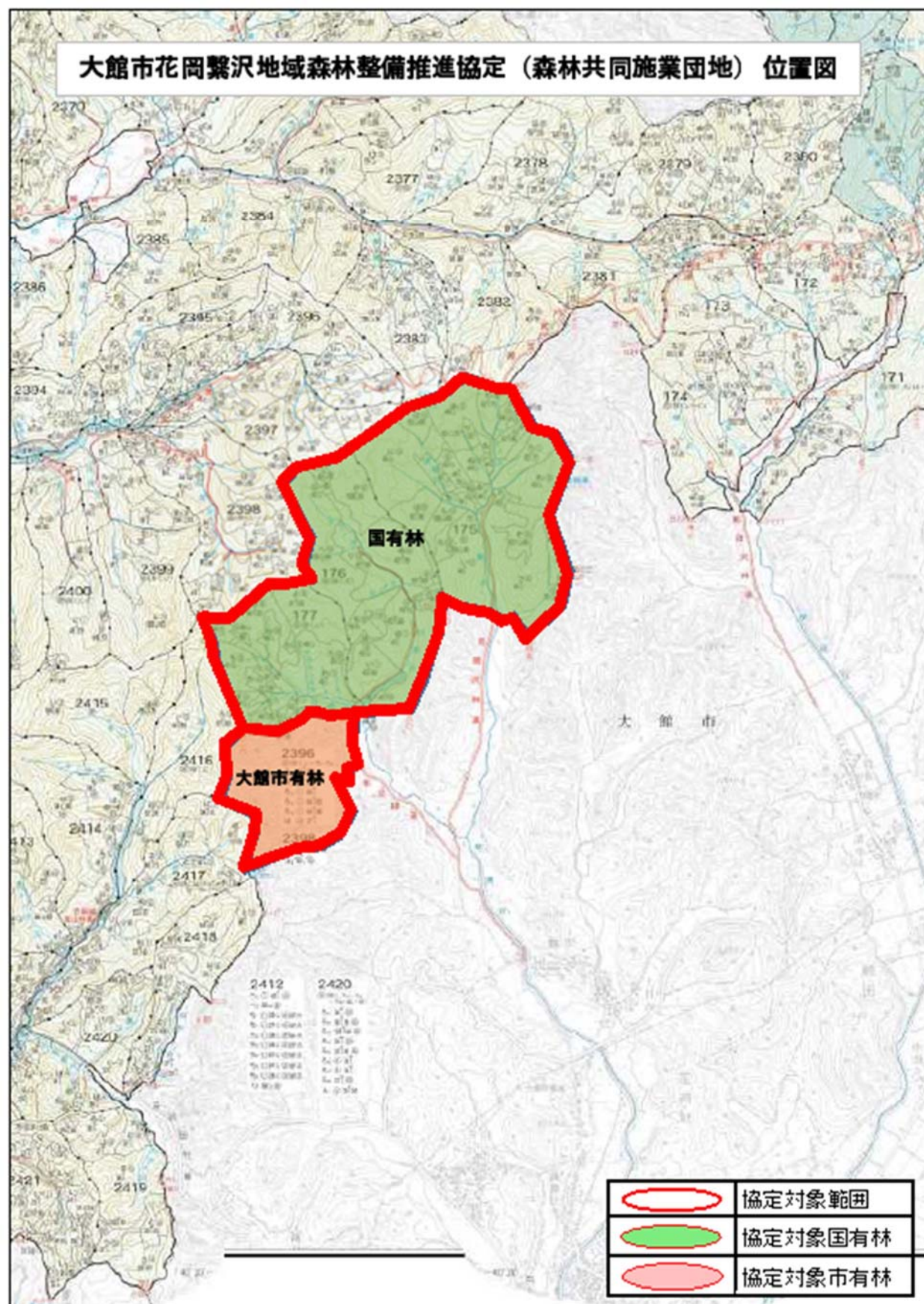
施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の締結を促進し、作業路網の早急かつ計画的な整備、造林・保育及び間伐等の森林施業の森林組合等への委託により、計画的かつ効率的な森林施業を推進することとする。

また、不在村森林所有者に対して、森林組合等への森林経営委託を働きかけるとともに、消極的な森林所有者に対しては集会等への参加を呼びかけ、林業経営への参画意欲の拡大を図り施業実施協定への参画を促進することとする。

さらに、民有林（大館市、事業体、個人など）、国有林（森林管理署）が連携しながら路網整備、間伐等の施業を行う森林共同施業団地の協定締結に向けた取組を推進することとする。

参考 令和2年6月29日協定締結

「大館市花岡繁沢地域森林整備推進協定」 民有林面積61ha 国有林面積280ha



< 地図：出典国有林野施業実施計画図 >

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者などが共同で森林施業を実施する場合には次に留意することとする。

- ア 間伐を中心とする施業は、可能な限り共同で又は森林組合等の意欲のある林業事業体へ経営委託により実施することとする。
- イ 森林施業の共同化を効果的に促進するため、具体的な施業内容や作業路網等施設の維持管理の方法について、共同で作業を行う者それぞれからあらかじめ確認することとする。
- ウ 共同で施業を実施しようとする者それぞれが果たすべき責務等を明確にすることとする。
- エ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

4 その他必要な事項

(1) 林地台帳の活用

平成28年5月の森林法改正により、市町村が、森林所有者や境界等の情報を一元的に林地台帳として整備・公表する仕組みが創設され、平成31年度から本格的な制度運用を開始している。

市が森林所有者や境界等の情報を一元的にとりまとめ、台帳の一部を公表（個人の権利利益を害するものを除く。）するとともに、森林組合や林業事業体等の森林整備の「担い手」に提供することにより、施業の集約化や適切な森林整備を促進することとする。

○林地台帳で管理する情報（網掛け項目が公表する記載事項）

所在					登記簿上の所有者			現に所有している者・所有者とみなされる者					森林の土地の境界に関する測量の実施状況				森林経営計画の認定状況			公益的機能別施業森林等		
所在	地番	地目	面積（h a）	林小班	氏名・名称	住所	共有の有無	登記年月日	氏名・名称	住所	共有の有無	記載事由	記載年月日・届出年月日	地籍調査		境界の確定に資する測量		認定の有無	認定者の種類	認定年月日	区分	施業方法
														済・未済	実施年月日	済・未済・一部済	実施年月日					

(2) 地域林政アドバイザーの活用

市町村の森林・林業行政の体制は、専任の林務担当者が不在であり、専門的知識を有するも限られるなど、マンパワー・知識ともに不足している状況にある。今後、森林資源の成熟を、地域の林業・木材産業の成長産業化、地方創生につなげていくため、地域林政アドバイザー等林業技術者の活用により、森林・林業行政の体制強化を図ることとする。

○地域林政アドバイザーの活用状況

業務内容または業務名	雇用人数または委託先	活用期間
伐採・造林の指導	1名	H29.9.1～委嘱（更新予定）
スマート林業普及促進業務	（一社）日本森林技術協会	R1.8.6～R2.2.28
スマート林業普及対策業務	（一社）日本森林技術協会	R2.7.27～R3.2.26
スマート林業普及対策業務	（一社）日本森林技術協会	R3.6.7～R4.2.28
森林認証(SGEC-FM)受審支援業務	グリーン航業(株)	R4.4.8～R4.11.22
スマート林業普及対策業務	（一社）日本森林技術協会	R4.6.13～R5.2.28
大館市森林整備計画作成支援業務	住友林業(株)	R4.8.31～R5.3.29

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

作業路網は、林業機械の導入による労働強度の軽減を含め、生産性の向上による効率的な林業経営の改善を図るうえで基盤となる施設である。さらに、本市のように森林所有形態が小規模である場合、きめ細かな森林施業を実施するためにも作業路網の整備は重要であり、既設の林道、作業路との調整を図りながら、その効果が十分発揮されるよう、将来的な主伐を想定し、連絡線形を重視した効率的・多面的な作業路網の整備を積極的に推進することとする。特に利用区域所有者の合意により長期にわたり活用できるよう整備し、施業の集約化、機械化等により、施業コストの低減を図ることとする。

また、林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行うこととする。

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として林業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムに対応したものである。その際、傾斜区分別の目指すべき路網密度の水準、作業システムは、次のとおりとする。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	作業システム（高性能林業機械）		
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系	110m/ha以上	〔伐木・造材〕 ハーベスタ	〔搬出〕 フォワーダ	
中傾斜地 (15°～30°)	車両系	85m/ha以上	〔伐木・造材〕 ハーベスタ	〔搬出〕 フォワーダ	
	架線系	25m/ha以上	〔集材〕 スイングヤード	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ
急傾斜地 (30°～35°)	車両系	60m/ha以上	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ	
	架線系	20m/ha以上	〔集材〕 スイングヤード	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ
急峻地 (35°～)	架線系	5m/ha以上	〔集材〕 タワーヤード	〔造材〕 プロセッサ	〔搬出〕 フォワーダ

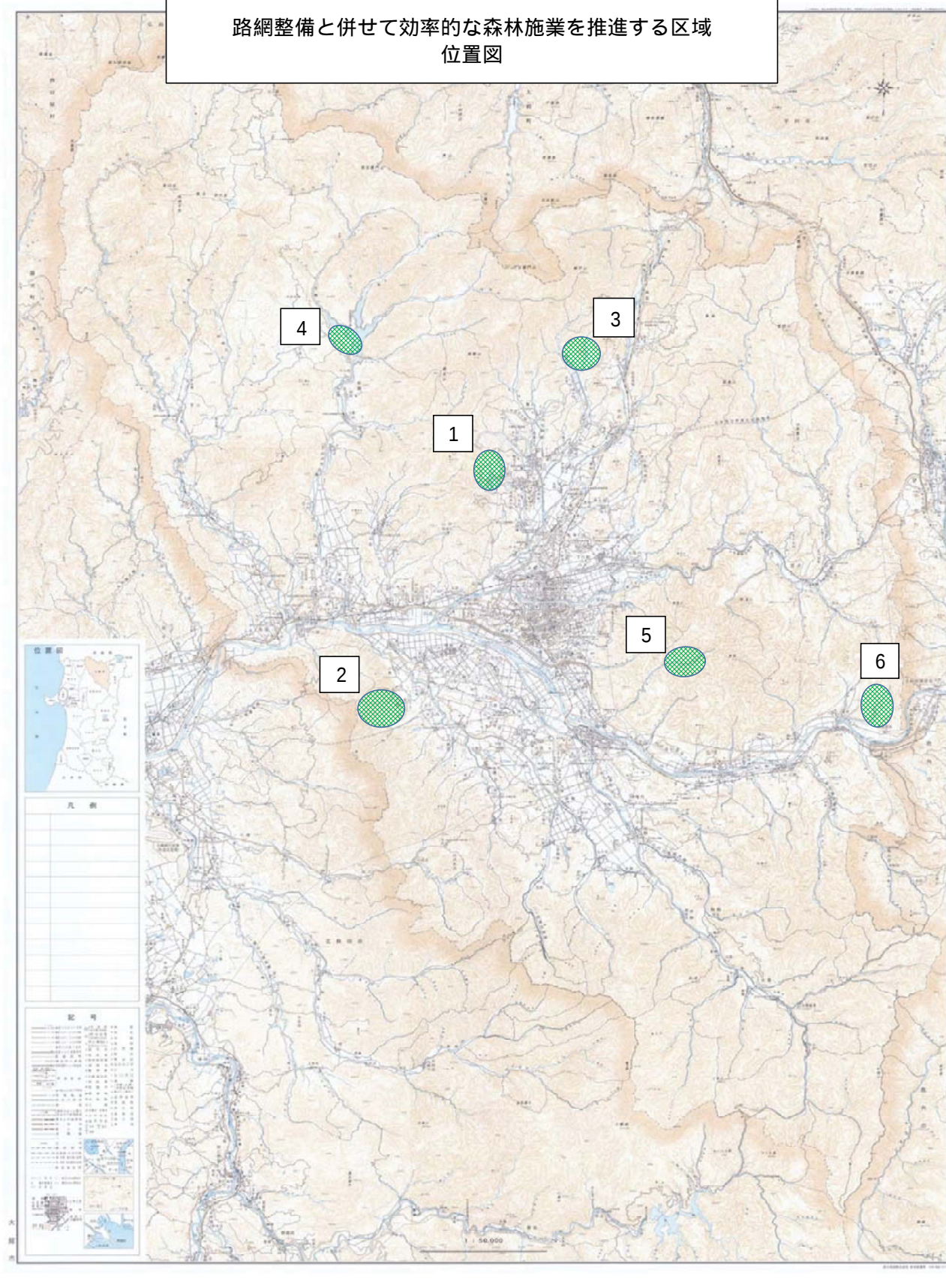
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて森林施業を推進する区域は次のとおりとする。

○計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進区域	面積 (h a)	開設予定 路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
姥 沢	78	滝ノ沢線	1,000	1	
大 披	230	大沢線	1,000	2	
数 馬	54	数馬線	1,000	3	
大川目元渡	152	大川目元渡線	3,000	4	
山 館	117	山館線	1,000	5	
葛 原	131	沼田線	1,500	6	

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域
位置図



<地図：出典国土地理院>

3 作業路網の整備に関する事項

間伐等の森林施業の効率化や木材生産性の向上を図るため、林道や林業専用道とこれらを保管する森林作業道をバランスよく配置して、傾斜区分に応じて設定された作業システムによる森林整備が着実に実施できる路網密度となるよう林内路網の整備を進めることとする。

特に、持続可能な森林経営を推進する「高能率生産団地」内においては、森林施業の集積・集約化と併せ、一層の低コスト化が図られるよう、重点的に路網整備を推進する。

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図るため、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知)を基本とし、県が定める林道路網整備計画に則して開設する。

イ 基幹路網の整備計画

米代川地域森林計画書に記載されている「林道の開設又は拡張に関する計画」に基づき、整備を進めていくものとし、計画については別表3に定める。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するものとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

開設した林道等の基幹路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林整第158号林野庁長官通知)等に基づき、台帳を作成するとともに適正に維持管理することとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

効率的な森林施業を推進するため、基幹路網と連携するとともに丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

開設した森林作業道の細部路網については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「秋田県森林作業道実施基準」等に基づき、台帳を作成するとともに適正に維持管理することとする。

【壊れにくい道づくり】

壊れにくい道づくりを行うためには、事前に危険地形を把握し、現地の状況に即した路線設計や施工を行うことが有効である。

また作設後の維持管理を十分に行うことで、大雨や台風時における路肩決壊等の災害を防ぐことができる。



4 その他必要な事項

(1) 「大館市森林作業道整備支援事業費補助金」について

森林の有する公益的機能、スギ優良材の造成等森林資源の整備を図ることにより林業生産性の向上と林業経営の安定に寄与するため、間伐等森林整備と一体的に実施する森林作業道の開設及び改良を行う事業を支援するものとする。



< 路網のイメージ図（出典：林野庁資料） >



林 道（繫沢線）



林 道（大摩当線）



林 道（花矢線）



森林作業道（比内町味噌内字間戸石沢）

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

教育機関や職業訓練・紹介機関との情報共有と連携により、若者や求職者への林業の関心を高め、林業就業者及び林業後継者の育成のため、林業の技術や知識の取得を図る若者を育成する「秋田林業大学校」を活用する。

また、地域と密接な関わりのある森林管理を地域協力活動に位置づけ、地域おこし協力隊制度などの外部（特に都市圏域）で林業に関心を持つ方の本市への定着と林業人材育成に取り組む。

（１）林業労働者の確保

林業労働者の確保に向け、就労環境の改善に必要な施設を整備するとともに、通年雇用や社会保険への加入等就労条件の改善に努める。このため、林業労働力対策基金や森林整備担い手育成事業等各種助成制度を活用した雇用の定着や労働条件の改善を図ることで、安心して働ける環境づくりの実現と林業従事者の確保に努める。

また、新規参入者のための技術養成研修等各種研修への参加の促進や「大館市資格取得支援事業」の活用による各種資格の取得を支援することとする。

さらに、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組む。

（２）林業後継者等の育成

森林組合青壮年部、行政組織における林務担当者、そして林業後継者等による自主的なグループ活動を積極的に支援、推進し、小・中・高校生等を対象とした森林・林業の普及活動等を開催し、林業への関心を高めるよう努めるものとする。

（３）林業事業体の体質強化方策

経営方針を明確化し、生産管理手法の導入などを通じて林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、新たな担い手組織の設立への支援を行う。林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むことで事業体の体質強化を図るものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

地域の地形、気候等の自然条件に適合し、森林施業の効率化や労働災害の減少に資する高性能林業機械の導入を図ることとする。

また、傾斜等の自然条件、路網整備状況、森林施業の集約化状況に応じた作業システム、効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制について積極的に取り組むこととする。

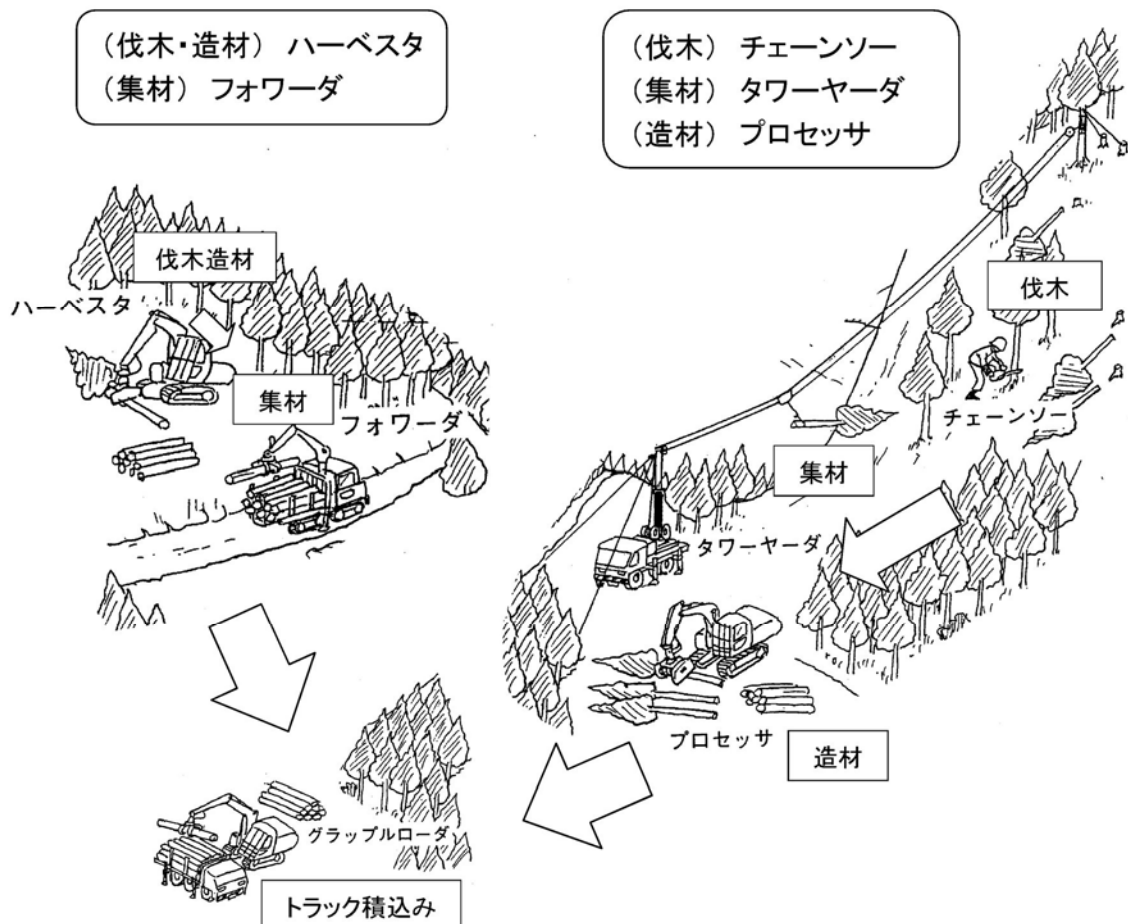
さらに、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた

低コストで効率的な作業システムの導入とその普及及び定着を推進する。

○高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分	現 状 (参 考)
伐倒 造材 集材 搬出	緩傾斜地 (0° ~ 15°) 〔伐木〕 〔集材〕 〔搬出〕 チェーンソー → グラップル → キャリア
	中傾斜地 (15° ~ 30°) 〔伐木〕 〔集材〕 〔搬出〕 チェーンソー → グラップル → キャリア
	急傾斜地 (30° ~ 35°) 〔伐木〕 〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 チェーンソー → グラップル → チェンソー → キャリア
	急峻地 (35° ~) 〔伐木〕 〔集材〕 〔造材〕 〔搬出〕 チェーンソー → グラップル → チェンソー → キャリア
造林 保育	地拵え 人力・刈払機・チェーンソー
	下刈 人力・刈払機
	除伐 人力・刈払機・チェーンソー
	枝打ち 人力

将 来			
車両系	〔伐木・造材〕 ハーベスタ →	〔搬出〕 フォワーダ	
車両系	〔伐木・造材〕 ハーベスタ →	〔搬出〕 フォワーダ	
架線系	〔伐木〕 チェーンソー →	〔集材〕 スイングヤーダ →	〔造材〕 プロセッサ →
車両系	〔伐木〕 チェーンソー →	〔造材〕 プロセッサ →	〔搬出〕 フォワーダ
架線系	〔伐木〕 チェーンソー →	〔集材〕 スイングヤーダ →	〔造材〕 プロセッサ →
架線系	〔伐木〕 チェーンソー →	〔集材〕 スイングヤーダ →	〔造材〕 プロセッサ →
架線系	〔伐木〕 チェーンソー →	〔集材〕 タワーヤーダ →	〔造材〕 プロセッサ →
地拵え	地拵え作業機・グラップル		
下刈	下刈作業機		
除伐	人力・刈払機・チェーンソー		
枝打ち	枝打機		



< 一貫作業システムのイメージ (出典：林野庁資料) >

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

森林所有者、素材生産業者、木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設整備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大等を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに則した品質や強度性能の明確な木材製品を安定的に供給し得る体制の整備の促進に努めることとする。

また、森林に関する法令に照らし伐採に係る手続きが適正になされたものであることや持続可能な森林経営が営まれている森林から生産されたものであることが証明された木材・木製品の利用と普及について、関係者一体となって推進することとする。

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

平成28年4月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「第2期木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、地域材利用の促進や地域材製品の需要拡大を図ることとする。

本市においても、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「大館市木材利用基本方針」に基づいて策定した「大館市木材利用促進計画」を基に、木材加工・流通業者と建築設計業者のグループ化を推進し、建築物一般への木材利用、特に地域材の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心とした木質資材の活用を推進するものとする。

【大館市木材利用促進計画】

「大館市木材利用基本方針」に基づき、令和3年3月に「大館市木材利用促進計画」を策定。本計画の目的を達成するため、次に掲げる施策に取り組みこととする。

市が整備する公共建築物の木造化及び内容木質化の推進

公用備品等における木製導入の推進

公共土木事業等における木材利用の推進

住宅・非住宅への木材利用の推進

木質資源の多面的利用推進

都市部等との連携による木材利用推進

木育の推進

「木の文化」を活かした「木のおもてなし」の推進



公用備品等における木製導入の推進
（ネームプレート）



公共土木事業等における木材利用の推進
（岩神ふれあいの森 CLT木橋）

(1) 木材流通の合理化

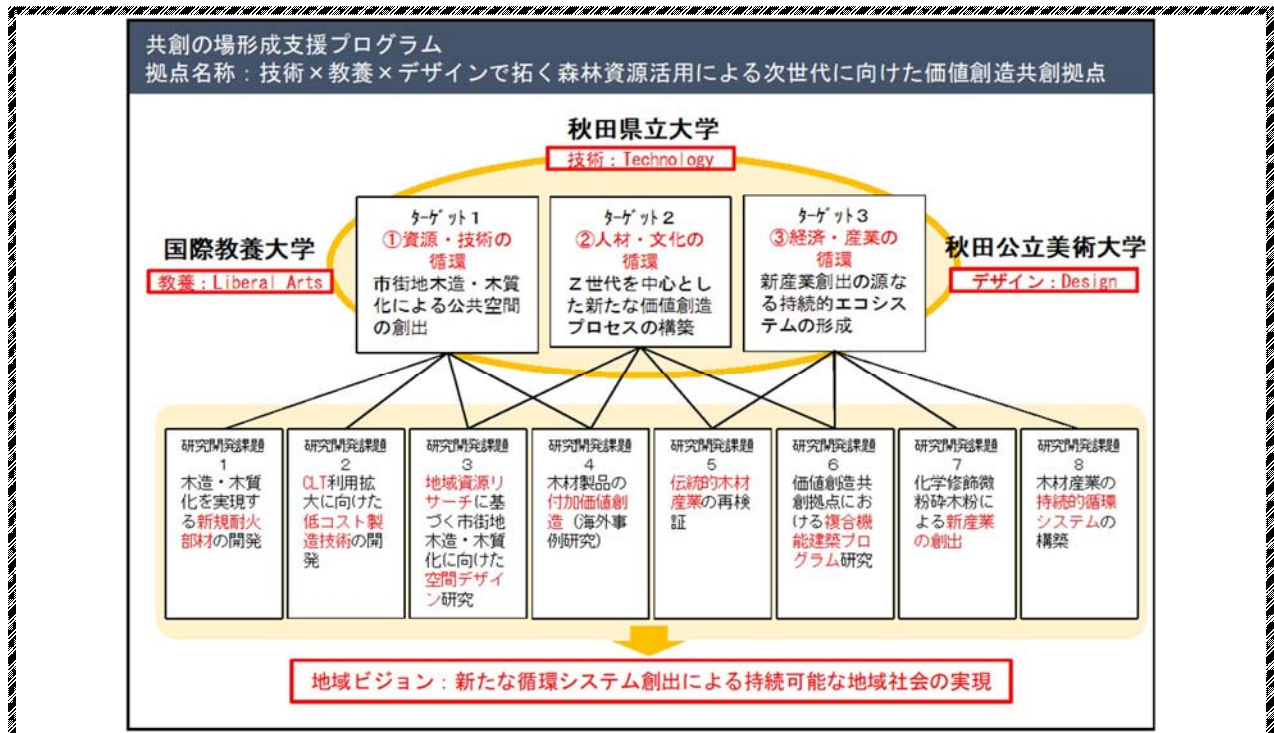
原木市場については、価格形成、需給調整、機能の向上を図ることで、多様なニーズに応じた流通体制を整備するとともに、山土場から近隣の製材工場等への直送システムによる効率化を進めることで、原木の安定供給体制を構築する必要がある。



原木市場（釈迦内字野崎）

(2) 生産体制の整備と利用の促進

市内及び周辺地域の製材工場は役物製材主体から一般材製材へとシフトしてきており、品質・性能の確かな製品を供給する取組みを進める必要があるため、秋田県立大学木材高度加工研究所等との連携を進め、同研究所が行う研究への協力や「共創の場」形成など産学官連携の取り組み支援により、木材加工の高度化と付加価値向上に取り組む。



(3) 関係者の合意形成

米代川流域林業活性化センターが中心となり、令和5年から新たにスタートする「米代川流域森林・林業活性化プロジェクト」に基づき、川上から川下までの林業・木材産業が一体となって合意形成に努め、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指す。

4 その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たすため、山村振興の観点からレクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進することとする。

また、自伐林家や地域住民、NPO等の多様な主体による森林資源の利活用等、森林の施業の合理化を進めることとする。

森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止の森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域設定

該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし。

2 その他必要な事項

これまでにクマが樹皮を剥がす「クマハギ」、スギ苗のノウサギによる食害が確認されている。

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法については、必要に応じて植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集に努め、関係機関と速やかに連携し、対策を講ずるものとする。

第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除又は予防の方針及び方法

森林の病虫害の駆除及び予防については、適切な除間伐による被圧した衰弱木等の除去を行い、森林病虫害の予防や駆除に努めるものとする。

松くい虫による被害については、破砕・くん蒸などの駆除により被害の拡大防止を図り、特に重要なマツ林については、計画的に抵抗性の有するマツ等への転換も併せて行うものとする。

ナラ枯れについては、当市でまだ被害が確認されていないが、被害の有無の監視や連絡体制の強化に加え、ナラ林の若返りを図るための伐採を促進することとする。

被害状況の監視等については、国、県、森林組合、森林所有者等の連携により、被害状況の連絡体制づくりを推進することとする。



くん蒸作業

注) 森林病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

当市は松くい虫被害の先端地域となっており、被害拡大の未然防止を図る必要があるため、松くい虫被害対策特別措置法(昭和57年法律第18号)等関連法令に基づき、必要な対策を講じることとする。

注) 松くい虫被害の拡大を防ぐため、松くい虫被害対策特別措置法に基づき、農林水産大臣がマツ林所有者に被害木の伐倒駆除などを命令する場合がある。

【農林水産大臣による特別伐倒駆除の命令等】(松くい虫被害対策特別措置法第4条の3)

農林水産大臣は、松くい虫が異常にまん延して森林資源たる松林に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、早期に、かつ、徹底的にこれを駆除し、又はそのまん延を防止するため特に必要な限度において、区域及び期間を定め、高度公益機能松林又は被害拡大防止松林につき、当該松林を所有し、又は管理する者に対し、特別伐倒駆除を命ずることができる。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備に努めることとする。

なお、市内ではニホンジカが目撃され、イノシシは捕獲に至っており、森林被害の拡大防止に向け、関係機関と情報収集と共有化を図ることとする。



針広混交林への誘導に向けた林床の
光環境の改善（天然下種更新）

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林管理署、県、森林組合、市消防部局との連携により山火事防止パレードによる啓発活動を行うなど、関係者が一体となり、巡視・啓発活動を推進するものとする。

また、被害状況等の連絡体制づくりについても推進することとする。



山火事防止パレードの様相

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合の留意事項については、森林法（昭和26年法律第249号）による許可制度の周知や関係機関との事前調整を行うよう指導を強化することとする。

火入れを実施する場合の目的については、病虫害駆除や造林のための地拵え、開墾準備、畑等に限り行えるものとし、不要な火入れを行うことがないように指導するものとする。

火入れの方法については、防火帯を設けるなど防火体制を整備するとともに、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに行うなど、周囲に延焼のおそれがない方法により実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を予防するために防除活動等の対策を推進すべき林分

ア 松くい虫防除に係る対策対象松林

a 高度公益機能森林

地区概要		林班	小班	備考
地区名	面積 (ha)			
大館釈迦内	6.43	56	38、79～83	(大館)
大館長根山	14.96	62	25、35～37、39	(大館)
		92	113	(大館)
		95	3、4、6	(大館)
大館雪沢	0.98	74	104、105	(大館)
大館軽井沢	1.77	119	23、29～32	(大館)
		121	1、18、19	(大館)
大館比内前田	7.31	179	32、40、44、45、51～55、64、66、67	(大館)
比内谷地中	0.91	97	1、1-1、1-2、1-6～1-8、1-10、1-13	(比内)
田代長坂	0.75	1	15	(田代)
		2	2、3、6	(田代)

b 被害拡大防止森林

地区概要		林班	小班	備考
地区名	面積 (ha)			
橋桁・獅子ヶ森	17.61	42	69、72、94	(大館)
		57	85	(大館)
		58	9、10、28	(大館)
		60	162	(大館)
		61	5、9、10、21、34、39、40、42、45、49、52、68	(大館)
岩神	38.33	63	28～30、35、46、60、65、67、72、73、82、87、113、114182	(大館)
		64	4、12、187、192	(大館)
		91	70	(大館)
		93	24、26～28、37～40	(大館)
		94	155	(大館)
		95	26、31、32、51、55、62	(大館)
		97	1、2、12～14、21、22、30、31、33、41、42	(大館)
茂内・新沢	23.18	71	15、16、18～20-4、29、29-1、35、36	(大館)
		73	27、40～42	(大館)
		74	98、99	(大館)
		91	26、51、52、57、62	(大館)
		114	63～65	(大館)
曲田・浦山	20.58	115	1、3、5	(大館)
		116	4～6、23、28～31、35、36、52、75、78、118、119	(大館)
		120	47～50	(大館)
		121	43、44、54	(大館)
		1	1-9-1、1-9-4、1-9-5、1-10-1	(比内)

割沢・八木橋	7.87	179	121、123	(大館)
		180	6、7、95	(大館)
		93	31、33、33-2	(比内)
		94	15-1、17、21、25、27、32、41、47、52、55～57、104、115、177、178	(比内)
		95	22、26、69	(比内)
		104	81	(比内)
		105	12、14、44、101、105、106、106-1	(比内)
沼田・大原木・大巻・羽立	50.32	44	185-1	(比内)
		83	1、1-3	(比内)
		84	11-1	(比内)
		90	1-2、3、3-1、4～4-4、5-1～5-3、12、12-3、12-5	(比内)
		91	64、66、141	(比内)
		92	7、11-3、28、52-4、54、54-1、84-1、85、99、104-6、106-1、114-1	(比内)
		96	6、10-1、15、15-5、17-2	(比内)
		97	92-1、92-2	(比内)
		98	44-1	(比内)
		99	8-5	(比内)
長坂・円学	76.51	1	1～3、5、6、8、14、16、18～21、23、28～31、38、39、46～48、53～58	(田代)
		2	1、8～11、15、17、27～33	(田代)
		3	9、12、17～19	(田代)
		4	5、6、9、12、21、23～26、28～30、33、35、36、38、39、43、46、47、49、52	(田代)
		5	2、6、8～10、20、21、27、29～31、37、41、44、53、58	(田代)
		6	2、5、6、22、24、26～34、36、42、43、52、61、62、66～75、77、79、80、83～87、108～110、112	(田代)
		7	3～7、9～11、13～15、17～19、28、33、42、44、47、60、77、81、87、88、95、106	(田代)
		10	56	(田代)
		11	85、153、154、167	(田代)
		57	8、14、16～19、21～27、29～36、39、102～117、120、122、124～131、138	(田代)
		58	2～19、24、27～29、35、37～39、42～44、46、57、58、62～68、70、73～76、78～82、92、93、96、97、102、105、106、122、124～127、130、142～145、147、148、152、154～158、162～167、169、180、199、203～234、242、252、253、255、257～259、263、264、266～275、282、283、285～287、291～300、306～313、315～339、349～354、361～363、368～377、379～381、383、384	(田代)

c 地区保全松林

地区概要		林班	小班	備考
地区名	面積 (ha)			
田代早口	1.45	51	73、75、79	(田代)

d 地区被害拡大防止森林

地区概要		林班	小班	備考
地区名	面積 (ha)			
早口	3.63	41	1～7、18、19、22、23、29、45、48、62～65、70、73、86～89、93～95、98～102、106、109	(田代)
		42	11～18、27～30、48、77～79、83、84	(田代)
		50	23	(田代)
		51	1、2、4、5、7、16～18、22～24、27、35、37、38、42、45、47、48、60、61、65～67、86～89、95～101、106、107	(田代)
外川原	4.44	52	1、4、6、21、24、27、68、70、72、73、84～86、91～96、98、103、105～109、111、112、112-1、113、115、116、125、128～130	(田代)
		53	2、5～11、14～16、18～21、29、32～34、50、52	(田代)
岩瀬	0.23	59	7～10、37、38、43～47、49、50、54～57、60～69、71～74、76、78、80～82、85～94、98～118、120～152、154～156、163、165、168～173、195～197、199～201、203、205、210	(田代)
山瀬	3.41	87	1、2、11、30、35、36、42、43、47～50、52、54、60、64～69、73～75、85、89～91、93、94～97、103～108、110～119、127～129、136、140～143、145～149、153、154、156、157、163、164、190～194、202～207、210～214、217、221、244～247、276、277、280～298、302、303、309～315、321～326、332～337、340～343、345、347～350、352、353、355、365～369、377、380～384、386～391、398、407、408、411～413、417、419、426～429	(田代)

イ ナラ枯れ防除に係る対策対象林

a 活用すべきナラ林

地区概要		林班	小班	備考
地区名	面積 (ha)			
岩神ふれあいの森周辺	25.89	62	25	(大館)
		63	70、76、78、79、81、83～86、88～90、93、122～131、133～135、137～141、148、149、151～158、160、166～169、175、176、181、182	(大館)
長木川溪谷周辺	25.65	75	39、41、42	(大館)
		91	16、18、21、24、27、36、40、40-1	(大館)
市民の森周辺	45.30	179	71、75、83、85、89、92、94、95、100、117、119、122	(大館)
		180	1、5、8、13	(大館)
		105	44-1、45、45-1、63、65～68、71-1、80、80-1、82-3、83、87、89-1～89-3、102-2、102-3、107	(比内)
ベニヤマ荘周辺	87.09	54	21、43-1～43-3、46-1、46-2、49、60、63、66～68	(比内)
		56	21、25、26、32、40	(比内)
		57	1～3、5、6、8、15、20～24	(比内)
五色湖緑地公園周辺	26.79	70	106、108、112、117、121、122、126、128、135、140、145、150、153	(田代)
		73	25、30、31、37、38、42、44、45、47～49	(田代)
		75	3、5、7、9、12～14、16、17	(田代)

b 守るべきナラ林

地区概要		林班	小班	備考
地区名	面積 (ha)			
岩神ふれあいの森周辺	74.34	95	1、7、10、12、13、16、18、38、40、42～45、50、52～54、56、61	(大館)
長木川溪谷周辺	30.48	75	1～5	(大館)
市民の森周辺	43.51	179	1～7、12、13、17、18、20～25、27、28、36、41～50、56～61、64～68、70	(大館)
		105	108	(比内)
ベニヤマ荘周辺	34.09	54	53～58、61、62、738	(比内)
		56	27～31、33～35、82	(比内)
		57	5、8	(比内)
五色湖緑地公園周辺	6.99	71	1、10～21、26、28～31、33～35、37～42、44、54、56、57、59、60、69、70、73、74、78	(田代)

森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の樹種別面積 (ha)						備 考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	(制限林の樹種別面積)
岩神 ふれあいの森	大:93/17、 95/1～64	153.48	81.50	70.51	1.47			保健保安林： 145.52ha 干害防備保安林： 145.52ha 鳥獣保護特別保護区： 59.64ha
市民の森	大:179/1～70 比:105/77	159.12	79.56	78.93	0.63			保健保安林： 61.10ha 干害防備保安林： 61.10ha



岩神ふれあいの森



市民の森

【岩神貯水池周辺の環境づくり】(大館市歴史的風致維持向上計画より)

貯水池が完成した昭和14年(1939)から地元水利組合が中心となって維持管理しており、現在は大館市土地改良区が水門開閉、用排水の調整、貯水池の漏水調査、老朽化した施設の点検・修理などを行っている。また、堤の草刈や貯水池周辺の刈り払い、清掃など、通年の維持管理作業は、受益農家と一緒に続けている。

貯水池周辺の維持管理は、大館自然の会や地域住民、散策者の支援を得て、地元商工会議所や地域の森林組合などが主体となって桜の管理、風雪による倒木処理、散策路の草刈りを続けている。

緑化活動は、岩神貯水池の工事が始まって間もなくの昭和11年(1936)に岩神貯水池の周辺に桜を植樹した記録があり、昭和33年(1958)には、市民の参加でソメイヨシノを植樹している。これらが桜を植える活動の始まりである。

桜を植える活動はその後続き、昭和48年(1973)から昭和50年(1975)の3年間で、岩神貯水池周辺の約30haに22種、合計一万本の桜を植樹する活動を展開した。

この活動には、市民有志や婦人会をはじめ諸団体、中学生など市民総参加の協力があり、そのおかげで念願の「一万本桜」を植樹することができた。

こうして岩神貯水池周辺の緑化が進むにつれて、次第に散策する市民が増え、この地に対する市民の愛着が深まっている。その後も地元企業や観光協会、各種団体による八重桜などの植樹活動が続いている。

岩神貯水池の周辺は、地盤が固く植樹した桜が根付きにくい場所もあったが、厳しい自然環境に耐えた桜が今もたくさん残り、岩神ふれあいの森と呼ばれるようになった。



一万本桜の植樹活動
(昭和49年)

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、その他の別の施業の方法に関する事項

地 区 名	施業の区分	施 業 の 方 法
・岩神ふれあいの森 （東字岩神沢） ・市民の森 （比内前田字平馬下段）	造林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業及び広葉樹林施業等を行うこととする。
	保育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈、除伐などの保育を適切に行うこととする。 また、適切な枝打ち及び間伐により、林内照度の確保を図ることとする。
	伐採	保健機能の発揮に配慮し、択伐に努めるものとする。
	その他	法令などの制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。

3 保健機能森林の区域内の森林保健施設の整備に関する事項

（１）森林保健施設の整備

地区名	施設の整備	
岩神ふれあいの森 （東字岩神沢）	整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設	・遊歩道及び指導票(案内板)の整備が望ましい
	保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項	・整備済みの遊歩道については、定期的に安全点検を行うとともに案内板の設置状況についてもあわせて点検するものとする。
市民の森 （比内前田字平馬下段）	整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設	・休憩施設、これらに類する施設及び遊歩道の整備が望ましい
	保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項	・整備済みの遊歩道については、定期的に安全点検を行うとともに案内板の設置状況についてもあわせて点検するものとする。

（２）立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	21 m	

4 その他必要な事項

保健機能増進森林の管理運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保健機能の増進が図られるよう巡視を行うとともに、施設の保守点検を行い利用者の安全確保に努めるものとする。

その他森林整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- ア 「第2の3」の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ 「第4」の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ 「第5の3」の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び「第6の3」の共同して森林整備を実施する上で留意すべき事項
- エ 「」の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保するため、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域については別表4に定める。

【区域計画】(森林法施行規則第33条第1号口)

平成26年4月の制度改正で、森林経営計画の属地計画に「区域計画」が追加され、市町村が地域の実態に応じて、森林施業等を効率的に行うことができる範囲として定める一定の区域内で30ha以上の森林面積を確保すれば、計画を立てることができる。

2 生活環境の整備に関する事項

新規労働者の確保・定着を図るため、林業関係団体と連携し、U・J・Iターン者をはじめ就業希望者を対象とした研修会の開催を推進するものとする。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備を通じた地域振興については、地域材の利用拡大による地域振興に努めるため、地域材を利用した住宅づくりの推進や間伐材の有効活用を図り、県と連携して助言・支援を行うものとする。

(1) 二つの「ウッド・チェンジ」推進事業について

秋田スギ集成材等の需要拡大と木材産業の活性化を図るため、市産材・県産材を使用した住宅等の建築主を対象とした「ウッド・チェンジ推進事業費補助金」制度と、設計者・施工者を対象とした「ウッド・チェンジ推進奨励金」の二つの制度を設け、当該秋田スギ集成材等を使用し、木造住宅を新築又は増改築した者を支援するものとする。

(2) 間伐材・林地残材等の有効活用について

チップ製造やペレット燃料化は間伐材・林地残材等の有効活用につながるため、一般家庭や事業所等への普及啓発と、地域内エコシステム構築を視野に入れた公的施設への木質バイオマスボイラーの導入の両面に取り組むものとする。

ア 大館市ペレットストーブ設置費補助金事業の実施

一般家庭や事業所等の木質ペレットストーブの設置に対する支援を行う。

イ 地域内エコシステムの構築

公共施設への木質バイオマスボイラーの設置など、集落や市町村レベルで森林資源を地域内で持続的に循環させる「地域内エコシステム」に取り組み、エネルギーの地産地消、ゼロカーボンシティの実現に向けた市民意識の醸成、森林所有者等への利益還元を目指す。

(3) 東京都港区との国産材活用の協定について

本市は、東京都港区と平成24年10月に「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結している。

この制度は、東京都港区内で建築される5,000㎡以上の建物に協定した自治体の木材の使用を義務づけ、港区内での木材利用と国内の森林整備の促進により二酸化炭素固定量の増加を図り、地球温暖化防止に貢献することを目的としている。

この協定を活用し、市内外の事業者と連携し、首都圏への秋田スギ等地域材の販路拡大を進めるものとする。



協定締結式（H24.10.31）



<unim マーク>

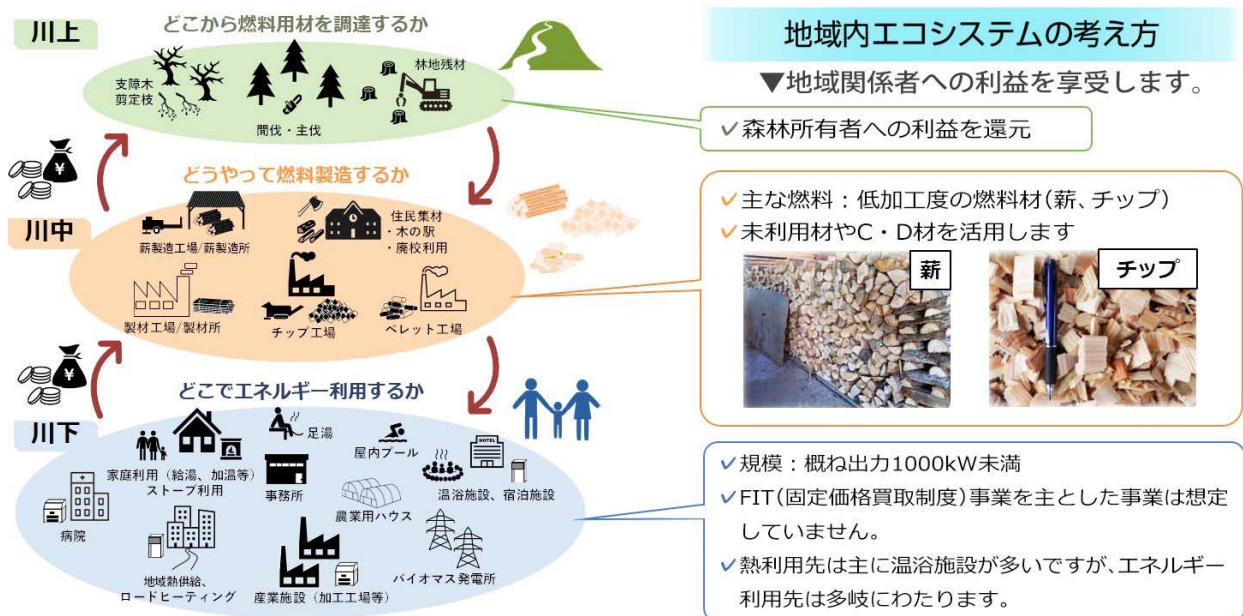
UNIFIED NETWORKING INITIATIVE FOR MINATO “MORI & MIZU” MEETING の略

【「地域内エコシステム」構築事業】

本市の木質バイオマス利用については、以下の課題がある。

- ア 木質バイオマス燃料の市内での消費量は生産量の約 3 分の 2。残りの 3 分の 1 の利用促進による地域内循環が必要である。
- イ 公共施設への木質バイオマス利用を促し、木材のカスケード利用を目指すうえで、体系的に木質バイオマス利用施設の導入可否を判断する基準が必要である。
- ウ 木質バイオマス利用の効果等について関係者や市民の理解を深めるため、安全性や木材利用の重要性についての情報提供・普及啓発が必要となる。

課題解決に向け、本市と大館北秋田地域林業成長産業化協議会は、令和 3 年度と令和 4 年度に一般社団法人日本森林技術協会が実施する「地域内エコシステム」モデル構築事業を活用し、木質バイオマス利用施設導入基準の設定、そして地域全体での木質バイオマス利用意識の向上に取り組んだ。



< 出典：一般社団法人日本森林技術協会 >

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の持つ広大な空間、豊かな緑と水は心の豊かさが求められる現在において大きな意味を持ち始め、自然と人間の共生をコンセプトとした需要が拡大している。このことから、森林と人との絆を深めるため公的な関与を一層強め、公園施設等の整備・拡充に積極的に努めるものとする。

○森林の総合利用施設の整備計画

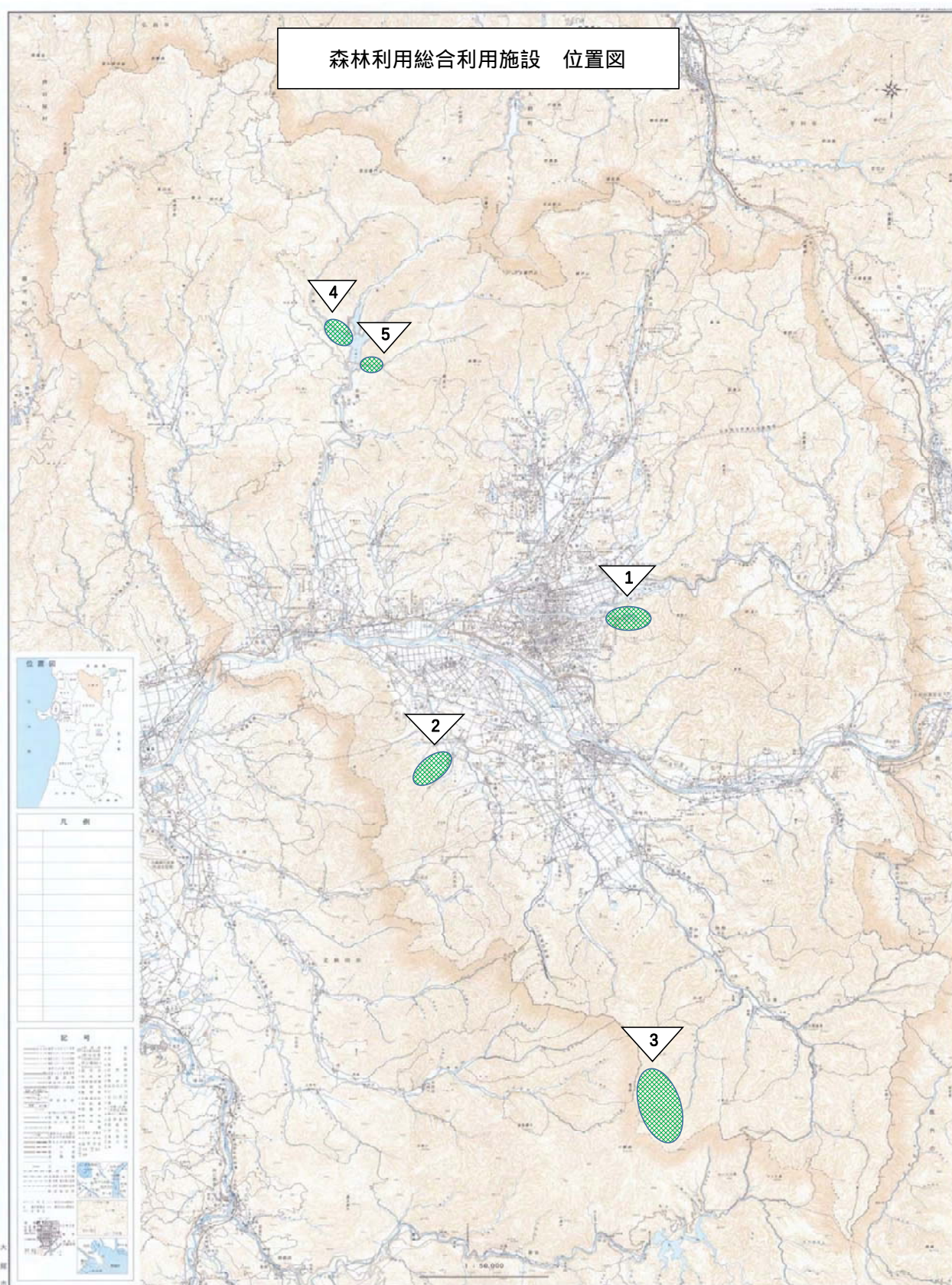
施設の種類	現在（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	計画	
市民の森	比内前田字平馬下段	70ha	比内前田字平馬下段	休憩施設、遊歩道の整備	▽1
岩神ふれあいの森	東字岩神沢	150ha	東字岩神沢	遊歩道、案内板の整備、サクラ等広葉樹林の整備	▽2
登山道	大葛	約7km	大葛	登山道約7km	▽3
五色湖緑地公園	岩瀬字大川目元渡	0.25ha	岩瀬字大川目元渡	アウトドアフィールド拠点整備	▽4
大館曲げわっぱ 150年の森	岩瀬字内町口	1.14ha	岩瀬字内町口	植樹、保育	▽5



五色湖緑地公園キャンプ場



大館曲げわっぱ 150 年の森



< 地図：出典国土地理院 >

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

岩神ふれあいの森及び市民の森については、森林とのふれあいの場として整備するとともに、自然散策の拠点となるよう森林保全を図る。また、間伐材の用途拡大のため、東屋や休憩施設等への利用を推進し、景観に配慮した整備を実施する。さらに、市内小中学生をはじめ多くの住民が郷土の自然の大切さを実感できるよう、各公民館や地域行事等の中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林整備への参加を促進する。



下刈体験学習（大館曲げわっぱ 150 年の森）



散策会（矢立峠）

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市の中央を横断する米代川は県北部を横断し、水源としてばかりではなく森林の形成・維持・造成にも重要な役割を果たしている。このことから、上下流域一体となった森林整備を推進するとともに、永々と培われてきた森林に対する愛着を世代を越えて共感できるよう、多角的な取り組みを推進する。また、森林づくりへの直接参加の機運を高めるため、都市空間と自然空間の調和を基本とした環境政策の確立を図る。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村森林経営管理事業を実施する場合にあたっては、当該事業の対象となる森林の状況を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等）に適合する施業を行うこととする。

なお、当該事業の実施により、対象森林が効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業に関する技術及び普及・指導に関する事項

森林管理署及び森林組合等林業事業体との連携を強化し、保育の遅れた林地の調査を実施し、林家の啓蒙等を実施する。

また、森林施業共同化重点的实施地区にリーダーを配置し、地区林家への技術及び知識の普及を図る。

(2) 秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年4月施行）に関する こと

森林の整備については、基本的に「水源涵養機能」「山地災害防止機能」「快適環境形成機能」「保健・レクリエーション・文化機能」などの森林の公益的機能を考慮して、「第3 森林整備の基本方針」や「第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」に基づき実施することとするが、特に条例の趣旨を反映すべき森林においては、土壌条件や気象条件など地域の特性に応じて、次の事項に基づいた森林施業を実施する。

健全な生態系の回復・維持

ア 著しく標高の高いところなど、土壌条件、気象条件の悪い箇所に植栽されたスギ人工林については、混交林に誘導することとし、スギによる更新は原則として行わない。

イ スギ人工林にあっては、自然侵入するホオノキ、ミズキ、ウダイカンバなど有用広葉樹を育成し、森林構造の多層化を図る。

生物多様性の確保

ア 野生生物の移動通路として重要な尾根筋や、生物多様性に重要な沢筋などの森林においては、在来の広葉樹林や天然生林として保全する。

イ 広葉樹林への誘導にあたっては、尾根筋においては、種子源となる樹種を保全するとともに、野生生物の餌となるブナ、ナラ類など実のなる樹種や、溪畔林においては、トチノキ、サワグルミ、カツラなど多様な樹種を確保する。

ウ 森林の連続性を保ち、野生生物の生息地を確保するため、自然環境への負荷が大きい大面積皆伐を回避する。

エ 「第2の1」の人工造林に関する事項、「第2の2」天然更新に関する事項の指針に基づき、伐採後の適切な更新を図る。

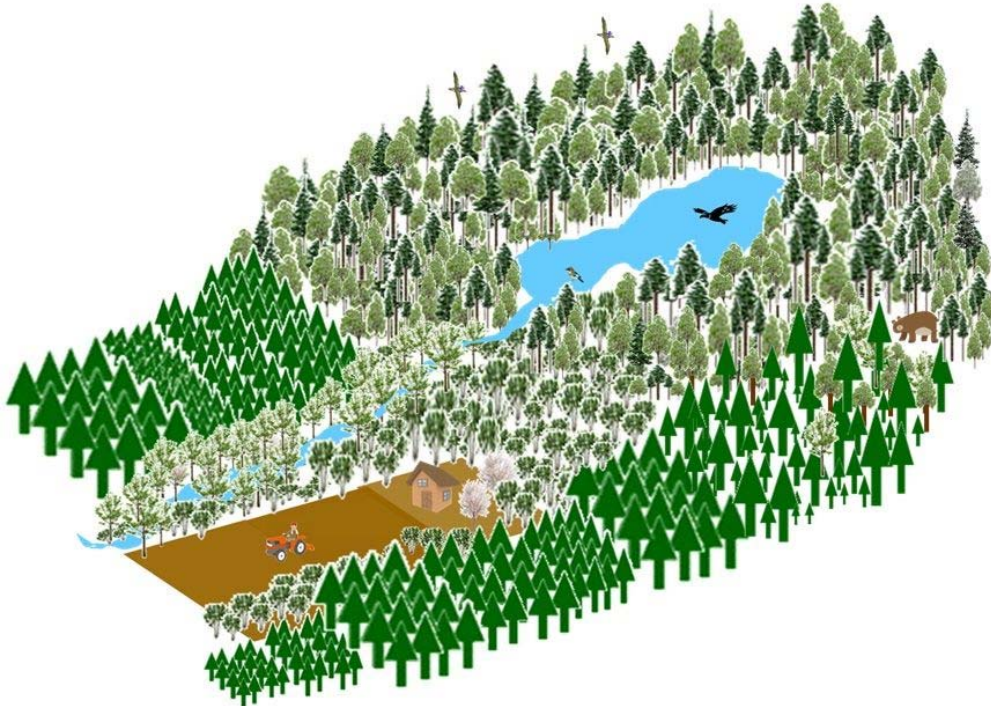
(3) 秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年4月施行）に関する事項

水源森林地域は、水源かん養保安林、大館市森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、地域住民、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、指定することとする。

指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととする。

(4) 野生動物による被害防止

頻発するクマ被害の対策と、今後想定されるイノシシ被害の抑止のため、人との棲み分けを図るために通学路や主要道沿いの森林に対する緩衝帯の整備や、里山林の再生に向けた針広混交林化への誘導、広葉樹林の再生を推進することとする。



< 望ましい森林の姿のイメージ >

(出典：森林施業プランナーテキスト改訂版 (森林施業プランナー協会))

(5) 保安林その他法令により制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

(6) 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

森林の土地の形質の変更にあたっては、次の事項に留意することとする。

保安林

保安林では、保安林の指定の目的の達成に支障のない範囲に限定することとし、原則として森林以外への転用は行わないものとする。

保安林以外の森林

保安林以外の森林では、当該森林の植生、地形、地質、土壌、湧水、気象、過去に発生した災害等の自然環境条件、下流の河川、水路の整備状況、周辺における土地利用、水利用及び景観等の生活環境条件を勘案し、次の４点に留意した上で、森林の適正な利用を図ることとする。

- ア 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと
- イ 水害を発生させるおそれがないこと
- ウ 水の確保に著しい影響を及ぼすおそれがないこと
- エ 環境を著しく悪化させるおそれがないこと

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守など、県と連携して災害の防止に努める。

（７）市有林の整備及び活用等に関する事項

市有財産としてこれまで管理してきた市有林について、計画的な森林施業を実施し、健全な森林の育成による森林の多面的機能の向上と豊富な森林資源の有効活用等による持続可能な森林経営に努める。持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、その基準・指標を参考として管理経営に努める。

伐採等事業の実施について

伐採等事業の実施は、林業事業体等への請負や委託により進めるとともに、事業体育成のため、計画的・安定的な事業発注に努める。

伐採については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、間伐を適切に実施する。また、適切な主伐・再造林により、森林資源を有効にしつつ、人工林の齢級構成の平準化を図るとともに、天然更新も活用しながら健全で多様な森林へ誘導する。このほか、効率的に事業を進めるため、実施箇所の団地化、低コストで壊れにくい路網整備、列状間伐の実施等に積極的に取り組む。

更新については、コンテナ苗を活用しつつ、伐採と造林を一体的に行う一貫作業システムの実施により、低コスト化を図るよう努める。

保育については、画一性を排し、造林木の生育状況など現地の実態に即した効果的な作業の時期・方法の採用により、低コスト化を図るよう努める。

市有林の活用について

市有林の活用にあたっては、本市の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農村漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等により、地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

また、各種研修、大学・試験研究機関等の学術研究のためのフィールドとして提供するよう努める。

ア 「大館曲げわっぱ適材木選別調査」への提供

平成27年9月に市と米代東部森林管理署、秋田県立大学木材高度加工研究所、大館曲げわっぱ協同組合の4者が曲げわっぱ適材木の選別調査に係る協定を締結し、国有林や市有林を調査フィールドとして提供した。



協定締結式（H27.9.9）



適材木調査の様子

【伝統的工芸品「大館曲げわっぱ」】（大館市歴史的風致維持向上計画より）

起源

秋田音頭にも歌われている「大館曲げわっぱ」は、昭和55年（1980）に全国各地にある曲物の中で唯一、通商産業大臣（現経済産業大臣）が伝統的工芸品に指定した大館の特産品である。

もともとは、木こりが杉杵で曲物の容器を作ったのが始まりで、藩政時代には大館城主佐竹西家が、領内の豊富な天然スギに着目し、下級武士たちの内職として奨励し普及発展したと伝えられている。

1100年前の曲げわっぱ

平成11年（1999）8月に発見された埋没家屋からは、完全な形の曲物（口径13cm、高さ9cm、底径13cm）が出土している。これは延喜15年（915）7月に噴火したとされる十和田火山の噴出物が堆積したシラス層の下から出土したことから、10世紀初頭のものと考えられる。

これが「大館曲げわっぱ」のルーツであると断定することはできないが、少なくとも1100年以上前から、この地方には完成度の高い曲物が存在していたという証ではある。



1100年以上前の曲物（道目木遺跡）

大館郷土博物館展示

イ 林地残材等の有効活用に向けた取組み

秋田県立比内支援学校において、地域の技術者等からの指導・助言を受け、地域の特色を生かした作業学習として特産物生産や製品製作について取り組んでいる。

高等部縫製班では草木染めの製品製作を実施しており、平成28年度より市有林の間伐等事業で発生するスギの枝条を無償で提供し、“秋田杉染め”によるハンカチやコースターを製作、販売している。



国有林と連携した施業の推進

隣接する国有林との連携により双方の施業の効率化や低コスト化等が図られる区域については、森林協同施業団地を設定し、地域における施業の集約化を促進する。

(8) 鳥獣被害防止対策事業に関する事項

鳥獣被害については、クマによる農作物被害が中心であり、壮齢樹の樹皮を歯や爪で剥ぐ「クマ剥ぎ」も確認されている。近年は、ニホンジカが「白神山地世界遺産地域」の周辺で頻繁に確認されており、市内でもニホンジカ斃死体が確認されていることから、ニホンジカによる森林被害の拡大が懸念される。

本市では、有害鳥獣の機動的かつ重点的な捕獲活動の実施のため、平成25年度に「大館市鳥獣被害対策協議会」の設立及び「大館市鳥獣被害対策実施隊」を設置しており、今後関係者一体となって鳥獣被害対策を実施することとする。



大館市鳥獣被害対策協議会



ドローンによる鳥獣被害対策実証実験

(9) 東京五輪 2020 への提供木材に関する事項

東京オリンピック・パラリンピック大会の「選手村ビレッジプラザ」へ提供した市産秋田スギ木材を、大会レガシー（遺産）として公共施設等へと再利用することで、木材利用の「ものがたり」を通して木を使うことの大切さの普及・啓発を図る。



子どもの遊び場（ニプロハチ公ドームパークセンター内）への使用

【選手村ビレッジプラザ】

東京 2020 オリンピック・パラリンピックでの選手の生活を支えた施設「選手村ビレッジプラザ」は、全国の自治体から無償で借り受けた木材を使用する「日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」プロジェクトにより建設され、本市からは市産秋田スギ木材を提供した。



選手村ビレッジプラザ

「大館市」刻印入り秋田スギ材

(10) 公共建築物等への木材の利用

当市は、平成 23 年度に「大館市木材利用基本方針」を策定しており、これまで学校、社会教育施設等について木材利用を推進すべき公共建築物として、積極的に木造化及び木質化を図っており、今後も継続して木材利用を推進することとする。

【公共建築物への市産材活用】

当市は、令和３年に「大館市木材利用促進計画」を策定し、ニプロハチ公ドームや公民館等、公共建築物の施設整備における木造・木質化を図っている。また CLT を使用するなど、新たな木質部材を活用した構法の普及と定着を目指している。

今後は、市有林等で森林認証を取得し、公共建築物への森林認証材の普及を図る。



長木公民館



下川沿公民館

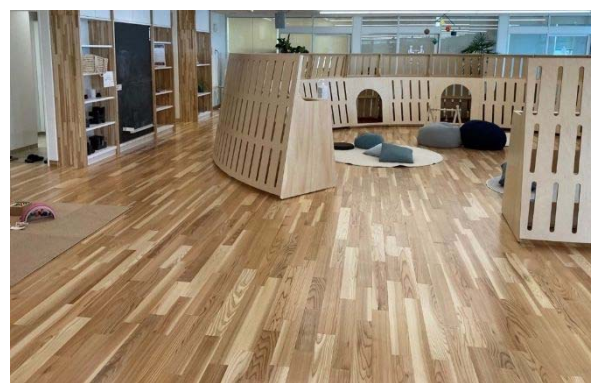
【地産外消の取組み】

（都市部自治体との連携：渋谷区）

平成１３年に当市と防災協定を締結した渋谷区は、令和２年度に策定した「渋谷区公共建築物における木材利用促進方針」において、防災協定を締結した自治体で生育・生産された木材及び森林認証材を公共建築物等で使用することとしており、大館市産材も積極的に利用されている。



渋谷区との交流促進協定の締結
（R4.5.7）



渋谷区での大館市産材の利用
（渋谷区子育てネウボラ フローリング材）

（１１）木育に関する事項

木材の良さに対する市民の理解を一層醸成することにより、木材製品の需要拡大につなげるた

め、無垢材をはじめとする木の良さ、森林整備や地域活性化に果たす木材利用の意義を学ぶ「木育」の実践的な取組みを推進することとする。

「木育推進事業」について

令和元年9月21日、本市と東京おもちゃ美術館が協力して木育推進事業を進めていくことを誓う「ウッドスタート宣言」を行った。本市の豊かな自然や身近にある木と触れ合うことにより、暮らしに木を取り入れ、木の持つ可能性を最大限に引き出し、子育て・子育てに生かす取組みを推進することとする。



ウッドスタート宣言調印式（R01.9.21）



ウッドスタート宣言書

ア 「ウッドスタート」誕生祝い品の贈呈について

令和元年4月1日以降に誕生した新生児を対象に、本市オリジナルの木製玩具を誕生祝い品として贈呈することとする。

イ 「木育インストラクター」の養成について

未就学児等に対する木育活動や自然体験活動を推進する人材の養成を目的に保育士等を対象に「木育インストラクター」の養成講座を開催することとする。



百年杉の森の積み木

（写真提供：NPO 法人芸術と遊び創造協会）



木育インストラクター養成講座

（R4.9.10）

(別表 1)

公益の機能別施業森林等区域 総括表

単位：h a

地区名	水源涵養機能 維持増進森林	山地災害防止機能／土壌保全機能 維持増進森林	快適環境形成機能 維持増進森林	保健機能維持増 進森林	木材等生産機能維持増進森林		合 計
						うち、特に効率的な施業が可能な森林	
大 館	8,619.43	1,144.23	23.91	212.25	2,283.09	67.84	12,282.91
比 内	4,902.02	1,020.32	-	2.49	953.47	-	6,878.30
田 代	3,189.91	501.29	62.37	79.56	1,993.00	121.09	5,826.13
合 計	16,711.36	2,665.84	86.28	294.30	5,229.56	188.93	24,987.34

別表 1 公益的機能別施業森林等の区域（水源涵養機能維持増進森林）

（大館地区）

森林の区域			面積
林班	小班	地名	(h a)
2	全小班	花岡町	66.52
6	全小班	花岡町	103.84
10	全小班	花岡町	71.47
12	全小班	花岡町	52.31
13	全小班	花岡町	46.25
14	全小班	花岡町	53.29
16	全小班	花岡町	47.63
17	全小班	花岡町	40.84
18	全小班	花岡町	45.06
22	全小班	粕田	87.57
23	全小班	粕田	150.58
24	全小班	粕田	83.74
25	全小班	粕田、白沢	181.94
26	全小班	粕田	53.09
29	全小班	粕田、白沢	128.17
30	全小班	白沢	65.94
31	全小班	白沢	105.76
32	全小班	長走	31.25
33	全小班	長走	151.12
34	全小班	長走	70.63
35	全小班	長走、白沢	169.46
36	全小班	白沢	45.03
37	全小班	白沢	85.88
38	全小班	白沢	113.38
39	全小班	白沢	123.99
40	全小班	白沢	178.87
41	全小班	白沢	81.42
42	全小班	釈迦内、橋桁	97.73
58	全小班	商人留	144.69
59	全小班	商人留	159.75
60	全小班	商人留	79.92
63	1～65、67～698、70～93、107～111、115～131、133～141、144～160、165～175、178～185	柄沢	54.41
68	全小班	芦田子	72.55
69	1～9、26～28、31～38、40、41、43～45、47、48、51～53、55～125、900	芦田子	147.91
71	1～43、45～55	茂内、大茂内	146.00
72	全小班	茂内	89.49
73	全小班	茂内、大茂内	131.64
75	全小班	雪沢	149.22
76	1～53、55～63、65～82、800～902	雪沢	154.35
77	1～34、41～44、46～111、113～121、900～903	雪沢、芦田子	167.01
78	1～273、275、277、279～317、321～438	雪沢	205.46
80	1～11、24～27、128、129	雪沢	26.32
82	全小班	雪沢	203.97
83	全小班	雪沢	84.16
85	全小班	雪沢	99.24
86	全小班	雪沢	194.43
89	1、4～6、8～38、40～48、50～65、67、76～85、89～91、95～105、107～115、118～120、122～124、126、130、138～143、145～157、159、164～167、169～185、188～194、196～204、206、208、209、211～213、221～226、230～235、900～902	雪沢	82.82
90	1～11、13～22、25、28～34、38～46、54～62、64～70、72～77、900、901	雪沢	47.39
93	17	茂内	0.98
95	全小班	東	152.50
97	全小班	餌釣	122.56

(大館地区)

別表 1
- 3 -

別表 1 公益的機能別施業森林等の区域（水源涵養機能維持増進森林）

（比内地区）

森林の区域			面積
林班	小班	地名	(h a)
7	1、22-1、23～30、41、44～47、49、50	味噌内	54.56
8	全小班	味噌内	92.65
10	全小班	味噌内	55.72
11	全小班	味噌内	64.94
12	全小班	味噌内	43.63
13	1～26、28、29-1、30～69	味噌内	71.54
14	105-2、106、106-1、106-2、106-4、106-5、106-7	味噌内	7.83
17	1-9	独鈷	0.31
18	1～1-3、1-7、1-12～1-22、2～34	独鈷	38.57
20	1、1-1、2～2-3、3、3-1、4～14、15～15-5、15-9～15-19、16、16-1、17～49、50～50-2、50-4～50-15、51～92、702、721～724、733	独鈷	135.59
21	1、3～3-2、4～8	独鈷	99.61
22	全小班	独鈷	83.68
23	全小班	独鈷	117.28
24	1～16、17～17-40、18～64、71	独鈷	110.07
25	全小班	独鈷	37.99
26	26-7-1	独鈷	0.34
29	1～25、26-1、27～33、706、707、712～714	中野	132.97
30	14-1、15-1～15-3	中野	0.10
32	1-42、1-43、1-46～1-52、1-56～1-66、2-1～2-33	中野	39.27
33	26-31～26-34、27～33	中野	50.27
34	1～24、25-1、25-2、28～36、38～41、42、49-1、50～58、59～59-5、60、61～61-3、62～62-3、63～63-4、65-1、65-2、66、66-1、67～69	中野	10.59
37	全小班	中野	36.18
38	14、14-1、16	中野	0.31
39	1-3～1-10、2～4	中野	13.12
40	全小班	中野	37.29
41	1～3、3-1、59、61、63-1、701、703	中野	48.75
42	19、20	中野	0.13
47	1～65、67～77、78、78-1、78-3、80～96、708	大葛	60.87
48	1～22、22-1、22-4、23～60、62～80、82～113、113-1～113-5、113-7～113-11、113-13～113-20、114～164、769	大葛	106.91
49	全小班	大葛	261.06
50	1～15、17～32、33-1、34、35、35-2、36、37、38～62	大葛	109.72
51	全小班	大葛	175.32
52	全小班	大葛	132.57
53	1～12、15、18～21、29	大葛	62.46
54	全小班	大葛	78.20
55	1～4、6～31、32、32-1、32-3～32-12、69、712、713	大葛	86.78
56	32、56	大葛	1.72
57	全小班	大葛	186.35
58	全小班	大葛	42.66
59	1、1-1～1-7、1-9～1-31、2～10	大葛	80.82
60	全小班	大葛	65.78
61	全小班	大葛	12.39
62	全小班	大葛	61.32
63	全小班	大葛	125.47
64	全小班	大葛	45.41
65	1～20、21-1、22～36	大葛	78.26
66	1～12、13-1、13-3、14、14-2、	大葛	62.26
67	1～3、3-2、3-3、4、5、5-1、6～31	大葛	54.81
68	23-4、23-5、23-6	大葛	0.31
69	1-2～1-8、2～71、724、753、754	大葛	116.67

(比内地区)

- 5 -

別表 1 公益的機能別施業森林等の区域（水源涵養機能維持増進森林）

（田代地区）

森林の区域			面積
林班	小班	地名	(h a)
7	全小班	早口	51.33
10	全小班	早口	53.57
13	83、83-1、160～160-2、161～161-3、161-5、163、163-1	早口	9.40
14	全小班	早口	85.54
20	1～9、10、10-2～10-4、11～17、17-1、17-3、18～25	早口	123.75
23	全小班	早口	88.27
26	40、45、46、51	早口	5.29
29	42～49、51～54、56～84	早口	46.82
30	全小班	早口	77.63
33	全小班	早口	42.63
34	全小班	早口	79.73
35	全小班	早口	85.18
36	全小班	早口	47.40
37	59、60、98	早口	2.04
38	全小班	早口	65.33
39	全小班	早口	68.83
40	全小班	早口	128.21
43	全小班	早口	65.73
44	全小班	早口	70.16
45	全小班	早口	56.52
46	46-1～46-3、46-8	早口	39.20
47	全小班	早口	45.97
48	全小班	早口	63.90
49	全小班	早口	60.58
54	1～98、98-2、99、100	外川原	124.66
55	126、127、130、131、134、140、146、146-1	外川原	9.96
56	31、32、96、99、100、112、113	外川原	26.98
60	81～83、159～161、163	岩瀬	0.90
62	185～201	岩瀬	67.55
63	全小班	岩瀬	126.41
64	全小班	岩瀬	108.98
65	全小班	岩瀬	79.59
68	1～62、65～147	岩瀬	75.24
71	全小班	岩瀬	14.36
72	全小班	岩瀬	16.44
76	全小班	岩瀬	69.57
77	全小班	岩瀬	55.08
78	全小班	岩瀬	103.77
79	全小班	岩瀬	61.80
80	全小班	岩瀬	74.46
81	全小班	岩瀬	69.18
82	全小班	岩瀬	114.40
83	1～48、126～219	岩瀬	46.17
88	全小班	山田	56.96
93	1～24、26～66	山田	81.94
94	14～25、37～48	山田	65.28
97	49～59、64～68、77～79	山田	16.20
99	全小班	山田	105.96
101	1～59、72、87	山田	39.38
106	7～51、52-1、53、53-1、54、54-1、55、57、57-1、58-1、59～142	山田	115.68
小計			3,189.91

別表 1 公益的機能別施業森林等の区域（山地災害防止等機能維持増進森林）

（大館地区）

森林の区域			面積
林班	小班	地名	(h a)
4	11、11-1、15	花岡町	4.16
5	28、29	花岡町	0.52
6	3～16	花岡町	13.09
14	71～73、75～77、86、87、90～92、94、97～102	花岡町	34.15
15	25、30、31、36、38、40～47	花岡町	22.89
17	44、45、47、48	花岡町	11.62
22	203～207	粕田	1.89
23	108	粕田	0.05
26	12	粕田	16.20
29	21、87、88	白沢	2.60
39	3～10	白沢	23.07
40	32～41、43、900～902	白沢	28.31
51	138、139	沼館	0.33
62	1、4、7、12、13、21～44	柄沢	50.74
67	245～260	芦田子	3.45
69	26～28、31～38、43	芦田子	5.91
75	9、10、36、39、40、45、46	雪沢	12.09
76	78	雪沢	0.24
77	41	雪沢	0.09
80	12～14、17、18、70～72、81、93、95～111	雪沢	10.95
85	12、15～18-3	雪沢	28.81
89	89、141、157、208、209	雪沢	1.27
90	12、23、24、26、27、35～37、47～53、62、63、71	雪沢	22.49
91	33、67、68、70	茂内	8.90
92	113～118	茂内	17.53
93	18～22	茂内	6.88
95	37、41、51、55、62	東	4.26
97	12～35、37～50	餌釣	112.67
106	1～3	山館	22.22
107	1～8	山館	47.37
110	11、14、15	山館	19.79
111	1、2	中山	14.13
113	3～6	中山	30.61
115	9	中山	20.68
117	8～8-3、10～12、14～26、32	曲田	46.30
118	1、3、4、6～11	曲田	30.40
120	57、59	軽井沢	11.78
121	1～4	軽井沢	8.74
122	21、33～35、43、52～59	軽井沢	7.12
123	4、172、173、177、179	軽井沢	1.41
125	13、14	軽井沢	8.83
132	67、70～73、75～82、800	葛原	49.29
133	11、15、19	葛原	25.31
134	1～12、16～26	葛原	66.00
138	45～47、50～64、67～69	十二所	61.62
139	13～15、17、24、25、30、31	十二所	18.67
153	66～77	十二所	28.82
161	3	十二所	0.10
169	20	十二所	3.79
179	96～102、105、107、109、122、123	比内前田	21.49
180	22、23、25～28、30～44、46～50、99	比内前田	29.82
182	66、66-1、67、70～77	杉沢	29.30
183	41、42	大子内	25.99
185	8、9、11～15、22～27	大披	33.28
187	2、4、5、7～9、11～15、17～20、22、25、27	大披	36.21
小計			1,144.23

別表 1 公益的機能別施業森林等の区域（山地災害防止等機能維持増進森林）

（比内地区）

森林の区域			面積
林班	小班	地名	(h a)
4	116、119、136、137	味噌内	4.75
7	1～1-5、22-1、23、23-1～23-6、24、24-1～24-7	味噌内	60.61
12	1、1-1～1-3、1-5～1-9、1-11～1-13	味噌内	43.33
13	18-1、19、19-1、21	味噌内	6.81
14	105-2、106、106-1、106-2、106-4、106-5、106-7	味噌内	7.83
23	140-3、140-5	独鈷	2.14
24	1-7、3	独鈷	0.83
28	24、27、70	中野	11.51
29	10-7、10-8、11、17-1、19、20、20-2	中野	43.94
32	1-62～1-66、2、2-1～2-3、2-30～2-33	中野	19.93
33	26-31～26-34、28、31-1、32-1、33-1	中野	42.19
40	2、2-1、3、3-1～3-4、4	中野	24.88
47	71～74、74-1、74-2、74-4～74-6、75、75-1～75-2、76、76-1、76-2	大葛	3.34
48	13-1、14-1、114～116、119、120、129、129-1、130、131-1、130-2、131、131-1、132-1、132-2、149～151、154-3～154-5、156、157、157-1、158～160	大葛	6.86
50	1～15、22、23、50～52	大葛	50.83
51	15、17～20、22～31、34～39、45～48、52、59～67	大葛	38.14
52	1	大葛	0.01
53	2、2-1、3	大葛	1.83
54	8、18、19	大葛	7.76
55	1、1-1～1-4、2、2-1～2-6、32、32-1、32-9～32-12、69、712	大葛	30.15
56	18、19、19-1、19-2、20、20-1～20-6、32	大葛	21.20
57	1、2	大葛	2.13
58	1、2、2-1、2-2、3、7-2、7-3、8、9、9-1～9-3、10、10-1～10-7、11、11-1、12、12-1～12-19、13～15、15-1、15-2、16～21、23～25、26、26-1	大葛	36.28
64	1、1-1～1-5、2、2-1～2-8、3	大葛	45.41
65	21-1、22、23、25、26、26-1～26-9	大葛	21.30
66	8-4、10、10-1、10-2、11、12、13-1、13-3、14、14-2	大葛	8.99
67	2-12～2-19、3-2、3-3、5、5-1、16～24、24-1、25、25-1	大葛	23.40
73	21-3、21-4	大葛	0.50
74	35、83～106、107、107-1、122-1、156-8、156-9	大葛	7.43
77	1、1-1、2、2-2、2-3、2-5～2-7、3、4、48、48-1、48-2、48-3、71	大葛	43.35
87	1-1、3、4、4-1、4-2、4-5、4-6、4-12～4-16	谷地中	57.05
88	1、1-1、1-3～1-9、2、2-1、3、3-1、4、4-1～4-11、5～7、7-1～7-3、725	谷地中	45.38
95	23～25	笹館、八木橋	0.19
97	4、4-1、5、7、8	八木橋	12.00
98	55-1、55-2、56～56-4	八木橋	18.67
99	4～4-3、5～5-4、6-1、6-2、6-5～6-9、7、8-1、8-2、39、39-1、40～43、43-1、44～50	八木橋	30.27
100	15、16、17-1、18-1、19、19-2、20、20-1、21～24、48、48-1、50-1、50-3、51、52	八木橋	32.34
101	1、3～3-6、4、4-2～4-6、9～9-2、10、11、11-1、11-3～11-5、721	八木橋	56.58
104	2-1、4-5～4-9、4-11	八木橋	4.69
106	11～11-11	小坪沢	42.47
107	34、35	小坪沢	10.03
108	3～3-4、46	白沢水沢	14.14
109	13～15、15-1	白沢水沢	15.26
110	17	白沢水沢	4.45
111	27	小坪沢	18.05

(比内地区)

別表 1
- 9 -

(田代地区)

- 10 -

(大館地区)

別表 1
- 11 -

(田代地区)

別表 1
- 12 -

(大館地区)

別表 1
- 13 -

(比内地区)

別表 1
- 14 -

(田代地区)

別表 1
- 15 -

別表 1 公益的機能別施業森林等の区域（木材等生産機能維持増進森林）

（大館地区）

森林の区域			面積
林班	小班	地名	(h a)
7	全小班	花岡町	25.99
8	全小班	花岡町	45.20
9	全小班	花岡町	38.05
10	全小班	花岡町	71.47
11	全小班	花岡町	64.31
20	全小班	花岡町	84.17
21	全小班	花岡町	43.23
22	1～2-2、6、8、12～14、17、22～25、27～202、209～246	粕田	76.77
27	全小班	粕田	37.14
28	全小班	白沢	12.07
29	1～18、22、23、30～86、98～125	白沢、粕田	81.05
35	1～11、20～26、28～60、62～91、93、101～104、108～111、113～120、123、125～200、204～242、900	長走	99.10
42	1～26、36～43、47～127、900～906	橋桁	96.32
49	全小班	餅田	26.56
52	全小班	沼館	120.90
53	全小班	沼館	105.66
55	1～29、31、34～40、42、45～49、51～53、55、57～61、61-1、62～82、84～98、98-1、99～116、120、123～179、181～192、194～196、199～229、232、234～236、900～902	松峰、松木	115.11
57	全小班	釈迦内	32.11
63	66、69、94～106、112～114、132、142、143、161～164、167、168、176、177	柄沢	23.36
64	1、2、83、125～127、152～155、160	柄沢	8.35
69	10～25、29、30、39、42、46、49、50、54	芹田子	39.50
71	44	茂内	2.25
76	54、64、83～87	雪沢	2.97
77	35～40、45、112、122、123	雪沢	11.93
78	274、276、278、318～320	雪沢	1.98
80	17、36、70～72、81、93、95～100、109、111、111-1	雪沢	9.68
89	2、3、7、39、49、66、68～75、86～88、92～94、106、116、117、121、125、127～129、131～137、144、158、160～163、168、186、187、195、205、207、210、214～220、227～229	雪沢	30.25
90	12、23～27、35～37、47～53、63、71	雪沢	22.55
98	1～24	餌釣	3.58
99	42～156	山館	23.73
103	全小班	山館	102.77
114	1、3～68、900～907	中山	51.84
129	21～62	葛原	33.91
135	全小班	十二所	4.78
136	全小班	十二所	35.78
140	全小班	十二所	9.22
141	全小班	十二所	31.82
142	全小班	十二所	17.74
148	8～39	十二所	41.37
150	1～5、9～71	十二所	93.04
156	全小班	十二所	69.53
157	1～161、162～208、900～902	十二所	94.56
165	全小班	十二所	8.73
170	全小班	十二所	29.40
171	全小班	道目木	56.25
173	全小班	道目木	6.42
180	1～21、24、29、45、51～98、100、900、901	比内前田、杉沢	52.45
184	全小班	赤石、櫃崎、出川	80.59

(大館地区)

別表 1
- 17 -

(比内地区)

別表 1
- 18 -

(田代地区)

別表 1
- 19 -

(大館地区)

別表 1
- 20 -

(田代地区)

別表 1
- 21 -

(別表 2)

公益的機能別施業森林等区域内における森林施業の方法 総括表

単位：h a

地区名	伐期の延長を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林		特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	合 計
			複層林施業を推進すべき森林（択伐を除く）	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
大 館	7, 634. 23	1, 087. 39	0. 65	246. 36	0. 00	8, 968. 63
比 内	4, 087. 54	657. 73	277. 44	61. 86	0. 00	5, 084. 57
田 代	2, 936. 88	528. 84	37. 81	80. 33	0. 00	3, 583. 86
合 計	14, 658. 65	2, 273. 96	315. 90	388. 55	0. 00	17, 637. 06

別表2 公益的機能別施業森林等区域内における森林施業の方法（伐期延長）

（大館地区）

森林の区域			面積
林班	小班	地名	(h a)
2	全小班	花岡町	66.52
6	1、2、17～79	花岡町	90.75
10	全小班	花岡町	71.47
12	全小班	花岡町	52.31
13	全小班	花岡町	46.25
14	1～70、74、78～85、88、89、93、95、96、900	花岡町	19.14
16	全小班	花岡町	47.63
17	1～43、46、49～59	花岡町	29.22
18	全小班	花岡町	45.06
22	1～202、209～246、900	粕田	85.68
23	1、2、5～107、109～189、900～904	粕田	150.53
24	全小班	粕田	83.74
25	全小班	粕田	181.94
26	1～11、13～41	粕田	36.89
29	1～20、22～67、69～86、89～125	粕田、白沢	124.99
30	全小班	白沢	65.94
31	全小班	白沢	105.76
32	全小班	長走	31.25
33	全小班	長走	151.12
34	全小班	長走	70.63
35	全小班	長走、白沢	169.46
36	全小班	白沢	45.03
37	全小班	白沢	85.88
38	全小班	白沢	113.38
39	1、2、11～83	白沢	91.56
40	1～31、42、44～138、141～194、903～905	白沢	150.10
41	全小班	白沢	81.42
42	全小班	橋桁、釈迦内	97.73
58	全小班	商人留	144.69
59	全小班	商人留	159.75
60	全小班	商人留	79.92
63	1～65、67、68、70～93、107～111、115～131、134～141、144～160、165、166、169～175、178～185	柄沢	52.15
68	全小班	芦田子	72.55
69	1～9、40、41、44、45、47、48、51～53、55～125、900	芦田子	142.00
71	1～43、45～55	茂内、大茂内	146.00
72	全小班	茂内	89.49
73	全小班	茂内、大茂内	131.64
75	1～8、11～35、37、38、41～44	雪沢	137.13
76	1～53、55～63、65～77、79～82、800、900～902	雪沢	154.11
77	1～34、42～44、46～111、113～121、900～903	雪沢	166.92
78	1～273、275、277、279～287、289～317、321～438	雪沢	205.46
80	1～11、24～27、128、129	雪沢	26.32
82	全小班	雪沢	203.97
83	全小班	雪沢	84.16
85	1～11、13、14、19～23、900	雪沢	70.43
86	全小班	雪沢	194.43
89	1、4～6、8～38、40～48、50～65、67、76～85、90、91、95～105、107～115、117、118～120、122～124、126、130、138～140、142、143、145～156、159、164～167、169～185、188～194、196～204、206、211～213、221～226、230～235、900、901	雪沢	82.35
90	1～11、13～22、25、28～34、38～46、54～61、64～70、72～77、900、901	雪沢	46.13
97	1～11	餌釣	9.89
100	全小班	山館	66.51

(大館地区)

別表 2
- 3 -

別表2 公益的機能別施業森林等区域内における森林施業の方法（伐期延長）

（比内地区）

森林の区域			
林班	小班	地名	面積 (h a)
7	25～30、41、44～47、49、50	味噌内	6.14
8	全小班	味噌内	92.65
10	全小班	味噌内	55.72
11	全小班	味噌内	64.94
12	1-4、1-10	味噌内	0.30
13	1～7、7-4～7-9、8～13-1、14～18、20、20-1、21-1～21-5、22～26、28、29-1、30～69	味噌内	63.13
17	1～1-29、2～9	独鈷	20.36
18	1～1-3、1-7、1-12～1-22、2～34	独鈷	38.57
20	1、1-1、2～2-3、3、3-1、4～14、15～15-5、15-9～15-19、16、16-1、17～49、50～50-2、50-4～50-15、51～92、702、721～724、733	独鈷	135.59
21	1、3～3-2、4～8	独鈷	99.61
22	全小班	独鈷	83.68
23	1～140-2、140-4、140-6～140-12、141～176	独鈷	115.14
24	1～1-6、1-8～1-10、2、3-1、4～17-40、18～64、71	独鈷	109.36
25	全小班	独鈷	37.99
29	1～10-6、10-9、10-10、10-12～10-17、12～17、18、18-1、19-1、20-1、21～25-6、26-1、27～33-1、706、707、712～714	中野	89.94
30	14-1、15-1～15-3	中野	0.10
32	1-42、1-43、1-46～1-52、1-55～1-61、2-4～2-29、54	中野	24.21
33	27～27-2、28-1、29～31、33-2	中野	31.27
34	1～3-2、4～23、24-1、25-1、25-2、28～36、38～42、49-1、50～58、59～59-5、60～61-3、62～62-2、63～63-4、64～65-2、66、66-1、67、67-1、68、69	中野	10.50
37	全小班	中野	36.18
38	14、14-1、16	中野	0.31
39	1-3～1-10、2～4-51	中野	24.65
40	1～1-12、3-5、4-1	中野	12.41
41	1～3-1、59、61、63-1、701、703	中野	48.75
42	19、20	中野	0.13
47	1～65、67、67-1、68、68-1、69～69-5、70、74-3、77～77-3、78、78-1、78-3、80～96-2、708	大葛	59.76
48	1～13、14、15～22-1、22-4、23～113-5、113-7～113-11、113-13～113-20、116-1、116-2、117、118、121～128-2、131-2、132、132-2、132-3、133、134、134-1、135～148、152～154-2、155、161～164-3、769	大葛	101.33
49	全小班	大葛	261.06
50	16～21、24～32、33-1、34～34-2、35、35-2、36、37、38～38-2、39～49、53～62	大葛	59.09
51	1～14、16、21、32、33、40～44、49～51、53～58、68～70	大葛	92.69
52	2～52-22	大葛	132.56
53	1～1-10、4～12、15、18～19-2、20、29-1	大葛	60.25
54	1～7、9～17、20～70、738	大葛	70.44
55	3～4-2、6～31、32-3～32-8、713	大葛	60.62
56	56	大葛	0.16
57	3～65、761、762	大葛	184.22
58	4～7、22、27～27-2	大葛	6.06
59	1～1-7、1-9～1-31、2～10	大葛	80.82
60	全小班	大葛	65.78
61	全小班	大葛	12.39
62	全小班	大葛	61.32

(比内地区)

別表 2
- 5 -

別表2 公益的機能別施業森林等区域内における森林施業の方法（伐期延長）

（田代地区）

森林の区域		地名	面積 (h a)
林班	小班		
7	全小班	早口	51.33
10	1～8、11～94	早口	50.18
13	83、160～160-2、161～161-3、161-5、163、163-1	早口	9.00
14	全小班	早口	85.54
20	全小班	早口	157.30
23	全小班	早口	88.27
26	40、45、46、51	早口	5.29
29	57～84	早口	40.37
30	18～22、25、26、44	早口	1.33
33	全小班	早口	42.63
34	全小班	早口	79.73
35	全小班	早口	85.18
36	全小班	早口	47.40
37	59、60、98	早口	2.04
38	全小班	早口	65.33
39	全小班	早口	68.83
40	全小班	早口	128.21
43	1～33、36、39～65	早口	64.77
44	全小班	早口	70.16
45	全小班	早口	56.52
46	1、2、3、8	早口	39.20
47	1～10-1、13～15、17～29	早口	38.90
48	1～10、15、24～30	早口	26.45
49	16～18	早口	24.90
54	全小班	外川原	129.46
55	126、127、130、131、134、140、146、146-1	外川原	9.96
56	31、32、96、99、100、112、113	外川原	26.98
60	81～83、159～161、163	岩瀬	0.90
62	185～201	岩瀬	67.55
63	全小班	岩瀬	126.41
64	全小班	岩瀬	108.98
65	全小班	岩瀬	79.59
68	1～62、65～146	岩瀬	75.24
71	全小班	岩瀬	14.36
72	全小班	岩瀬	16.44
76	全小班	岩瀬	69.57
77	全小班	岩瀬	55.08
78	全小班	岩瀬	103.77
79	全小班	岩瀬	61.80
80	全小班	岩瀬	74.46
81	1～91、98～110、116～127	岩瀬	39.91
82	1～116、181、182、184～211	岩瀬	52.14
83	1～84、126～219	岩瀬	46.17
88	全小班	山田	56.96
93	全小班	山田	82.71
94	14～25、37～48	山田	65.28
97	49～59、64～68、77～79	山田	16.20
99	全小班	山田	105.96
101	1～59、72、80、87	山田	39.67
106	7～40、45～81、83、85、89、102、104～124、129～131、134	山田	82.47
小計			2,936.88

(大館地区)

別表 2
- 7 -

別表2 公益的機能別施業森林等区域内における森林施業の方法（長伐期）

（比内地区）

森林の区域		地名	面積 (h a)
林班	小班		
4	119、136、137	味噌内	4.73
7	1-5、23-6、24、24-1、24-3	味噌内	6.23
12	1-1-3、1-5-1-13	味噌内	43.33
13	18-1、19、19-1、21	味噌内	6.81
14	105-2、106、106-2、106-5	味噌内	0.47
29	10-7、10-8.11、17-1、19、20、20-2	中野	43.94
32	1-62-1-66、2-2-3、2-30-2-33	中野	19.93
33	26-32、26-34、28、31-1、31-2、32、32-1、33、33-1	中野	31.22
40	2-1、3-1-3-4、4	中野	16.78
47	71-74-2、74-4-74-6、75-1、75-2、76-76-2	大葛	3.31
48	129-131-1、132-1、132-2、149-151、154-3-154-5、156-157-1、158-160	大葛	3.54
50	1-15、22、23、50-52	大葛	50.83
51	15、17-20、22-31、34、35、36	大葛	18.05
52	1	大葛	0.01
53	2、2-1、3	大葛	1.83
55	1-2-6、32、32-1、32-9、32-12、69、712	大葛	21.14
56	18、19、20-1、20-4	大葛	4.17
58	1、2-1、2-2、7-2、7-3、8、9-9-3、10-2、10-3、10-5、10-6、11-21、23-26-1	大葛	23.84
64	全小班	大葛	45.41
65	21-1、22、23、25、26-9	大葛	6.11
66	8-4、10-10-2、11、12、13-1、13-3、14、14-2	大葛	8.99
73	21-3、21-4	大葛	0.50
74	35	大葛	1.56
77	1-1、2-2、2-3、71	大葛	2.96
87	1-1、3、4-4-2、4-5、4-6、4-12-4-16	谷地中	57.05
88	1-1-9、2、2-1、3、3-1、4、4-11、5、6、7-7-3、11、725	谷地中	57.39
95	23-25	笹館、八木橋	0.19
96	31-1、32-1、33-2	八木橋	0.64
97	4	八木橋	0.48
98	55-2、56-3、56-4	八木橋	0.97
99	4-2、5-1、6-6、8-1、39-50	八木橋	6.91
100	15、16、17-1、18-1、19、19-2、20、20-1、21-24、48、48-1、50-1、50-3	八木橋	26.73
101	3-1、3-4、3-6、4-2、4-4、4-6、9-1、11-1、11-3、11-5	八木橋	3.41
104	2-1、4-5-4-9、4-11	八木橋	4.69
106	11-11-11	小坪沢	42.47
107	34、35	小坪沢	10.03
108	3-3-4、46	白沢水沢	14.14
109	13、14、15、15-1	白沢水沢	15.26
110	17	白沢水沢	4.45
111	27	小坪沢	18.05
112	67-67-2	白沢水沢	4.81
113	128-128-3、129-129-4、130-132、135-164	小坪沢	18.13
114	15-15-8	小坪沢	6.24
小計			657.73

(田代地区)

別表 2
- 9 -

(大館地区)

別表 2
- 10 -

(比内地区)

別表 2
- 11 -

(田代地区)

別表 2
- 12 -

(大館地区)

別表 2
- 13 -

(比内地区)

別表 2
- 14 -

(田代地区)

別表 2
- 15 -

(別表 3)

基幹路網の整備計画 総括表

区分 地区	開設／新設・改築			拡張			備考
	路線数	延長 (k m)	利用区域面積 (h a)	改良 箇所数	舗装		
					路線数	延長 (k m)	
大館	11	12.0	3,696	5	2	0.3	
比内	10	6.5	890	16	1	6.0	
田代	5	5.0	571	17	1	3.2	
合計	26	23.5	5,157	38	4	9.5	

(別表3) 基幹路網の整備計画 (開設／新設・改築)

(大館地区)

種類	(区分)	路線名	延長 (k m)	利用区域 面積 (h a)	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道	林業専用道	山館	1.0	117	○	◇1	
自動車道	林業専用道	滝ノ沢	1.0	78		◇2	
自動車道		鰻沢	0.5	93		◇3	
自動車道		山新	2.0	1,550		◇4	
自動車道		上茂内	1.0	825		◇5	
自動車道		釈迦池	1.0	210		◇6	
自動車道		城ヶ森	1.0	340		◇7	
自動車道		大明神	1.0	88		◇8	
自動車道		猿間	1.0	210		◇9	
自動車道	林業専用道	数馬	1.0	54	○	◇10	
自動車道	林業専用道	沼田	1.5	131	○	◇11	
小計		11路線	12.0	3,696			

(別表3) 基幹路網の整備計画 (開設／新設・改築)

(比内地区)

種類	(区分)	路線名	延長 (k m)	利用区域 面積 (h a)	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道		館ヶ沢	1.0	90		11	
自動車道		金山	0.5	44		12	
自動車道		三階滝	0.6	34		13	
自動車道		柄井沢	0.5	110		14	
自動車道		南長内沢	0.8	33		15	
自動車道		只越	0.5	35		16	
自動車道	林業専用道	大沢	1.0	230		17	
自動車道		滝沢	0.5	73		18	
自動車道		東休閒内沢	0.5	77		19	
自動車道		ザッピ内	0.6	164		20	
小計		10路線	6.5	890			

(別表3) 基幹路網の整備計画 (開設／新設・改築)

(田代地区)

種類	(区分)	路線名	延長 (k m)	利用区域 面積 (h a)	前半5力年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道		二度突	0.5	32		21	
自動車道		大橋	0.5	30		22	
自動車道		大石渡沢	0.5	43		23	
自動車道		長坂本郷	0.5	314		24	
自動車道	林業専用道	大川目元渡	3.0	152	○	25	
小計		5路線	5.0	571			

(別表3) 基幹路網の整備計画(拡張/改良)

(大館地区)

種類	(区分)	路線名	改良 箇所数	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道		山館	2		①	
自動車道		萱仮戸沢	1		②	
自動車道		軽井沢	1		③	
自動車道		割沢	1		④	
小計		4路線	5			

(別表3) 基幹路網の整備計画(拡張/改良)

(比内地区)

種類	(区分)	路線名	改良 箇所数	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道		奥見内	1		5	
自動車道		二又	2		6	
自動車道		薬師森	1		7	
自動車道		根掘沢	4		8	
自動車道		大葛	2		9	
自動車道		尾去沢休閒内	5		10	
自動車道		羽貫谷地	1		11	
小計		7路線	16			

(別表3) 基幹路網の整備計画(拡張/改良)

(田代地区)

種類	(区分)	路線名	改良 箇所数	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道		大館蛭沢	8		12	
自動車道		円学	1		13	
自動車道		大岱高岨	2		14	
自動車道		田代相馬	3	○	15	
自動車道		中岱	1		16	
自動車道		上鴨沢	1		17	
自動車道		内越山沢	1		18	
小計		7路線	17			

(別表 3) 基幹路網の整備計画 (拡張／舗装)

(大館地区)

種類	(区分)	路線名	延長 (k m)	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道		大館蛭沢	0.1		1	
自動車道		大滝	0.2		2	
小計		2路線	0.3			

(別表 3) 基幹路網の整備計画 (拡張/舗装)

(比内地区)

種類	(区分)	路線名	延長 (k m)	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道		平内沢	6.0		3	
小計		1路線	6.0			

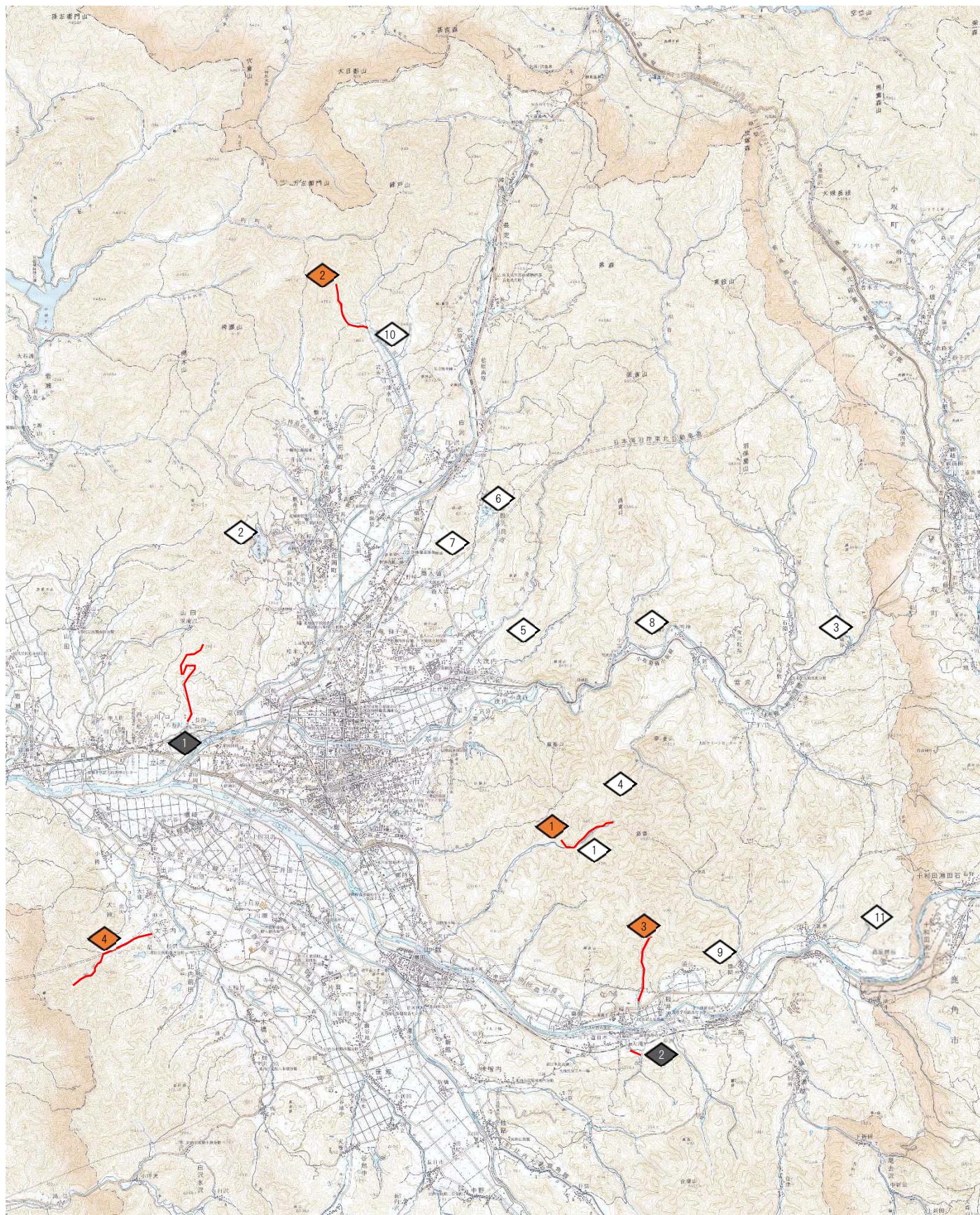
(別表3) 基幹路網の整備計画(拡張/舗装)

(田代地区)

種類	(区分)	路線名	延長 (k m)	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道		円学	3.2		4	
小計		1路線	3.2			

基幹路網の整備計画（別表 3 関係）

位置図（大館地区）

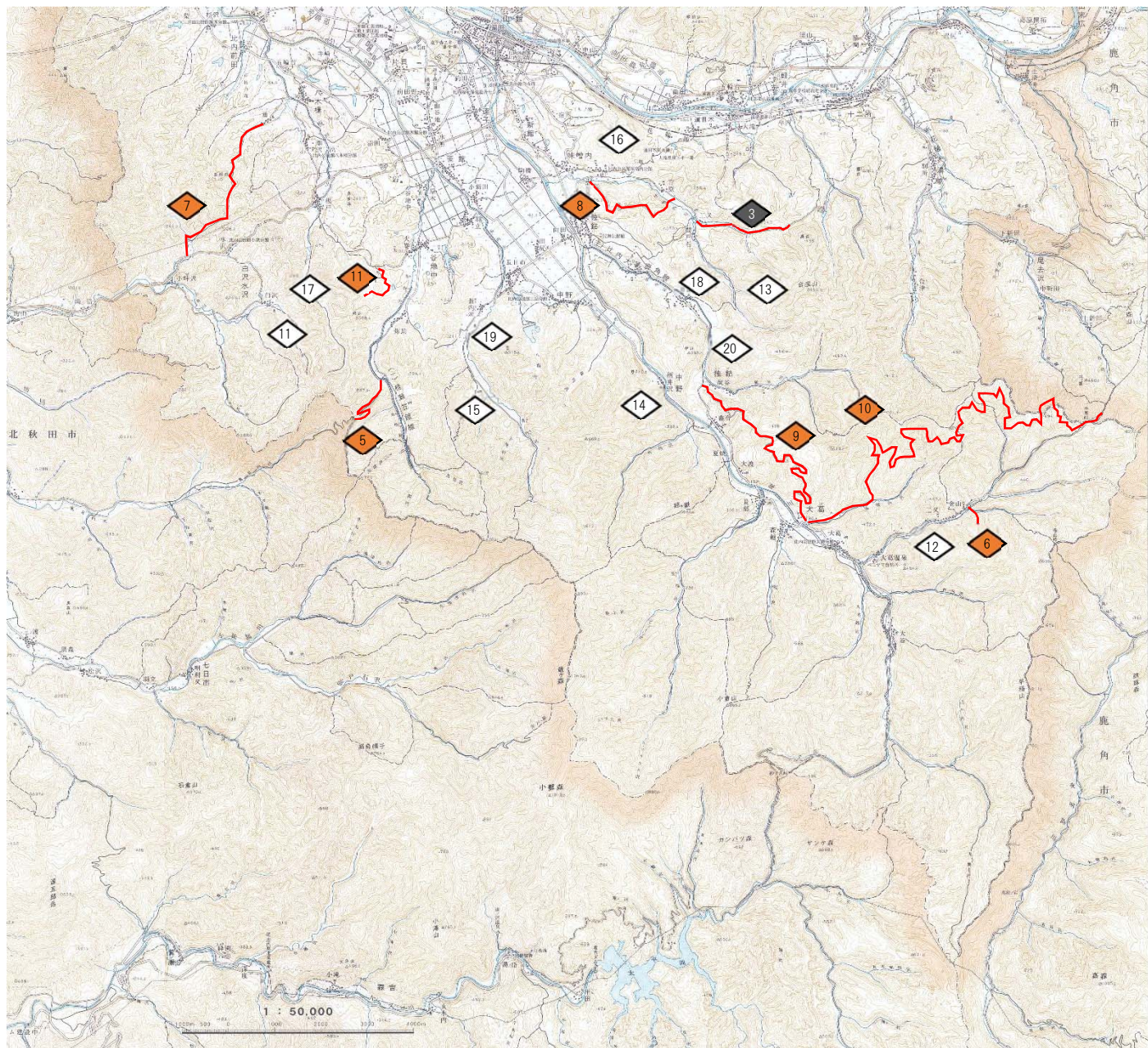


< 地図（出典国土地理院） >

別表 3

基幹路網の整備計画（別表３関係）

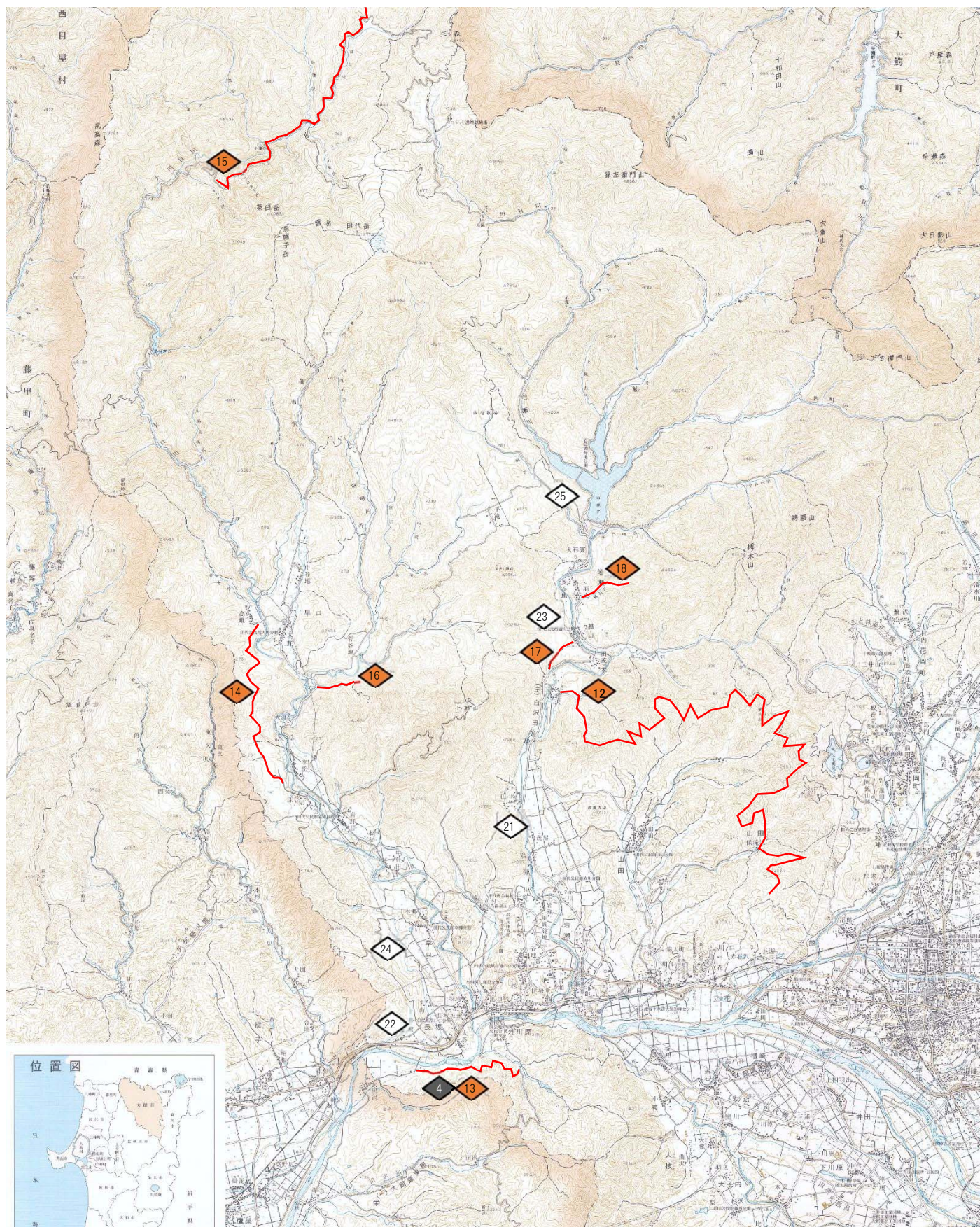
位置図（比内地区）



< 地図（出典国土地理院） >

基幹路網の整備計画（別表 3 関係）

位置図（田代地区）



< 地図（出典国土地理院） >

(別表4)

造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うべき区域 総括表

地区名	大 館	比 内	田 代
区域数	15	8	13

(大館地区)

別表 4
- 2 -

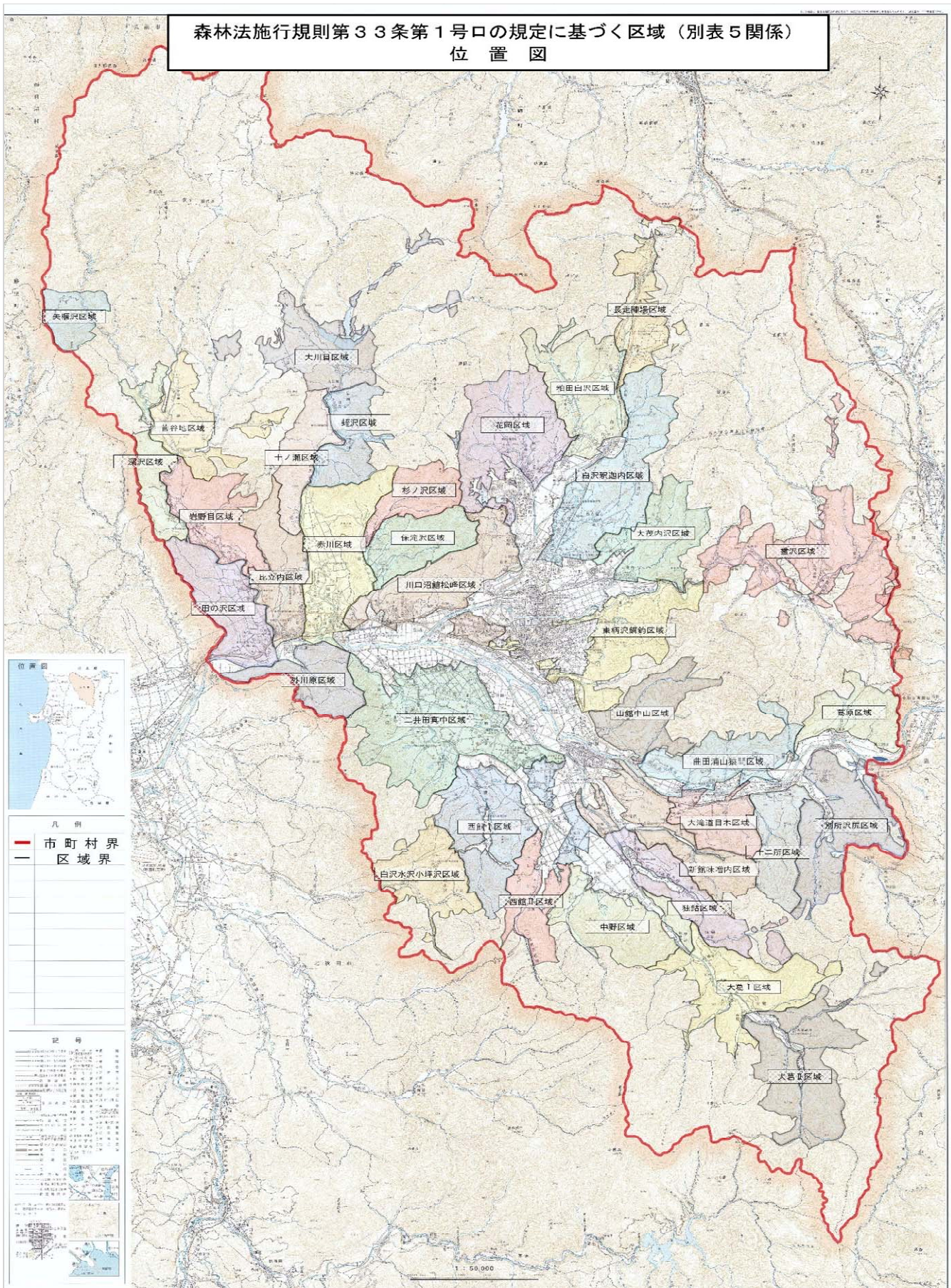
(比内地区)

別表 4
- 3 -

(田代地区)

別表 4
- 4 -

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域（別表5関係）
位置図



<地図（出典国土地理院）>

別表 4

大館市森林整備計画書

参 考 資 料

— 目 次 —

- (1) 人口及び就業構造
 - ① 年齢層別人口動態
 - ② 産業部門別就業者数等
- (2) 土地利用
- (3) 森林転用面積
- (4) 森林資源等の現況等
 - ① 保有者形態別森林面積
 - ② 在市者・不在市者別私有林面積
 - ③ 民有林の齢級別面積
 - ④ 保有山林面積規模別林家数
 - ⑤ 作業路網の現況
 - (ア) 基幹路網の現況
 - (イ) 細部路網の現況
- (5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の存在
- (6) 市における林業の位置づけ
 - ① 産業別総生産額
 - ② 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額
- (7) 林業関係の就業状況
- (8) 林業機械等設置状況
- (9) 林産物の生産状況
- (10) その他必要なもの

参考資料

(1) 人口及び就業構造
① 年齢層別人口動態

	年 次	総 数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人) (人)	平成12年	86,288	40,291	45,997	11,585	5,884	5,701	12,629	6,332	6,297
	平成17年	82,504	38,413	44,091	10,316	5,268	5,048	10,421	5,217	5,204
	平成22年	78,885	36,721	42,164	9,026	4,625	4,401	8,853	4,441	4,412
	平成27年	74,175	34,633	39,542	7,647	3,986	3,661	7,695	3,919	3,776
	令和2年	69,237	32,551	36,686	6,479	3,356	3,123	6,841	3,519	3,322
構成比 (%)	平成12年	100.0%	46.7%	53.3%	100.0%	50.8%	49.2%	100.0%	50.1%	49.9%
	平成17年	100.0%	46.6%	53.4%	100.0%	51.1%	48.9%	100.0%	50.1%	49.9%
	平成22年	100.0%	46.6%	53.4%	100.0%	51.2%	48.8%	100.0%	50.2%	49.8%
	平成27年	100.0%	46.7%	53.3%	100.0%	52.1%	47.9%	100.0%	50.9%	49.1%
	令和2年	100.0%	47.0%	53.0%	100.0%	51.8%	48.2%	100.0%	51.4%	48.6%
	年 次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人) (人)	平成12年	14,482	7,146	7,336	26,023	12,149	13,874	21,527	8,748	12,779
	平成17年	13,568	6,747	6,821	24,325	11,699	12,626	23,816	9,446	14,370
	平成22年	12,864	6,559	6,305	23,125	11,311	11,814	25,017	9,785	15,232
	平成27年	11,958	6,179	5,779	13,104	9,903	3,201	26,654	10,646	16,008
	令和2年	10,171	5,311	4,860	18,260	9,062	9,198	27,486	11,303	16,183
構成比 (%)	平成12年	100.0%	49.3%	50.7%	100.0%	46.7%	53.3%	100.0%	40.6%	59.4%
	平成17年	100.0%	49.7%	50.3%	100.0%	48.1%	51.9%	100.0%	39.7%	60.3%
	平成22年	100.0%	51.0%	49.0%	100.0%	48.9%	51.1%	100.0%	39.1%	60.9%
	平成27年	100.0%	51.7%	48.3%	100.0%	75.6%	24.4%	100.0%	39.9%	60.1%
	令和2年	100.0%	52.2%	47.8%	100.0%	49.6%	50.4%	100.0%	41.1%	58.9%

出典：国勢調査 人口等基本集計（平成12、17、22、27、令和2年）

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		木材・木製品製造業	
実数 (人) (人)	平成7年	43,264	4,031	341	9	4,381	14,166	708	24,717
	平成12年	41,360	3,838	262	5	4,105	12,766	-	24,489
	平成17年	38,697	3,743	170	0	3,913	10,686	-	24,098
	平成22年	35,356	2,679	210	3	2,892	9,663	-	22,801
	平成27年	33,944	2,207	171	1	2,379	9,571	-	21,994
	令和2年	32,905	2,023	161	2	2,186	9,371	※(353)	21,046
構成比 (%)	平成7年	100.0%	9.3%	0.8%	0.0%	10.1%	32.7%	1.6%	57.1%
	平成12年	100.0%	9.3%	0.6%	0.0%	9.9%	30.9%	-	59.2%
	平成17年	100.0%	9.7%	0.4%	0.0%	10.1%	27.6%	-	62.3%
	平成22年	100.0%	7.6%	0.6%	0.0%	8.2%	27.3%	-	64.5%
	平成27年	100.0%	6.5%	0.5%	0.0%	7.0%	28.2%	-	64.8%
	令和2年	100.0%	6.1%	0.5%	0.0%	6.6%	28.5%	※(1.1%)	64.0%

出典：国勢調査 就業状態等基本集計（平成7、12、17、27、令和2年）

※()内の数値は、2020工業統計調査より取得

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕 地 面 積							草地 面積
			計	田	畑	樹 園 地				
						果樹園	茶園	桑園		
実数 (h a)	平成 1 2 年	91, 370	7, 254	6, 403	708	143	143	0	0	23
	平成 1 7 年	91, 370	6, 608	5, 872	636	100	-	-	-	8
	平成 2 2 年	91, 370	6, 379	5, 708	582	89	-	-	-	-
	平成 2 7 年	91, 322	5, 309	4, 894	347	68	-	-	-	-
	令和 2 年	91, 322	5, 206	4, 791	355	60	-	-	-	-
構成比 (%)	平成 1 2 年	100. 0%	7. 9%	7. 0%	0. 8%	0. 2%	0. 2%	-	-	0. 0%
	平成 1 7 年	100. 0%	7. 2%	6. 4%	0. 7%	0. 1%	-	-	-	0. 0%
	平成 2 2 年	100. 0%	7. 0%	6. 2%	0. 6%	0. 1%	-	-	-	-
	平成 2 7 年	100. 0%	5. 8%	5. 4%	0. 4%	0. 1%	-	-	-	-
	令和 2 年	100. 0%	5. 7%	5. 2%	0. 4%	0. 1%	-	-	-	-

	年次	総土地 面積※	林 野 面 積			その他 面積
			計	森林	原野	
実数 (h a)	平成12年	91,370	72,610	70,472	2,138	11,483
	平成17年	91,370	72,185	70,072	2,113	12,569
	平成22年	91,370	70,156	70,156	-	-
	平成27年	91,322	70,113	70,113	-	-
	令和2年	91,322	72,283	70,166	2,117	-
構成比 (%)	平成12年	100.0%	79.5%	77.1%	2.3%	12.6%
	平成17年	100.0%	79.0%	76.7%	2.3%	13.8%
	平成22年	100.0%	76.8%	76.8%	-	-
	平成27年	100.0%	76.8%	76.8%	-	-
	令和2年	100.0%	79.2%	76.8%	2.3%	-

※平成26年 国土地理院の計測方法の変更により総土地面積も変更となった。

出典：2000、2005、2010、2015、2020年農業センサス

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業 用地 (h a)	住宅・別荘 用地 (h a)	ゴルフ場・レジャー 用地 (h a)	農用地 (h a)	公共用地 (h a)	その他 (h a)
平成22年	87	29	0	0	29	18	11
平成27年	2	1	0	0	0	0	1
令和 2年	1	0	0	0	0	0	3

出典：森林計画関係業務報告による調査

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

総数 (h a)	国有林 (h a)	公有林 (h a)				私有林 (h a)					
		計	都道府 県有林	市町村 有林	財産区 有林	計	個人	森林整備 センター	林業公社	会社	その他
72,384	42,140	3,346	529	2,576	241	26,898	10,855	2,406	1,634	1,381	10,622

出典：令和3年 秋田県林業統計

② 在(市町村)者・不在(市町村)者別市有林面積

	年次	私有林合計	在(市町村)者面積	不在(市町村)者面積		
				計	県内	県外
実数 (ha)	平成2年	23,443	20,407	3,036	2,980	56
	平成12年	22,532	21,422	1,110	953	157
構成比 (%)	平成2年	100.0%	87.0%	13.0%	(98.2%)	(1.8%)
	平成12年	100.0%	95.1%	4.9%	(85.9%)	(14.1%)

出典:農林業センサス

③ 民有林の齢級別面積

齢級別 区分	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級以上
民有林計	30,183	415	622	1,612	3,516	24,018
人工林 計	17,807	242	494	1,559	3,355	12,157
針葉樹	18,164	213	464	1,556	3,345	12,586
広葉樹	11,653	29	30	3	10	11,581
天然林 計	12,010	173	128	54	161	11,494

④ 保有山林面積規模別林家数

年次	面積規模(ha)	林家数	面積規模(ha)	林家数	面積規模(ha)	林家数
平成22年	～5ha	1,912	20～30ha	27	100ha～	1
	5～10ha	188	30～50ha	12	総数	2,225
	10～20ha	79	50～100ha	6		
平成27年	～5ha	-	20～30ha	-	100ha～	-
	5～10ha	-	30～50ha	-	総数	2,001
	10～20ha	-	50～100ha	-		
令和2年	～5ha	7	20～30ha	7	100ha～	7
	5～10ha	7	30～50ha	4	総数	39
	10～20ha	3	50～100ha	4		

出典:農林業センサス

⑤ 作業路網の現状

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	116	272	
うち林業専用道	0	0	
計	116	272	

出典:大館市林道台帳

(イ) 細部路網の現況

区分	延長(m)	備考
森林作業道	472,791	

出典:令和3年 秋田県林業統計

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在		面積 (h a)
		位置	林班/小班	

(6) 市町村における林業の位置づけ

① 産業別総生産額

単位: 百万円

総生産額 (A)		285,232
内 訳	第1次産業	7,812
	うち林業 (B)	624
	第2次産業	86,852
	うち木材・木製品製造業 (C)	-
	第3次産業	191,877
B + C / A		0.2%

出典: 令和元年秋田県市町村民経済計算

② 製造業の事業所数、従業員数、現金給与総額

	事業所数	従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	124	6,873	2,356,379
うち木材・木製品製造業 (B)	14	353	126,924
B / A	11.3%	5.1%	5.4%

出典: 令和2年 工業統計調査

(7) 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	従業員数		備考
			(うち作業員数)	
森林組合	1	-	-	組合員数6,602人
生産森林組合	15	-	-	組合員数891人
林業経営体①	39	-	-	
木材卸売業②	1	-	-	
木材・木製品製造業③	19	-	-	
		-	-	
合計	75	-	-	

出典: 米代川地域森林計画

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	地方公共団体	会社	森林組合	個人	その他	備 考
スイングヤーダ	2		2				
ハーベスタ	11		10		1		
フォワーダ	15		15				
プロセッサ	11		11				
フェラーバンチャ	14		12		2		
グラップルバケット	6		6				
計	59	0	56	0	3	0	

出典: 令和4年 林業機械保有状況調査

(9) 林産物の生産概況

種類	素材	チップ	苗木	しいたけ		ナメコ	ねまがり たけ	木質粒 状燃料
				生	乾			
生産量	-	-	-	17,594kg	654kg	8,896kg	1,241kg	-

出典: 令和3年 特用林産物生産統計調査

用語の解説

	用 語	解 説
あ	秋田県水源森林地域の保全に関する条例	公共の用に供される水道水源地域などにおける森林の土地利用の適正化を図るため、平成26年4月に秋田県が制定した条例。民有林の中で水源森林地域を指定し、指定された地域の森林では、土地の売買等の30日前までに県への届出が必要。
	育成単層林（いくせいたんそうりん）	森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人の手（植栽及び萌芽等）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ、維持する施業が実施されている森林。
	育成複層林（いくせいふくそうりん）	森林を構成する林木を抜き切りにより部分的に伐採し、人の手（植栽、刈り払い、地表のかき起こし等）により複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業が実施されている森林。
	一貫作業システム（いっかんさぎょうしすてむ）	伐採から植栽までを一体的に行う作業システムのこと。
	一斉林（いっせいりん）	樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一般に皆伐跡地に同一樹種を一斉に植栽されたものが成長してできるため、単層林、同齡林、単純林ともいう。
	ウッドファースト（うっどふあーすと）	秋田県では、「コンクリートや化石燃料から木材へ転換する」ことを、ウッドファースト（木材第一主義）と位置付けている。
	うっ閉（うっぺい）	隣り合う林木の樹冠が相接してすきまがなくなった状態。
	枝打ち（えだうち）	節のない材を生産するため、樹木の成長にともなって計画的に樹木の下方の枝をナタや鋸等で除去する作業のこと。 枝打ちの目的には、無節材の生産や、死節を防ぐといった材の付加価値を高めることの他に、スギアカネトラカミキリ等の病虫害の防止などもある。
	枝下高（えだしたこう）	枝のない幹の部分の高さ。地上から最初の枝までの高さ。
か	皆伐（かいばつ）	森林の林木の全部あるいは大部分を同時に伐採し、収穫する方法。
	かき起こし（かきおこし）	元々育成する樹木から種子が地表に落下した時に、容易に発芽・生育ができるよう、地表を耕転してササ等を除去する作業。
	間伐（かんばつ）	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業。一般的には除伐後、主伐までの間に育成や収穫の目的に応じて行われる。
	官公造林（かんこうぞうりん）	公有林野等官公造林法（大正9年7月27日法律第7号）に基づき、市町村有の林野等に国が造林し、その収入を国とその市町村等が分割取得するものである分収造林の一種。なお、この法律は昭和36年5月19日に廃止された。

胸高直径（きょうこうち よっけい）	林分調査等で立木の材積を測定する方法の1つで、山側の地上 1．2 mの位置で測定する立木の直径をいう。
経営管理意向調査（けい えいかんりいこうちょう さ）	市町村が経営管理権集積計画を定める場合に、経営管理権集積計 画の対象となる森林の森林所有者に対して行う当該森林の経営管 理の意向に関する調査。
経営管理権（けいえいか んりけん）	地域森林計画の対象となる森林について森林所有者が行うべき自 然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うた め、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、 造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収 益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益 から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一 部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利。
経営管理実施権（けいえ いかんりじっしけん）	地域森林計画の対象となる森林について経営管理権を有する市町 村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条 件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の 委託を受けて伐採等（販売収益を収受するとともに、販売収益か ら伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部 を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。）を実施するた めの権利。
経営管理実施権配分計画 （けいえいかんりじっし けんはいぶんけいかく）	市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営 管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画。
経営管理権集積計画（け いえいかんりけんしゅう せきけいかく）	市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適 当と認める場合に定める計画。
公益的機能（こうえきて ききのう）	森林の有する多面的機能のうち、水源かん養機能、山地災害防止 機能、生活環境保全機能、保健文化機能など、木材生産機能を除 く諸機能のこと。
高性能林業機械（こうせ いのりんぎょうきか い）	現場で一台の機械で多くの工程を処理したり、単一の工程を能率 良く処理したりできる林業用の機械の総称、機械の種類にはフェ ラバンチャ（伐倒）、プロセッサ（玉切り・枝払い）、ハーベスタ （伐倒、玉切り、枝払い）、タワーヤーダ（集材）、スキッド（集 材）、フォワーダ（集材運搬）などがある。
更新（こうしん）	森林を構成する樹木の世代交代のこと。 目的に達した成熟林分を伐採利用して、後継林分を育てること。

	「天然更新」(てんねんこうしん)	専ら天然力で後継樹を仕立てることで種子が発芽して成長する場合(天然下種)と、幹の根元付近の枝(萌芽)が大きくなる場合(萌芽更新)がある。天然更新を成功させるため、発芽条件の改善、稚樹の補充、稚樹の保護、保育などの更新補助作業がある。
	「人工造林」(じんこうぞうりん)	人の力によって、種子、苗木、さし穂等を造林地に定着させて仕立てられた林をいうが、ほとんどは苗木の植栽による。これにより仕立てられた林は人工林である。
	国有林(こくゆうりん)	森林法第2条第3項に規定される、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律第10条第1号に規定する分収林。
	国定公園(こくていこうえん)	自然公園法に基づいて環境大臣が指定する大規模な自然公園で、国立公園は国が管理するのに対して、国定公園は、都道府県知事の申し出により、環境大臣が指定し、都道府県知事が管理する自然公園。
	混交林(こんこうりん)	2種類以上の樹種からなる森林で一斉林に対する森林の形態を言う。混交林は、性質の異なった樹種例えば針葉樹と広葉樹(針広混交林)が適当に配置されることによって、病虫害被害や山地災害に強い森林を作ることができる。
	コンテナ苗(こんてななえ)	根鉢が成型された鉢付き苗で、マルチキャビティコンテナによって育成される苗木。時期を問わず植栽できる利点がある。
さ	材積(ざいせき)	素材や立木の体積こと。単位はm ³ (立方メートル)で表す。
	再造林(さいぞうりん)	人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。多くは、針葉樹の人工の伐採跡地に再び針葉樹の苗木を植栽するもの。
	森林作業道(さぎょうどう)	伐採、造林、保育等の森林施業を行うために、林道等から作業現場へ向けて開設した低規格(全幅2~3m程度)の作業用機械のみが通行する道で、作業終了後は原則として再び森林に戻る。
	砂防指定地(さぼうしていち)	砂防法第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のための一定の行為を禁止若しくは制限する土地のことをいい、国土交通大臣が指定する。森林施業については、5ha以上伐採する場合は知事の許可が必要である。
	CLT(しーえるていー)	Cross Laminated Timberの略称で、ひき板を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料。建築の構造材の他、土木用材、家具などに使用される。

自然環境保全地域（しぜんかんきょうほぜちいき）	自然環境保全法に基づき原生の状態を維持している地域や優れた自然環境を維持している地域を、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域で、特別地区については、森林法上、制限林として位置付けている。
自然公園（しぜんこうえん）	自然公園法に基づき自然景観の優れた区域として指定される国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。区域内の特別保護区や第1種～第3種特別地域は、森林法上、制限林として位置付けられている。
下刈り（したがり）	植栽した苗木の育成を妨げる雑草木を刈り取ること。
市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）	森林法に基づき市町村長が5年ごとにたてる10カ年計画で、地域森林計画に適合させて、地域の森林・林業関連施策の方向や、森林所有者が行う伐採・造林・間伐などの森林施業の標準的な方法などを定める計画。
収量比数（しゅうりょうひすう）	森林に成立する立木の混み具合を数字で表現するために用いられる指標。ある平均樹高の時のその林分が持てる最大の幹材積に対する現実林分の材積の比率を示している。
主伐（しゅばつ）	利用期に達した林木を伐採すること。伐採方法としては、皆伐、択伐、傘伐（漸伐）等がある。
小班（しょうはん）	同一の林班において、森林所有者、樹種、林齢、作業上の取り扱いなどが同一な森林ごとに細分される区画のこと。
除伐（じょばつ）	植栽した林がほぼ、うっ閉した時に行う保育作業で、植栽樹種以外の樹種を取り除く作業をいうが、植栽樹種でも形質の劣る場合は合わせて除くこともある。
人工林（じんこうりん）	人工造林（人の力で苗木や種子を造林地に定着させて仕立てる方法）によって人為的な方法により造成された森林。 天然更新や直播による場合もあるが、通常は人工造林によってできた林を指す。
森林組合（しんりんくみあい）	森林組合法に基づき組織された森林所有者を組合員とする協同組合のこと。森林所有者の経済的・社会的地位の向上や森林生産力の増進を図ることを目的としている。
森林計画制度（しんりんけいかくせいど）	国有林、民有林の両者を通じて、森林の管理方法を秩序づけるため、法律や規則等により、森林の取り扱いの内容と場所と時期についての予定を一定の形式に整え、実施することで森林の経営を規制する制度。具体的には、森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を重視する機能に応じて区分し、望ましい森林へ導くため、森林整備を実施するための方法や数量等を計画することで、国、県、市町村、森林所有者のレベルで計画が作成される。

「全国森林計画」	農林水産大臣が森林・林業基本計画に即し、全国の森林について5年ごと15年を1期として立てる計画。
「地域森林計画」	民有林を対象として、森林計画毎に都道府県知事が全国森林計画に即して5年ごと10年を1期として立てる計画
「地域森林計画対象民有林」	森林法第5条に基づき知事が立てる地域森林計画の対象とする民有林をいい、伐採及び伐採後の造林の届出書、造林補助金、林地開発許可等の対象となる。
「地域森林計画対象外民有林」	森林法第2条に規定する森林であるが、地域森林計画の対象としない民有林。
「市町村森林整備計画」	森林法第10条の5に基づき、市町村長がその市町村内の森林について5年ごと10年を1期として立てる計画。
森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）	平成30年5月25日に成立した森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づく制度。適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ね、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を目的としている。
森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）	森林法第11条に基づき、森林所有者又は森林経営の受託を受けたものが、単独又は共同で面的にまとまりをもった森林を対象として作成する伐採、造林、路網整備、森林の保護等に関する5カ年の計画。
森林計画区（しんりんけいかくく）	森林法第7条第1項の規定により、農林水産大臣が知事の意見を聴いて、地勢等を勘案しながら流域別に都道府県の区域を分けて定めたもので、全国で158、秋田県では米代川、雄物川、子吉川の3森林計画区がある。
森林認証（しんりんにんしょう）	持続可能な林業経営の推進と違法伐採木材の排除を図るために、一定の基準の下に第三者機関が認定した森林。
「FM認証」	森林を対象とした認証（Forest Management:森林管理）
「CoC 認証」	木材の流通・加工業者を対象とした認証（Chain of Custody:流通・加工）

森林法（しんりんほう）	森林の保続培養と林地生産力の増進を図り。国土の保全と国民経済の発展に資することを目的とする法律。森林計画や保安林など、森林に関する基本事項を定めている。
森林簿（しんりんぼ）	地域森林計画を樹立するために必要な地況、林況等の調査を実施し、その結果を林小班ごとに示した簿冊。
森林計画図（しんりんけいかくず）	1/5,000の地形図に行政区界、林小班界、林道等を示した図面で、森林簿の林小班と整合している。
森林基本図（しんりんきほんず）	空中写真等の図化成果を用いて作成した1/5,000の地形図。
森林施業（しんりんせぎょう）	森林を維持造成するために、森林に対して行う伐採、造林、保育等の作業を指すとともに、公益的機能を発揮させるという目的を達成するためにおこなう作業をいう。
森林GIS（しんりんじーあいえず）	森林地理情報システム（Geographic Information System）のことをいい、図面を介して森林の位置からいろいろな情報を得ることができるシステム。
森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）	森林・林業基本法第11条に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に政府が立てる計画で、全国森林計画をはじめとする森林計画制度の基礎となる計画。森林の取り扱いや木材の供給などについての目標を定めている。
スマート林業（すまーとりんぎょう）	生産性と安全性の向上を目的に、地理空間情報やインターネットを活用したコミュニケーション（ICT）などの最先端技術を、林業に活用すること。
制限林（せいげんりん）	森林法、自然公園法、砂防法等の法令により、立木の伐採が制限されている森林。
成長量（せいちょうりょう）	樹木がある機関に成長した量をいう。通常は樹幹材積の成長した量（材積成長量）をいう。 1年間に成長した量を連年成長量、現在までに成長した量を総成長量、その平均を平均成長量という。
生産森林組合（せいさんしんりんくみあい）	森林の経営の共同化を目的として、森林組合法に基づき設立された協同組合。森林組合が、組合員の森林経営の一部（施業、販売、購買など）の共同を目的とするのに対して、生産森林組合は、組合員の森林経営の全部の共同化を目的としている。
素材生産（そざいせいさん）	立木を伐採、搬出、玉切りし、丸太（素材）にする一連の作業をいう。

用語の解説

た	大径材生産（たいけいざいせいさん）	天然秋田スギ資源の代替えになるような良質な大径材の生産を目指して、林齢１００年以上で伐採する方法、理想的な伐期は１２０～１５０年であり、施業方法としては超長伐期施業とも呼ばれる。
	択伐（たくばつ）	成熟した森林において単木または群状的に立木を伐採・収穫することをいうが、個々の樹木を健全に育てるとともに後継樹が順調に育つように伐採木を選んで伐採することもある。
	地位（ちい）	林地の材積生産力を示すもので、樹種毎に４０年生時における樹高をもとにして２ｍ区分で地位指数として表すこともある。
	地域内エコシステム（ちいきないえこしすてむ）	集落や市町村レベルで小規模な木質バイオマスエネルギーの熱利用または熱電併給によって、森林資源を地域内で持続的に循環させる仕組み。エネルギーの地産地消によって、地域活性化と森林所有者等への利益還元を目指す。
	地域おこし協力隊（ちいきおこしきょうりょくたい）	都市地域から過疎地域等に居住し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度。
	地況（ちきょう）	位置、気候、地勢、地質、土壌、地位及び地利等の要素を一括して地況という。
	地利（ちり）	林地が木材の運搬等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、木材市場や製材工場までの距離をランク付けて表す。
	蓄積（ちくせき）	林分の材積の総量を指し、森林簿では施業番号ごとにm3（立方メートル）で整数表記している。
	鳥獣保護区（ちょうじゅうほごく）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るため、環境大臣又は都道府県知事が設定する区域。このうち、特に保護繁殖を図る必要がある区域が特別保護区であり、森林の伐採等の制限を受けるため、森林法上、制限林を位置付けられている。
	治山事業（ちさんじぎょう）	森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図る事業。具体的には、荒廃山地の復旧、荒廃危険地における災害の予防、地すべりの防止、水需給上重要な流域における森林の整備、都市近郊における生活環境の整備など。
	長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）	通常より高林齢で主伐する施業のことをいい、一般的には標準伐期の２倍まで延長させる施業のこと。長伐期施業は成林状態が長くなるため、公益的機能の維持に効果があるほか、太い大径材を生産する目的でも行われる。

用語の解説

	つる切り（つるきり）	下刈りを終了した後に、樹木に巻き付くフジ・クズ等のつる植物をナタ等で除去する作業をいう。
	天然生林の更新補助作業（てんねんせいりんのこうしほじょさぎょう）	天然生林は主として自然の力の活用により、次世代の樹木を育成させて保全・管理を行う森林のことで更新補助作業は、天然更新を促すため、下刈り、枝条処理やかき起こし等の地表処理の作業を行うこと。
	特定保安林（とくていほあんりん）	保安林の指定の目的に即して、機能していないと認められる保安林であって、その区域内に造林、間伐等の施業を早急に実施する必要のある森林が存在するもの。
	特用林産物（とくようりんさんぶつ）	森林からの産物のうち、建築資材、パルプなどの原料となる木材を除いたもの。きのこ類、くり・くるみなどの樹実類、わらびなどの山菜類、その他木炭、薪、漆などがある。
	土場（どば）	木材を森林から木材市場や工場まで搬出する過程で、一時的に丸太を集積し、貯木する場所のこと。
な	ナラ枯れ（ならがれ）	カシノナガキクイムシという甲虫類の一種と、それに共生する菌によって、ナラ類（コナラ、ミズナラ、カシワ等）の樹木が枯れる被害。
は	伐期齢（ばっきれい）	施業目的に従い林分が成熟期に達して、主伐によって収穫する林齢をいう。
	「標準伐期齢」	主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。
	伐採跡地（ばっさいあとち）	林木を伐採した跡地のこと。
	伐採の届出（ばっさいのとどけで）	森林法第10条の8条1項の規定により、森林所有者等は地域森林計画対象森林を伐採する場合は、伐採の90日前から30日前までに、市町村長へ伐採届出書を提出することが義務付けられている。
	火入れ（ひいれ）	一般的には土地を肥やすため、山野の枯れ草や雑木などを焼くことをいう。
	幅員（ふくいん）	道の幅のことをいい、車の通る幅を車道幅員といい、これに路肩加えた幅を全幅員という。
	複層林施業（ふくそうりんせぎょう）	皆伐をせずに更新を行っていく施業のことで、複数の高さの林冠（複数の樹冠により構成）を形成するため、複層林という。林冠層が2段の場合は2段林、2段以上は多段林という。

用語の解説

	「樹下植栽」(じゅかしよくさい)	複層林を造成するとき、上層木がある状態でその下に下層木を植栽する方法。
	保安林(ほあんりん)	森林の有する水源かん養、災害の防備、生活環境の保全等の公益的機能を発揮させる森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図り、目的の機能の維持・増進を図る。 保安林は森林法第25条第1項に掲げる指定の目的により、17種とされている。
	保安施設地区(ほあんしせつちく)	水源のかん養や災害の防備の目的のために、国又は都道府県が保安施設事業を行う必要があると認めたときは、農林水産大臣は保安施設事業を行うのに必要な広さと期間の限度において、森林・原野等を指定した地区。
	保育(ほいく)	目的樹種の成長の障害となる他の植物を人手により取り除き、林木の生長を助ける作業をいう。 下刈り、雪起こし、除伐、つる切り等の作業がある。
	保育間伐(ほいくかんばつ)	間伐材を林外へ搬出ししない間伐(切り捨て)をいう。
	ぼう芽更新(ぼうがこうしん)	主に広葉樹で、伐採した後の切り株から発生する芽(ぼう芽)を育てて森林を更新する作業。
	母樹(ぼじゅ)	天然更新に必要な種子を供給する親となる樹木。また、林木育種の観点からは、遺伝的に優良な選抜された個体を母樹と称している。
ま	松くい虫(まつくいむし)もしくは松くい虫被害	松くい虫とは、松の枯死の原因となるマツノザイセンチュウを運ぶマツノマダラカミキリという昆虫のこと。この昆虫がアカマツやクロマツを食害する時に、マツノザイセンチュウを寄生させることにより、松が枯れる被害を引き起こす。
	守るべきナラ林(まもるべきならしん)	ナラ枯れ被害を受けることにより、国土保全や景観、電線等のライフラインなどに重大な影響を及ぼすおそれがある森林公園、景勝地、道路そば等の森林。
	未立木地(みりゅうぼくち)	無立木地のうち、伐採跡地を除いた林地のこと。
	民有林(みんゆうりん)	森林法第2条第3項に規定される、国有林以外の森林。私有林(個人有、会社有、社寺有等)、公有林(県有、市町村有、財産区有)がある。
	木育(もくいく)	幼児期から原体験としての木材との関わりを深め、豊かなくらしづくり、社会づくり、森づくりに貢献する活動。2006年に閣

用語の解説

		議決定された「森林・林業基本計画」において、木材利用に関する教育活動として位置付けられている。
	木質バイオマス（もくしつばいおます）	バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をいう。木材に由来するものを「木質バイオマス」といい、樹木の伐採や造材した時に発生する枝・葉などや、製材工場から出るオガクズなどがある。
	モントリオール・プロセス（もんとりおーる・ぷろせす）	１９９３年にモントリオールにて、欧州を除く温帯林等諸国 12 カ国（カナダ、アメリカ、メキシコ、チリ、アルゼンチン、ウルグアイ、ニュージーランド、オーストラリア、韓国、中国、ロシア、日本）で持続可能な森林経営を推進するための共通の基準・指標の作成を開始することに同意し、１９９５年に 7 基準・67 指標を採択した。
や	Uターン（ゆーじえいたーん）	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。
	要間伐森林（ようかんばつしりん）	市町村長が、間伐や保育が適正に行われておらずこれを早急に実施する必要がある森林を要間伐森林とし、森林所有者に対し実施すべき間伐等の方法及び時期を通知し、施業実施に係る勧告等を行うことで、その実施を促す制度。
	要整備森林（ようせいびしりん）	保安機能を確保させるため、特定保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施することが必要な森林。
ら	裸地（らち）	樹木や草木（下層植生）が生えていない状態の土地。
	流域（りゅういき）	河川に降水を供給する区域（集水域）の総称。森林整備計画における流域は、より広義に効率的な森林の整備や木材の生産を行なうための地域の範囲をいう。
	流域林業活性化センター（りゅういきりんぎょうかつせいかせんたー）	流域を基本単位として民有林・国有林が一体となって森林整備の管理水準の向上等を推進するために、設置された組織。県下の 3 流域に設置されている。
	立木（りゅうぼく）	森林法では土地に生立している、個々の木竹のことをいう。
	立木密度（りゅうぼくみつど）	単位面積当たりに生立している樹木の密度をいう。密度は本数で表す場合が多い。（本／ha）
	林業成長産業化地域（りんぎょうせいちょうさんぎょうかちいき）	地域の森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を図ることにより、地元利益を還元し、地域の活性化に結びつける取組を推進するため、林野庁が平成 29 年 4 月、林業成長産業化創出モデル事業による「林業成長産業化地域」を全国 16 か所を選定し、地域構想に基づく取組を支援する。

用語の解説

林業事業体（りんぎょうじぎょうたい）	森林所有者からの受託又は請負等により、森林の造成・育成や木材の生産を行う事業体の総称。森林組合、造林業者、素材生産業者等をいう。
林業専用道（りんぎょうせんようどう）	主として森林施業用の車両の走行を想定する道。 普通自動車（10t積程度のトラック）及び大型ホイールタイプのフォワーダの走行を想定し、森林施業のための特定の人が利用する必要最低限の構造を持ち、林道台帳により管理されているもの。
林地（りんち）	森林の土地の部分进行が、木竹が集団で生立している土地を指す場合が一般的である。
林齡（りんれい）	林分が生立して経過した年数进行が、人工林は更新年度（植栽年度）を1年生と数えるので、通常3年生の苗木を植栽するため、樹齡（実際の年齢）とは異なる。天然林のような異なった年齢の樹木が混じって生育している場合は、平均年齢を林齡とする。
林相（りんそう）	森林を構成する樹種、林齡、大きさなどで表される森林の姿进行が。
林班（りんぱん）	森林計画では、森林の位置を明らかにする必要があることから、対象の森林を字界や尾根、谷等の天然地形で区画したものを「林班」といい、市町村の区域ごとにおおむね50ha程度で設定し、数字で表している。林班内を天然地形等で5ha程度に区画したものを「小班」といい、民有林は数字で表し、国有林は「い、ろ、は…」の文字で表している。
林分（りんぶん）	森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせて「林分」という。樹木の集団のみをさす場合は「林木」という。
林木（りんぼく）	林分を構成している樹木の事をいう。
齡級（れいきゅう）	林齡を5年単位で区分したもの。Ⅰ齡級は1～5年生、Ⅱ齡級は6～10年生、以下同様に区分する。
路網整備等推進区域（ろうもうせいびとうすいしんくいき）	森林整備の集約化と基幹路網の整備により、低コストの森林整備を推進する区域で、市町村森林整備計画において設定される。 ※基幹路網～森林の管理や整備・保全に必要な車道



大館というところ。



匠と歴史を伝承し
誇りと宝を力に変えていく
「未来創造都市」

大館市産業部林政課森林整備係

〒017-0897 秋田県大館市字三ノ丸 13-19

TEL: 0186-43-7147 / FAX: 0186-49-3133

E-mail: sinrin@city.odate.lg.jp